

令和6年度 厚生労働省
障害者地域生活支援体制整備事業

「全国ブロック会議」研修資料

＜北海道・東北ブロック＞

令和6年12月24日

目 次

1. 「全国ブロック会議」について	1
2. ブロック会議プログラム	2
3. 研修講師	3
4. 研修資料	4
・ 行政説明（厚生労働省）	5
・ 好事例の報告	37
・ 演習（グループワーク）	61
5. 都道府県の取組状況等 <北海道・東北ブロック>	69
・ 北海道 ・ 青森県 ・ 岩手県 ・ 宮城県	
・ 秋田県 ・ 山形県 ・ 福島県	

当日配布資料一覧

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 「全国ブロック会議」研修資料・ 座席表・グループ名簿・ 演習シート1～5（演習で使用）・ 参考資料「障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援について」・ アンケート用紙（ブロック会議終了後、提出してください） |
|---|

【厚生労働省担当部局】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

【研修事務局】

一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）

1. 「全国ブロック会議」について

(1) 目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところです。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれ、今後、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営や、これらの市町村に対する都道府県による支援など、各自治体が相談支援体制の強化に向けて取り組むことが必要となっています。

そこで、厚生労働省では、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営の促進を図るため、各都道府県の担当職員・アドバイザー事業に従事する者等を対象にした「全国ブロック会議」を実施します。

(2) 対象者

都道府県の相談支援体制整備に関わる担当職員・アドバイザー事業に従事する者等

(3) 開催日程

全国を6ブロックに分け、各1回ずつ開催

	ブロック	開催地	開催日程	会場	住所
第1回	関東	東京	令和6年 12月20日(金) 10:00~16:30	ビジョンセンター東京 駅前 7階 703号室	東京都中央区八重洲1-8-17 新榎町ビル 7階
第2回	北海道・東北	青森市	令和6年 12月24日(火) 10:00~16:30	青森県観光物産館ア スパム 5階 白鳥	青森県青森市安方1丁目1番40号
第3回	北陸・甲信越	金沢市	令和7年 1月8日(水) 10:00~16:30	ガーデンホテル金沢 2階 華の間	石川県金沢市本町2丁目16-16
第4回	東海・近畿	名古屋市	令和7年 1月10日(金) 10:00~16:30	プライムセントラルタワー 名古屋駅前店 13階 第4+5会議室	愛知県名古屋市西区名 駅 2-27-8
第5回	中国・四国	広島市	令和7年 1月15日(水) 10:00~16:30	エールエールA館 6階 ROOM4	広島県広島市南区松原 町9-1
第6回	九州・沖縄	福岡市	令和7年 1月17日(金) 10:00~16:30	八重洲博多ビル 11階 ホールA	福岡市博多区博多駅東 2丁目18-30

2. ブロック会議プログラム

時間	内容	担当
10 : 00	開会	事務局
10 : 00~10 : 05	挨拶（本ブロック会議の目的等）	厚生労働省
10 : 05~10 : 15	資料確認・本日の流れの説明	事務局
10 : 15~11 : 00（45分）	【1】行政説明 ・障害保健福祉施策の状況や法改正・報酬改定の概要等について説明	厚生労働省
11 : 00~11 : 30（30分）	【2】都道府県からの状況報告 ・事前提出「都道府県の取組状況等」について参加都道府県から報告（1都道府県3~4分程度）	都道府県
11 : 30~12 : 30（60分）	【3】好事例の報告 ・ヒアリング調査から取りまとめた「好事例（6事例）」について、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置・整備の経緯、自立支援協議会を含めた「3要素」の連携状況や取組の工夫等について説明	講師
12 : 30~12 : 40（10分）	【4】意見交換 ・好事例の取組を聞いて、各都道府県内の状況とどんな違いがあるか等、意見交換	事務局
12 : 40~13 : 30	休憩	
13 : 30~16 : 10	【5】演習（グループワーク） 自己紹介 グループワークの進め方の説明 グループワーク（1） ①市町村への支援状況と課題（20分） ②市町村における課題や必要とする支援（40分）	講師
14 : 40~14 : 55（15分）	席替え・休憩	
14 : 55~15 : 00（5分） 15 : 00~16 : 10（70分）	グループワークの進め方の説明 グループワーク（2） ①都道府県内の市町村における課題（20分） ②市町村の課題に対して必要な取組（25分） ③目標と具体的な取組（25分）	
16 : 10~16 : 30	【6】総括 ・グループ発表・講師による総括	
16 : 30	閉会（挨拶） アンケート・演習シートの提出	厚生労働省 事務局

3. 研修講師

ブロック		氏名	所属	役職等
関東	講義	岡部 正文	社会福祉法人 ソラティオ	理事長
	演習	日野原 雄二	社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会	主幹
北海道 ・東北	講義	藤川 雄一	鶴ヶ島市 福祉部 福祉政策課	主席主幹
	演習	長谷川 さとみ	社会福祉法人藤聖母園 相談支援事業所 藤	管理者
北陸・ 甲信越	講義	藤川 雄一	鶴ヶ島市 福祉部 福祉政策課	主席主幹
	演習	村上 美恵子	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと	管理者
東海・ 近畿	講義	小島 一郎	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市リハビリテーションセンター	総合相談部長
	演習	濱口 直哉	社会福祉法人あかりの家 地域支援センターあいあむ	センター長
中国・ 四国	講義	藤川 雄一	鶴ヶ島市 福祉部 福祉政策課	主席主幹
	演習	金丸 博一	コンサルテーションサポート 森の入口	代表
九州・ 沖縄	講義	山下 浩司	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	事務局次長
	演習	山口 麻衣子	社会福祉法人清樹会 地域生活支援センターすみよし	管理者

(敬称略)

4. 研修資料

・ 行政説明（厚生労働省）	5
・ 好事例の報告	37
・ グループワークの進め方	61

「地域における障害児者の相談支援体制の整備の推進」

～全国の基幹・拠点等・協議会の取組状況について～

令和6年度 障害者地域生活支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害者地域生活支援体制整備事業費

令和6年度当初予算額 11百万円 (-) ※ ()内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- ・国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- ・当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、**国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。**

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

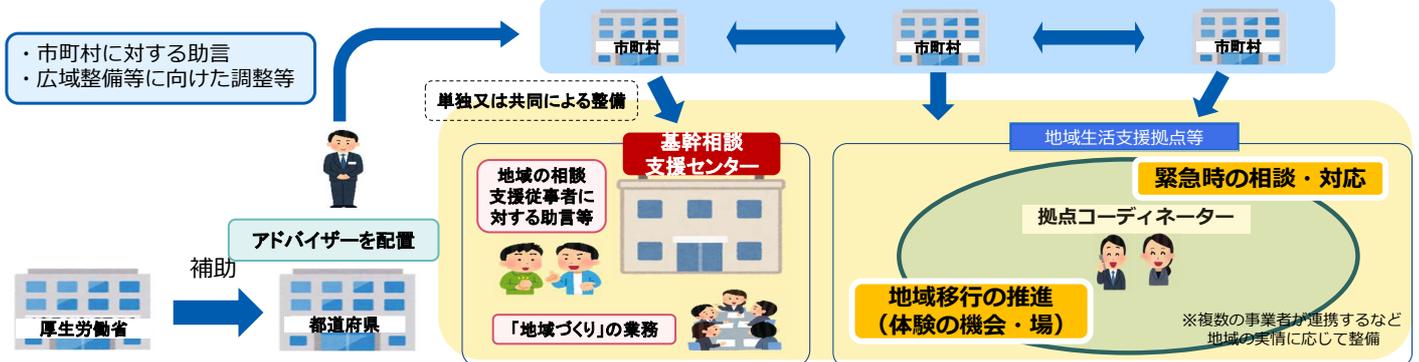
令和6年度当初予算 32百万円（－）※()内は前年度予算額 ※令和6年度は、東京都、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が本事業を活用

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

3

本日お話しする内容

障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

目次

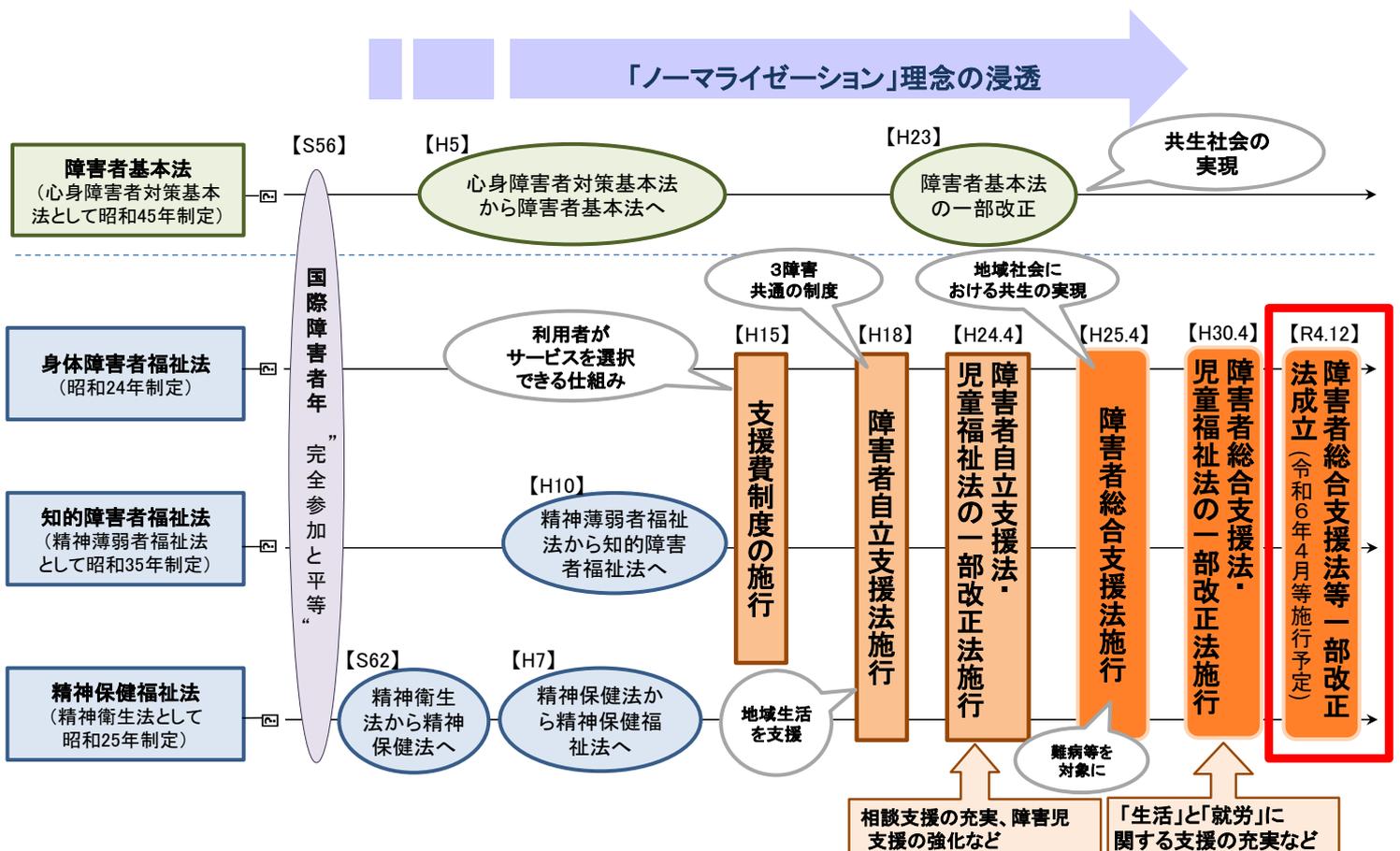
1. 令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. (自立支援)協議会の効果的な運営
5. 参考資料

障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

1. 障害者総合支援法の改正
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. (自立支援)協議会の効果的な運営
5. 参考資料



障害保健福祉施策の歴史



改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - 就労アセスメント（就労サービス利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**【精神保健福祉法】
 - 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする（ほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う）。
 - 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**【難病法、児童福祉法】
 - 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備**【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

7

1-② 1-③ 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

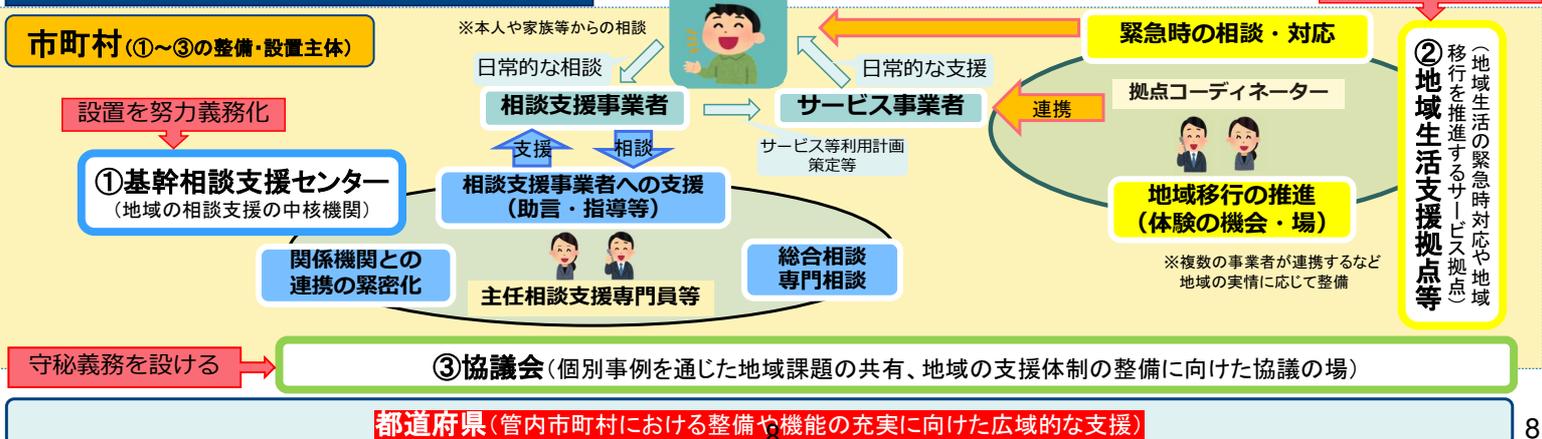
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

9

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

11

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業、生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

10

12

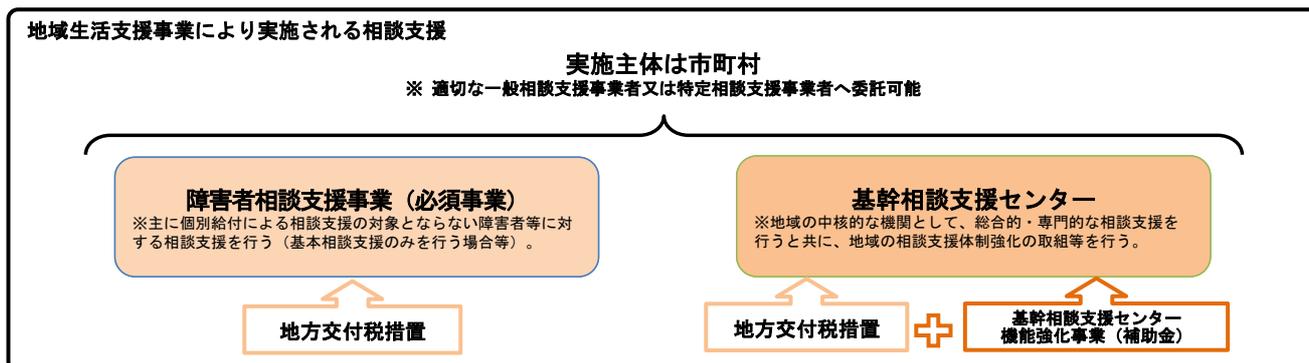
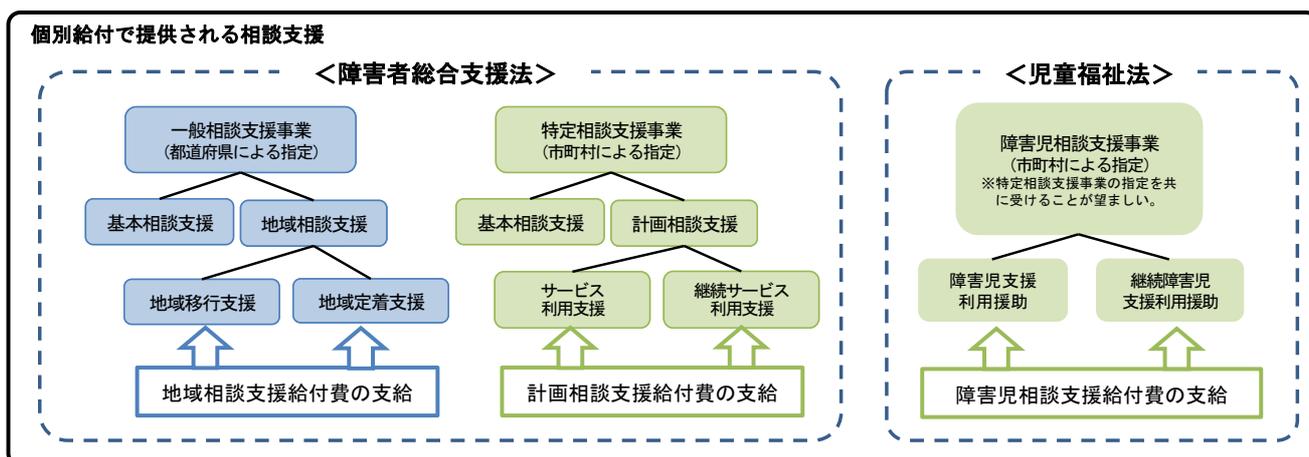
2

障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

1. 障害者総合支援法の改正
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. (自立支援)協議会の効果的な運営
5. 参考資料



障害者総合支援法における相談支援事業の体系



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60% ※箇所数は1,309ヶ所(R6.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) 社会生活力を高めるための支援 ピアカウンセリング 権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 等 	■全部又は一部を委託 1,560市町村(90%) ■単独市町村で実施 1,056市町村(61%) ※全市町村が実施(地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 計画相談支援等 サービス利用支援、継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■10,563ヶ所(R2.4) 23,729人 11,050ヶ所(R3.4) 25,067人 11,472ヶ所(R4.4) 26,028人 11,846ヶ所(R5.4) 27,028人 12,324ヶ所(R6.4) 28,661人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,209ヶ所(18%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 	■3,551ヶ所(R2.4) 3,543ヶ所(R3.4) 3,671ヶ所(R4.4) 3,861ヶ所(R5.4) 3,837ヶ所(R6.4)

15

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実(算定要件の見直しと単位数の引き上げ)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化(Ⅰ)	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位(中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位(上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
その他加算	(新) 情報提供	-	150単位
	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位
行動障害支援体制加算		対象者なし：30単位
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等
をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築す
ることを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能と
する。



【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

- ① 以下1. 2.のいずれかを満たす事業所間で（※）
 - 1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所
 - 2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所
(ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。
令和9年3月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有)
- ② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

新

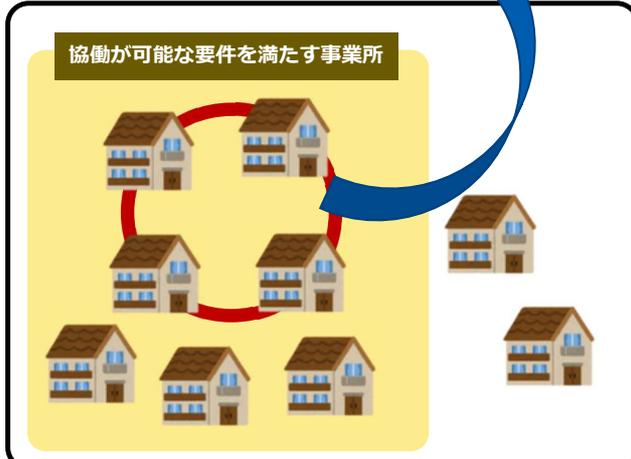
(※) 離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。

【体制を協働により確保可能なこと】 ※機能強化型基本報酬の算定に際し

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）



〈日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等〉

- NSK版モデル協定書
<https://nsk2009.org/?p=604>
- 相談支援事業の複数事業による協働モデル
<https://nsk2009.org/?p=968>
- 複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証
<https://nsk2009.org/?p=1244>

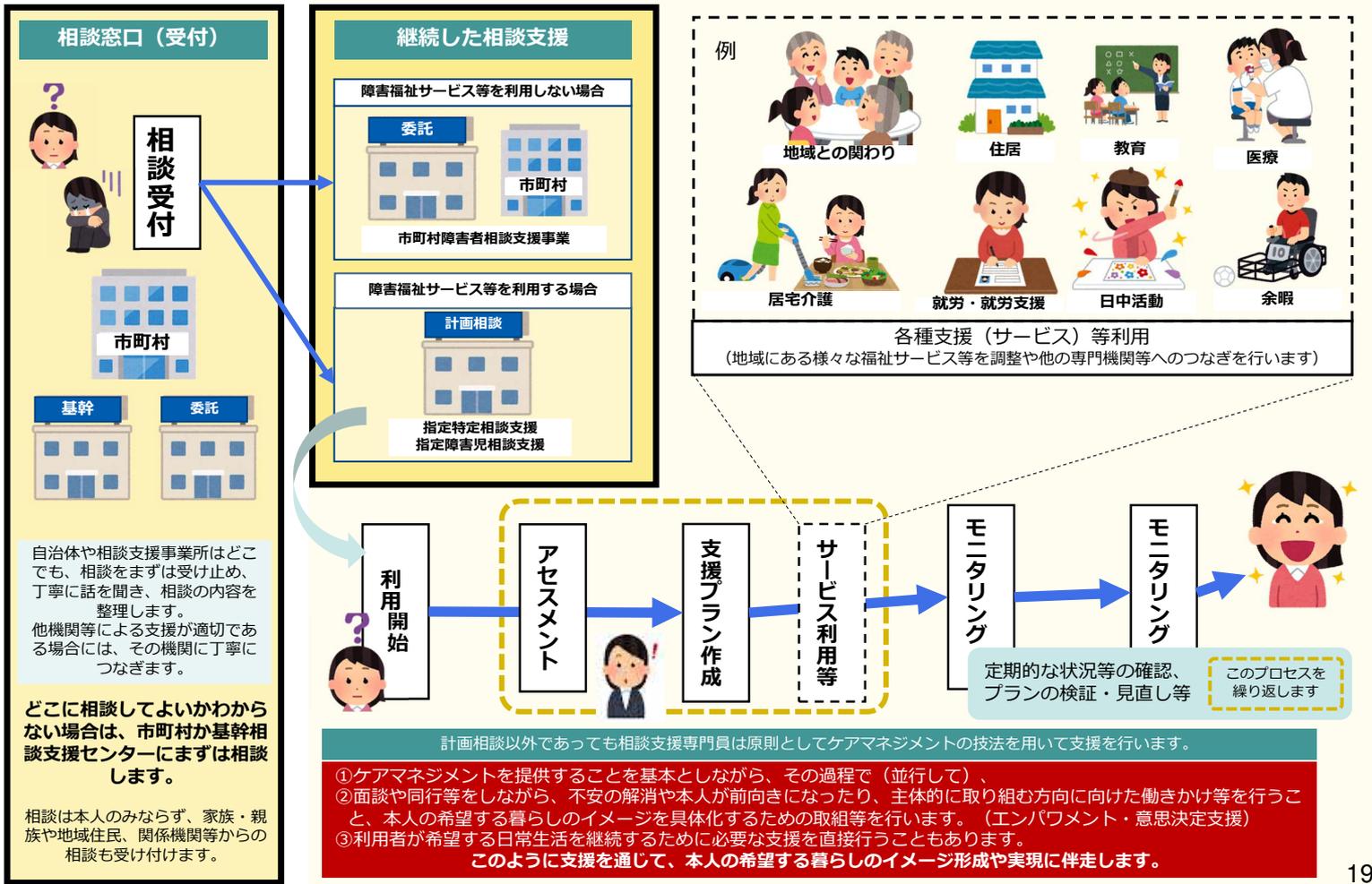
加算名	内容	単位数
主任相談支援専門員配置加算	I 常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所及び地域のその他の相談支援事業所の従業者の資質向上のための助言・指導を実施している場合 ★本加算は基幹相談支援センターを委託されている又は児童発達支援センターに併設されている場合、もしくは市町村が地域の中核的な役割を担うと市町村が認めた事業所に限って算定できる。	300単位/月
	II 常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位/月
行動障害支援体制加算	I 強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、強度行動障害児者（者：障害支援区分3以上かつ行動関連項目の合計点数が10点以上である者、児：児基準20点以上である児）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位/月
	II 強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
要医療児者支援体制加算	I 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、医療的ケア児者（医療的ケア児判定スコアの項目に該当する者）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位/月
	II 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
精神障害者支援体制加算	I 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、利用者が通院する病院等や訪問看護事業所における看護師、保健師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に相談支援を行っている場合。	60単位/月
	II 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
高次脳機能障害者支援体制加算	I 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合であって、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に計画相談支援を行っている場合。	60単位/月
	II 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位/月

※体制加算は対象となる月の全ての利用者の基本報酬に加算される。体制加算 I を確保している場合、全ての利用者に体制加算 I の単価を加算。

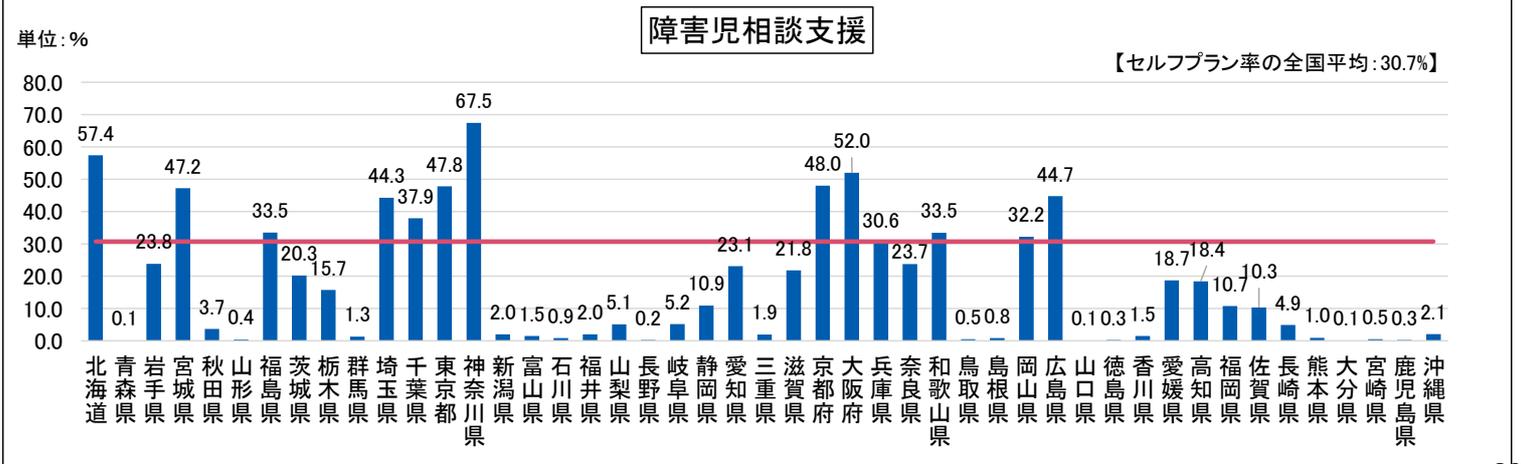
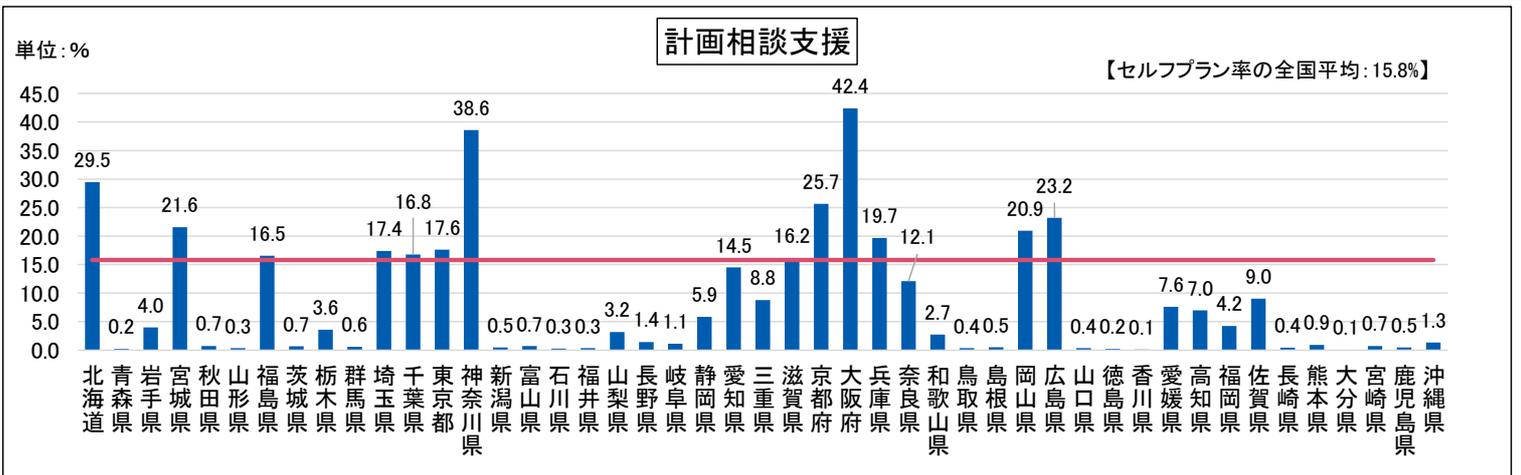
※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、内容に改定があった箇所、新設の項目・要件等。

※要件に「現に」とある場合、加算の算定開始に当たっては、届出時に要件を満たしている必要がある。また、体制を確保して以後（加算の算定を開始した後）、要件を満たさなくなった場合、6月を超えて加算を算定することはできない。

相談支援の流れ（イメージ）



セルフプラン率について（令和6年3月末時点） 出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について



モニタリング実施期間の決定方法

障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項

並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**（施行規則第6条の16）

市町村においては、**利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定するようにすること。**

（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）

モニタリング実施標準期間（施行規則第6条の16）

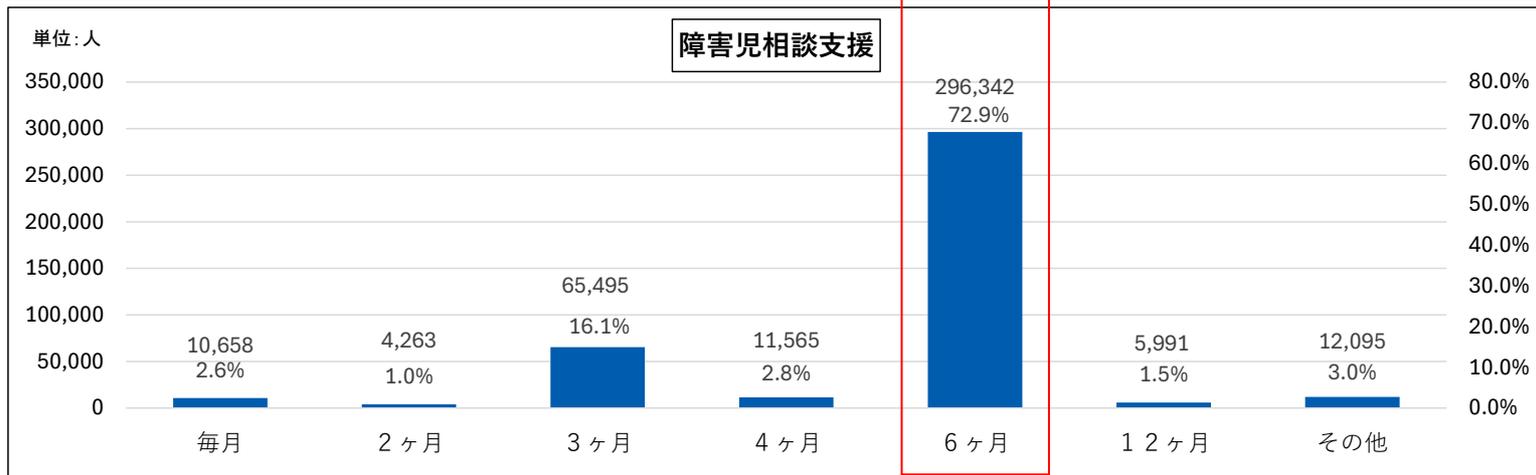
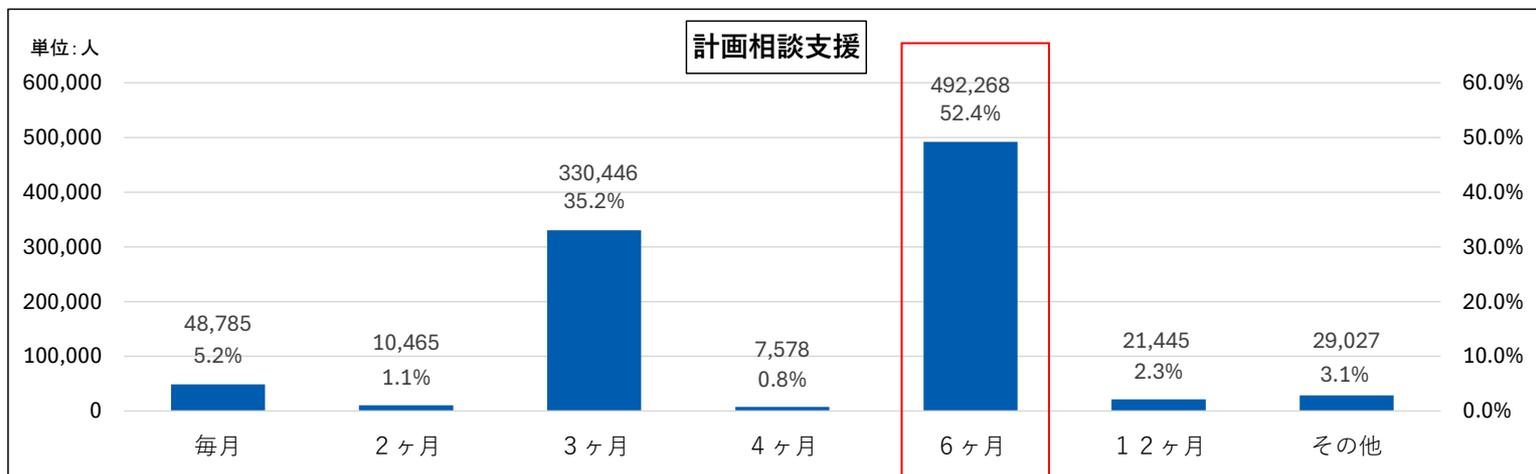
対象者（利用する障害福祉サービス等）		実施標準期間
サービスの種類・内容・量に著しく変動のある支給決定を受けた者 ※新規サービス利用者は原則として全ての者が該当		1月間 (利用開始から3月に限る)
在宅障害者等	集中的に支援が必要な者 ① 入所施設からの退所等により、一定期間、集中的に支援が必要な者 ② 単身独居の場合や家族状況等により自ら事業者との連絡調整を行うことが困難な者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	1月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、日中サービス支援型共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練、自立生活援助を利用する者	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域定着支援、障害児通所支援を利用する者	6月間 (★の場合は3月毎)
【施設入所者等】障害者支援施設（国立のぞみの園を含む）、療養介護、重度障害者等包括支援、地域移行支援を利用する者		6月間

★ 65歳以上で介護保険の居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントを受けていない者

21

モニタリングについて（令和6年3月末時点）

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果（障害福祉課調べ）



- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38 } に記載
介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化しおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・**進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児**
- ・**重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者**
- ・**障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者**

この内容に更に追記

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

- 相談支援に従事する人材を確保し、段階的に育成してゆくため、一定の要件の下、相談支援専門員になる前の段階から障害分野における相談支援に従事できるよう、相談支援員が配置できる仕組みを創設する。

新 相談支援員の要件等

【事業所の要件】

- ① 機能強化型基本報酬を算定
- ② 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保
(事業所に主任相談支援専門員が配置されていることが原則)

(研修ではなく)
OJTで育成・質の担保

【機能強化型報酬算定の際の件数の取扱い方法】

- 0.5人として員数に繰り入れ可能。



【その他】

- 相談支援従事者養成研修（初任者研修）は実務経験要件を満たしてから受講すること。

【相談支援員の要件】

ソーシャルワーク専門職である国家資格により
基盤となる知識・技術等を担保

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士である者
- ② 常勤専従(※)で配置
(※) 業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可

【相談支援員が可能な業務の範囲】

- ① サービス等利用計画の原案の作成
 - ・ サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成は相談支援専門員でなければならない。
 - ★ただし、相談支援専門員の指導の下、同席することを推奨
(トレーニングをすることは可能)

② モニタリング

※加算の算定も可（体制加算を除く）



【相談支援専門員の実務経験要件等の改正】

「指定計画相談支援の提供に当たるとしてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚労省第227号）」を改正(※)

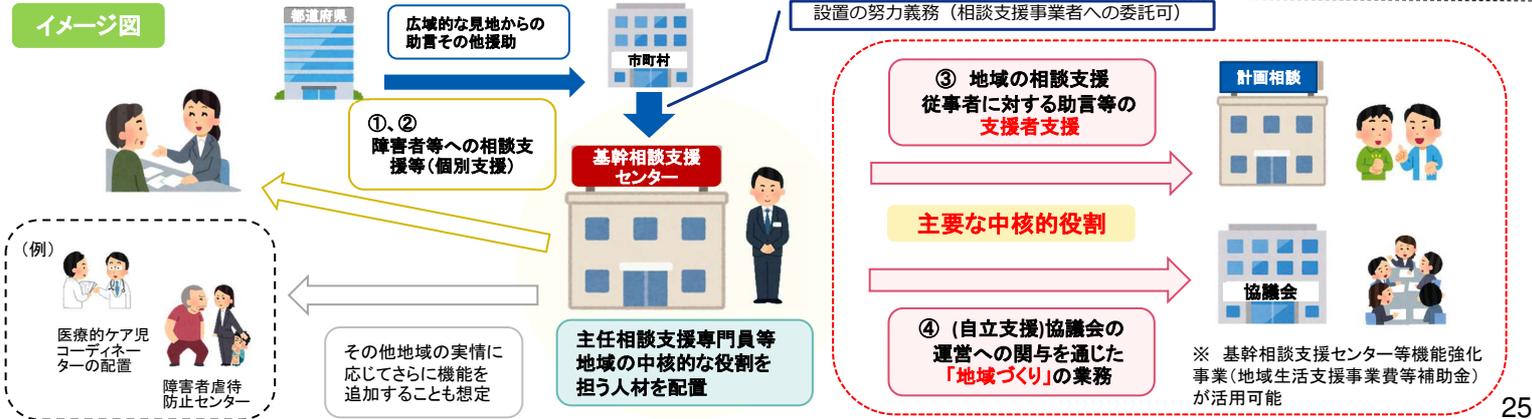
- 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、介護保険法の居宅介護支援事業・介護予防支援事業を明示的に規定（告示に追加）。
- 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業を明示的に示す（留意事項通知に記載）。
- 国家資格者に公認心理師を規定（告示に追加）。

(※) 指定障害児相談支援、指定一般相談支援も同。

※その他、相談支援専門員・相談支援員が兼務できる範囲を解釈通知に明示。

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるもの**とする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務) ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**



基幹相談支援センターの役割と業務

障害者総合支援法 第77条の2に基づき作成

- 地域の相談支援体制の構築には、「**人材育成**」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「**地域のネットワーク構築**」が不可欠であり、**基幹相談支援センターの中核となる業務**。
- そのため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等の相談者に関する様々な情報から、地域の課題として可視化し、地域資源を活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担う。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

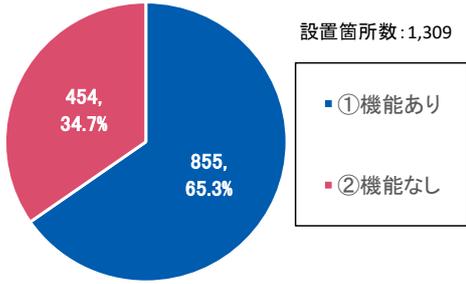
1. 地域生活支援事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与 ・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助 ・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給
2. 3障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務	身体障害者、知的障害者、精神障害者について <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供 ・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施
3. 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施
4. (自立支援)協議会の活動の推進に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等(関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など)の連携の緊密化を促進

「次に掲げる事業及び業務を総合的に行う」とは

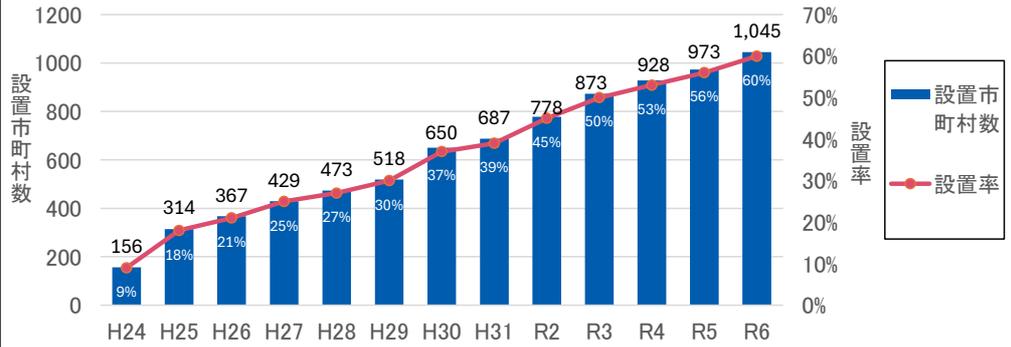
「3と4の業務を中核として、1と2を含む4つの業務を総合的に実施する」ということであって、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するもの。

基幹相談支援センターについて (令和6年4月1日時点)

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター



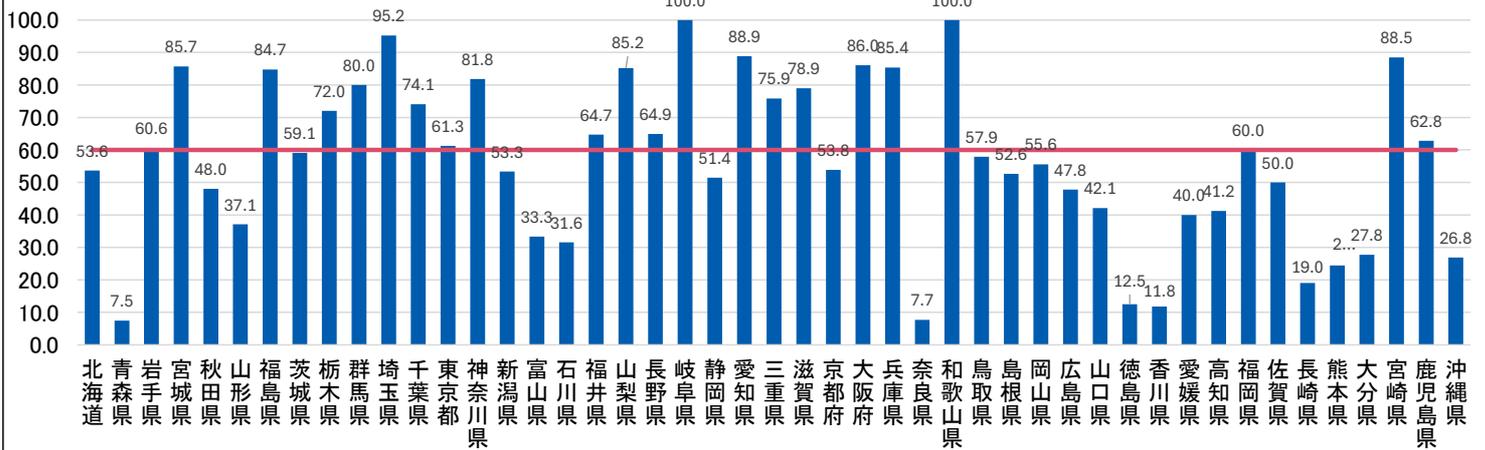
基幹相談支援センターの設置状況(経年比較)



単位: %

基幹相談支援センターの設置率(都道府県別)

【設置率の全国平均: 60%】



27

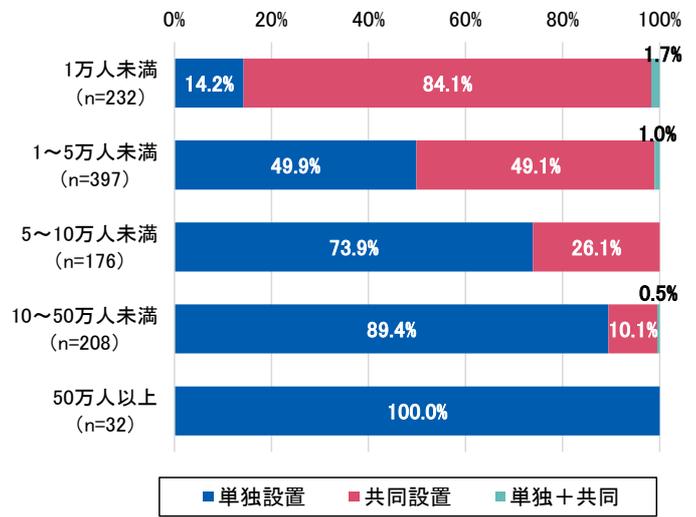
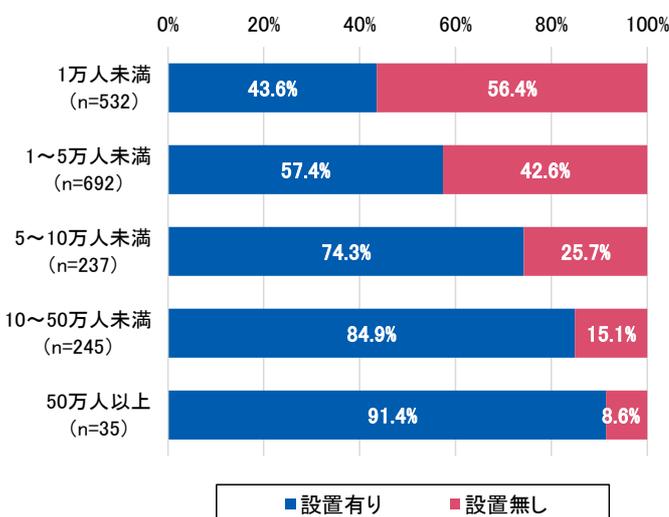
基幹相談支援センターの設置状況等(人口規模別)

出典: 厚生労働省調査「障害者相談支援事業の実施状況等について」(令和6年調査)

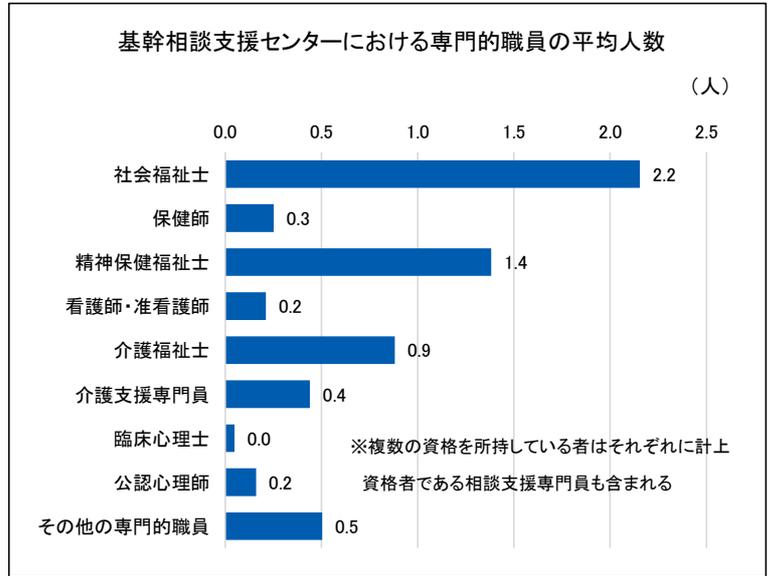
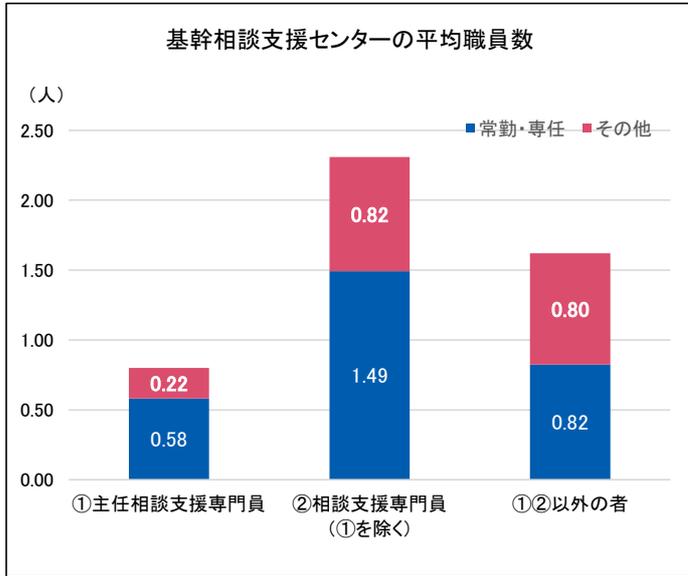
- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- 小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

市町村における基幹相談支援センターの設置状況(人口規模別)
(市町村数=1,741)

基幹相談支援センターの設置方法(人口規模別)
(実施市町村数=1,045)



- 基幹相談支援センターに配置されている職員数は、1か所あたり4.7名（令和6年4月1日時点）
- 社会福祉士や精神保健福祉士の配置が多い。



基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。

従前	現行
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする (注) 主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

イ 実施主体
都道府県

ウ 事業内容

- (ア) 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導
- (ウ) 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等
(地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。)
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
(基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む)
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- (カ) 都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施
(例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務)

エ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

オ 留意事項

- (ア) 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- (イ) 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

1. 障害者総合支援法の改正
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. （自立支援）協議会の効果的な運営
5. 参考資料

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

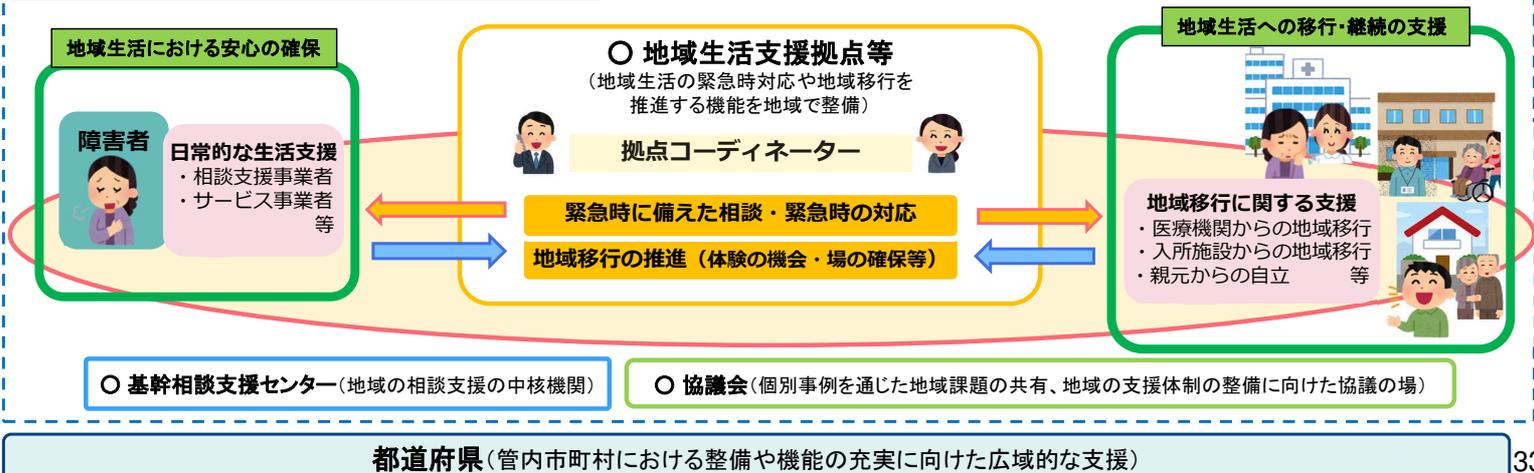
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



33

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令和6年3月29日障障発第0329第1号)

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の(1)から(4)までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる(共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能)。

(1) 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、実施要綱の3のウの（イ）及び（ウ）とおりであるが、その具体的な業務例（イメージ）については以下のとおりである。

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（障発0329第8号令和6年3月29日）

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

3 事業内容

ウ 拠点コーディネーター事業

（イ）拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

35

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（3）専門的人材の確保・養成等について

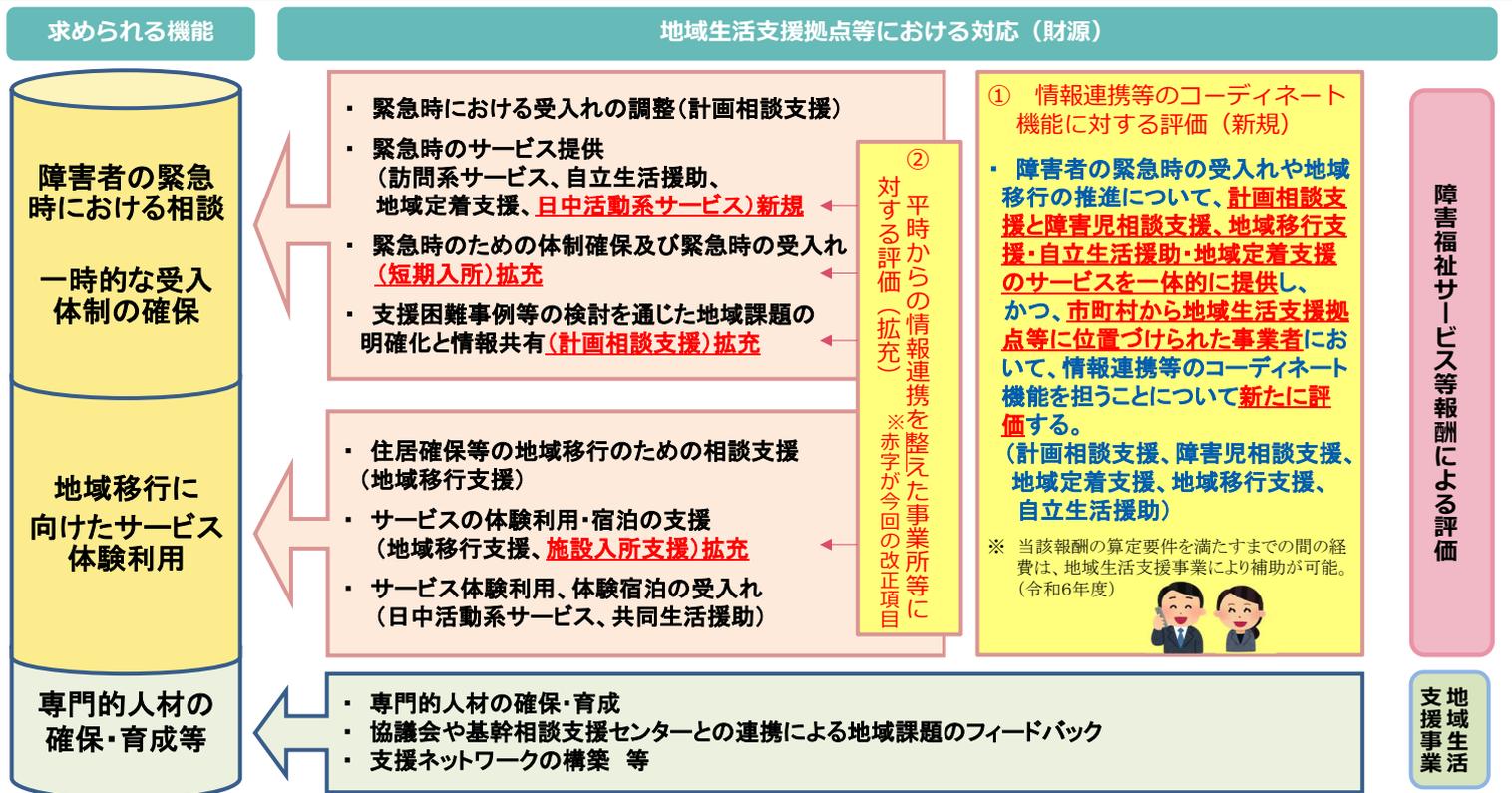
障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

地域生活支援拠点等が担うべき機能と対応（令和6年度報酬改定後のイメージ）

地域生活支援拠点等については、以下の事業の組合せにより運営することを想定。

- 緊急時における受入れや地域移行に向けたサービス体験及び情報連携等のコーディネーター等【障害福祉サービス等報酬】
- 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保や地域生活支援拠点等に関するネットワークづくり等【地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）】



37

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネーター機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位/日**

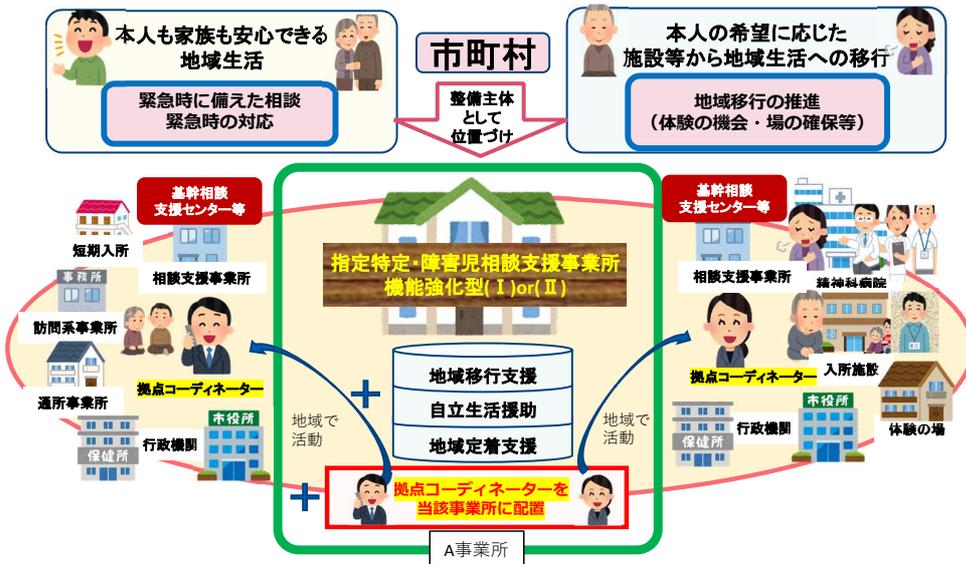


23

38

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

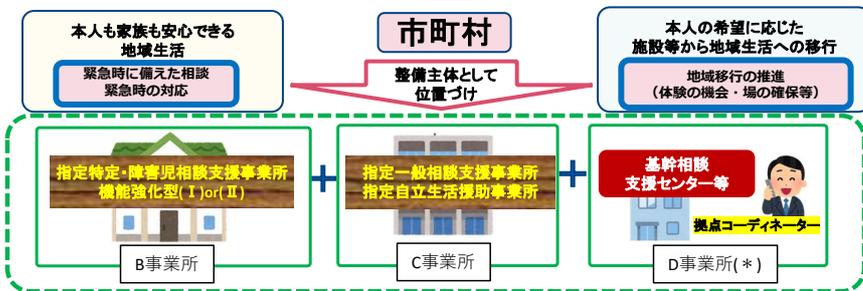
○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

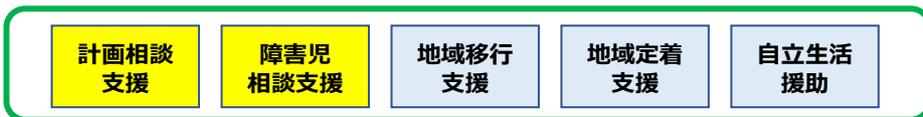
* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

39

地域生活支援拠点等機能強化加算について

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

① 「計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」



・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保している

* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。

② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」



* 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。
* 拠点機能強化事業所は、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定することができる。

③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」

拠点コーディネーターを1名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

拠点コーディネーターを2名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

* 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネーター機能にも活用できる。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

41

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

（1）地域生活支援拠点等機能強化加算 ③ 拠点機能強化事業所の責務

（中略）

また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、（中略）障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。

障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援の提供例

- ・ 障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供
- ・ すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援
- ・ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援
- ・ 精神科病院に入退院を繰り返している者
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供

等

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

- 市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

主な手順

- (1) 市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - (ア) **市町村と事業所等で事前協議**
 - (イ) 事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）
 - (ウ) **市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**
 - (エ) その他市町村が必要とする手続き等
- (2) 事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き
 - (オ) 運営規程の変更
 - (カ) 事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出（運営規程変更と**市町村の通知**を添付等）
 - (キ) その他都道府県等の事業所指定権者が必要とする手続き



43

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村と事業所等との事前協議

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

* 一覧表のようなリストでの周知方法や地図上で協力事業所の分布状況を共有する等、市町村の工夫で取り組む。



さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の日安及び拠点コーディネーターの person 費等の負担割合等
- ・ 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・ 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

についても事前協議を行うこと。

<主な手順>

市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続きとしては、上記の事前協議を経て、事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）、**市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**等、事業所が地域生活支援拠点等に関する**加算を算定する手続き**（運営規程の変更、事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出）を行う。

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針（告示）により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
 - 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するため、必要な事業を実施する。
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 専門的人材の確保・育成
 - ・ 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
 - ・ 支援ネットワークの構築 等
- ※ 地域生活支援拠点等において情報連携等の業務を担うコーディネーターの配置等に要する経費について、障害福祉サービス等報酬の算定要件を満たすまでの間は、本事業による補助を可能とする（令和6年度）。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率：国：1/2以内 都道府県：1/4、市町村：1/4

45

地域生活支援拠点等の整備状況について（令和6年4月1日時点）

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村） ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数（割合）		未整備の市町村数（割合）	
1270市町村（72.9%）		471市町村（27.1%）	
単独整備の市町村数（割合）	共同整備の市町村数（割合）	単独・共同両方整備の市町村数（割合）	
626市町村（49.2%）	643市町村（50.6%）	1市町村（0.1%）	

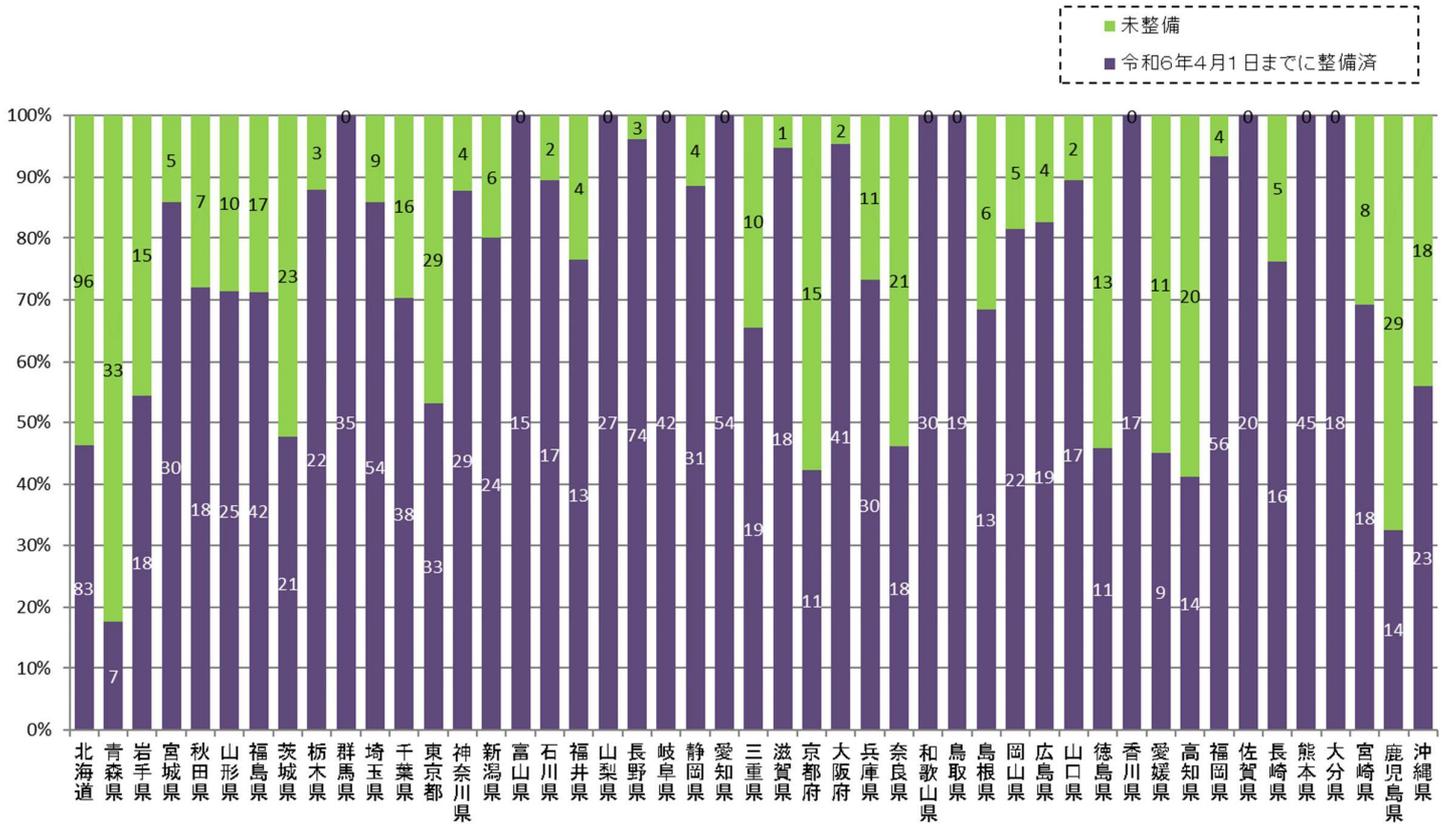
② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数（のべ数）		コーディネーターを配置している拠点の数	
812箇所		296箇所	
単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）	単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）
657箇所（80.9%）	155箇所（19.0%）	224箇所（75.6%）	72箇所（24.3%）

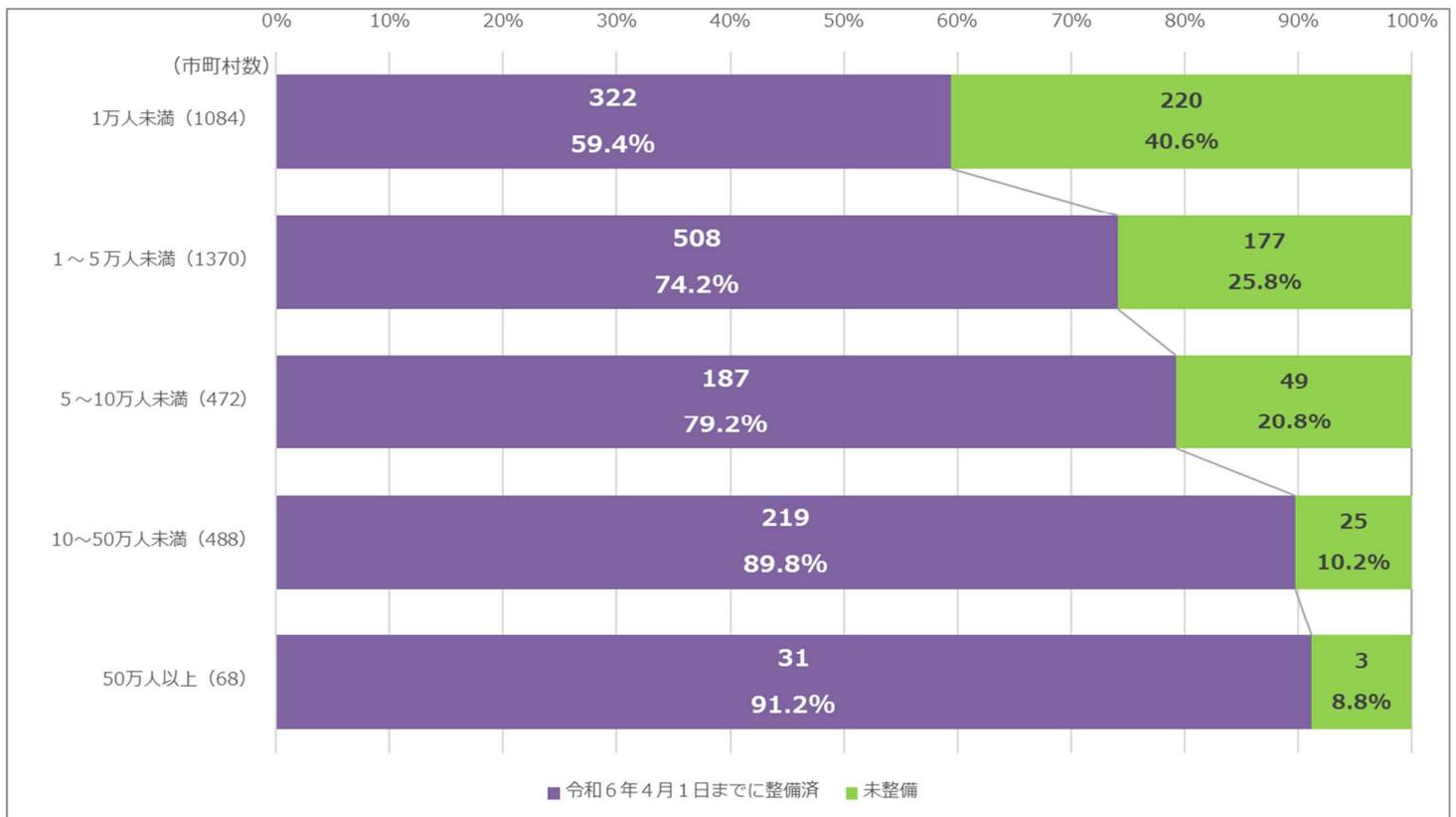
③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数（実数）		
851人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業（地活事業）」における拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（割合）
47人（5.5%）	91人（10.7%）	713人（83.8%）

地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（市町村数及び割合）



地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況（市町村数及び割合）

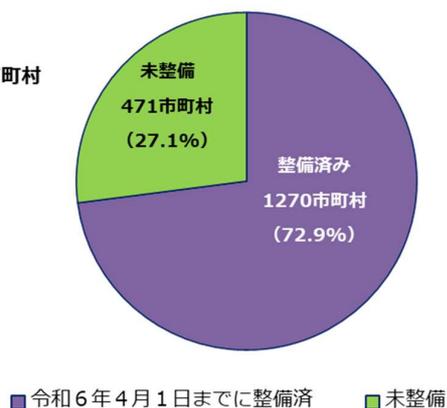


地域生活支援拠点等の整備状況（その他、円グラフ）

※ 小数点第二位以下四捨五入

全国における地域生活支援拠点等を整備する市町村数

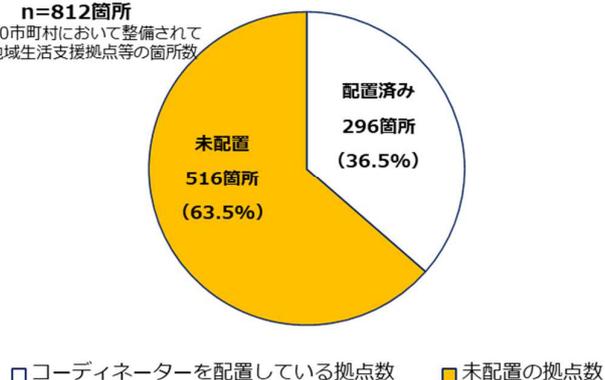
n=1741市町村



コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等の箇所数

n=812箇所

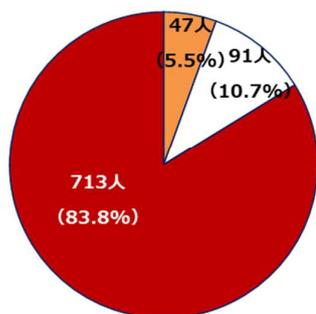
※1270市町村において整備されている地域生活支援拠点等の箇所数



地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（人件費別）

n=851人

※コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの実人数



- 地域生活支援拠点等機能強化加算における拠点コーディネーター
- 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業（地活事業）における拠点コーディネーター
- その他の事業や自治体職員等によって配置される場合の地域生活支援拠点等のコーディネーター

49

障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

1. 障害者総合支援法の改正
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. （自立支援）協議会の効果的な運営
5. 参考資料

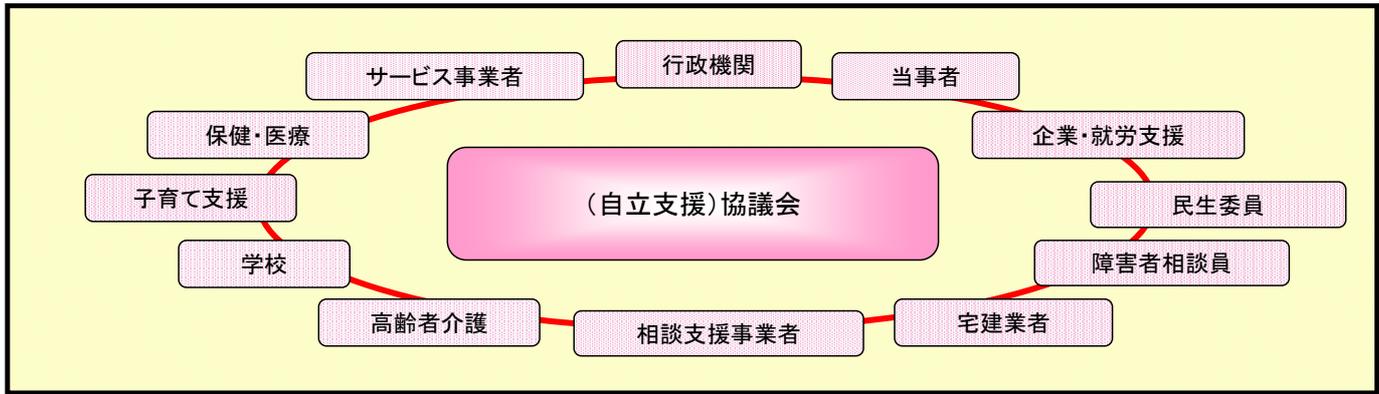


(自立支援) 協議会について

- 当初は障害者自立支援法（平成18年施行）施行規則第65条の10に規定（地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場）

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、（自立支援）協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行（25年4月）により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた(自立支援)協議会の機能と構成

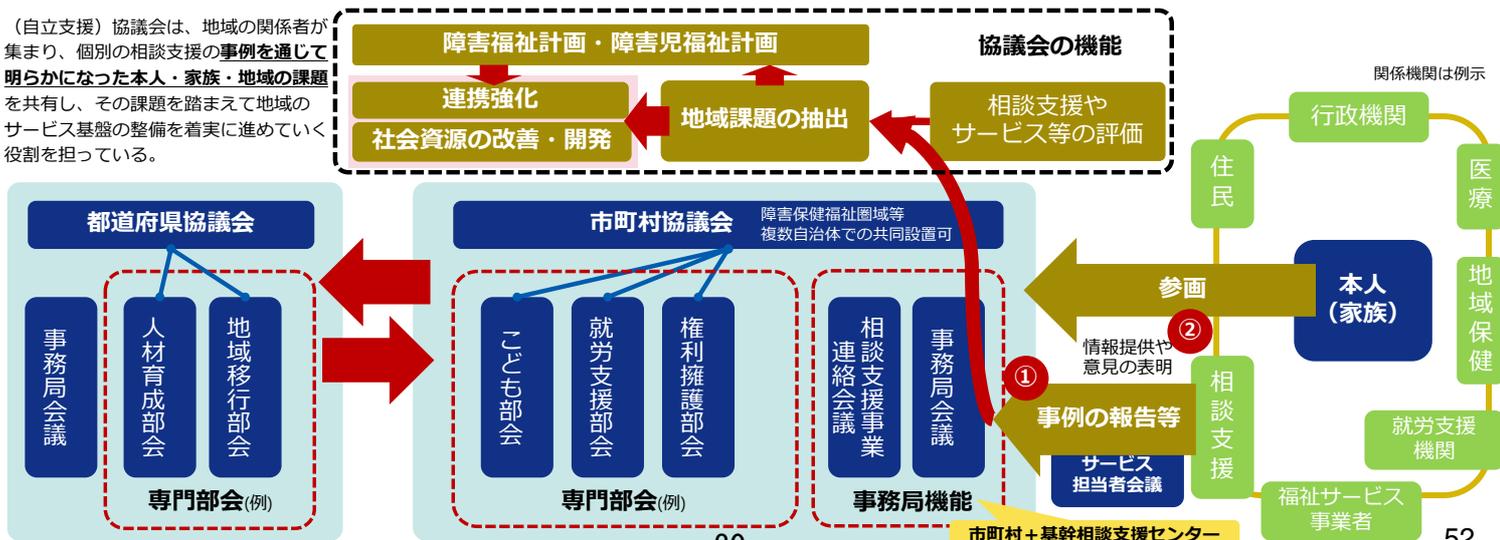
(自立支援)協議会の役割・機能 (障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

- 改①** 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
 地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新②** 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新③** 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
 * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

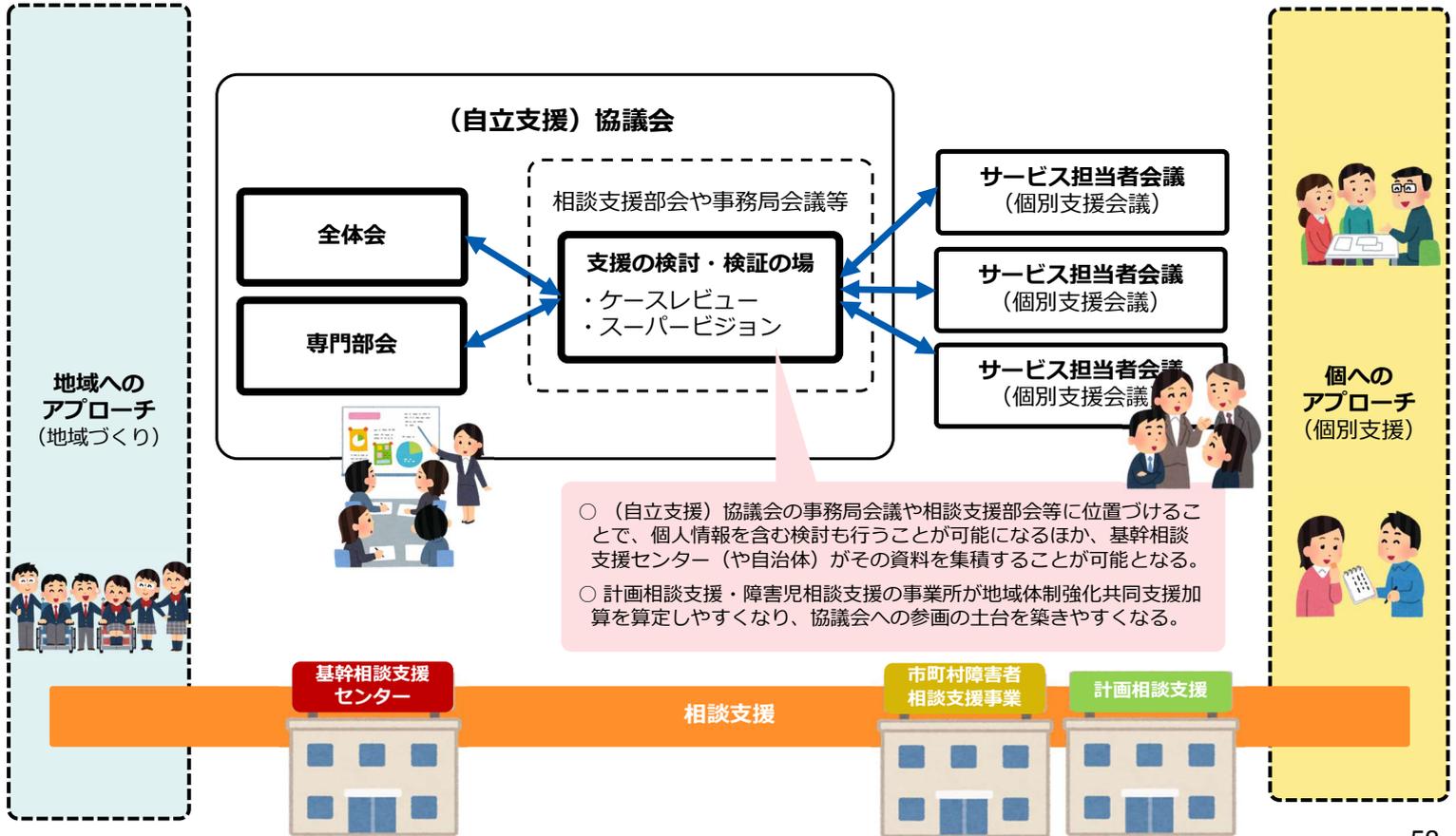
(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



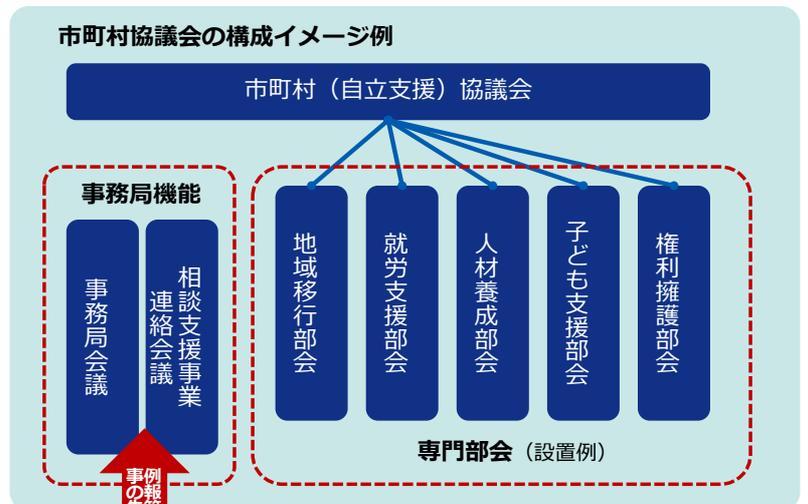
市町村協議会の主な機能

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」(令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障第 89 号)

- ・ 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

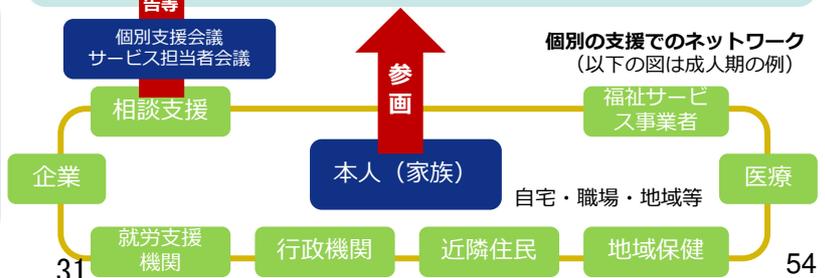
市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等



（自立支援）協議会に、地域のさまざまな関係機関等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには地域の実態把握が不可欠。

多様な地域の社会資源に関する情報収集、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要から、基幹相談支援センターが自治体と共に（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は大きい。



市町村協議会の主な機能と留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」(令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障 第 89 号)

- 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

見直し前	現行
<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 専門部会等の設置、運営等 	<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 地域における関係機関の連携強化 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 都道府県協議会との連携等
<p>5 留意点（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること） 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 	

55

都道府県協議会の主な機能

- 都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」(令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障 第 89 号)

留意事項

- 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

アドバイザー

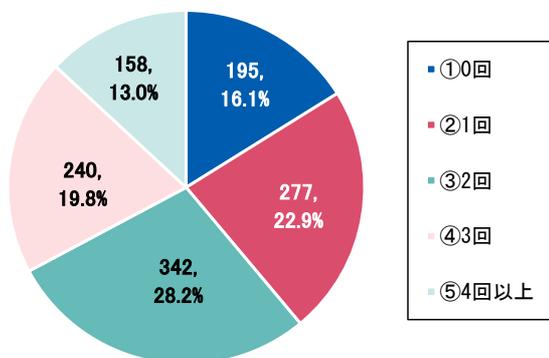
- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者



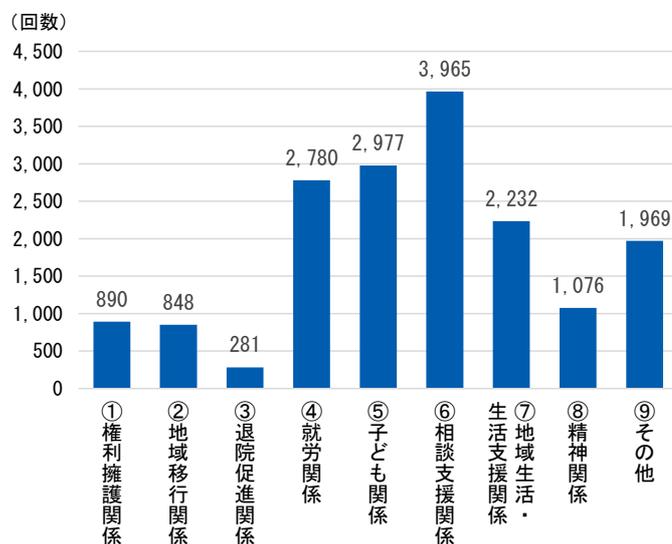
市町村（自立支援）協議会の開催回数

【市町村（自立支援）協議会】

市町村協議会の開催回数（令和5年度）
（実施市町村数=1,212）



専門部会（課題別）の開催回数（令和5年度）
（実施市町村数=928）

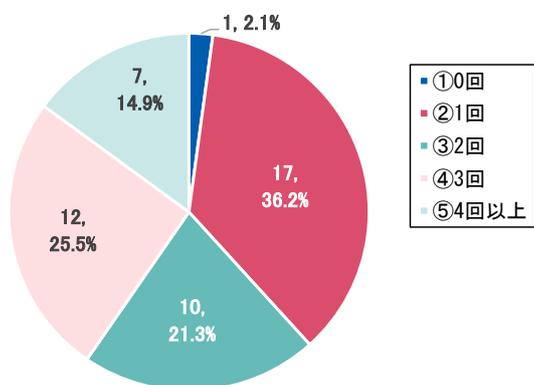


出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

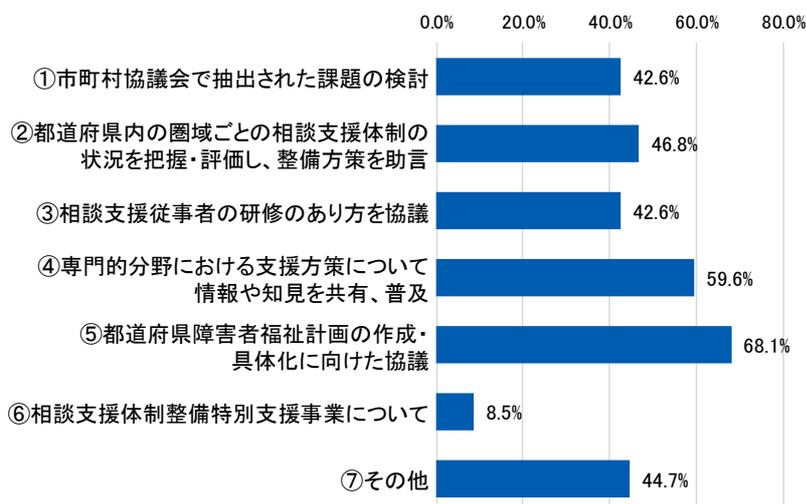
都道府県（自立支援）協議会の開催回数等

【都道府県（自立支援）協議会】

都道府県協議会の開催回数（令和5年度）
（都道府県数=47）



都道府県協議会の協議項目
（都道府県数=47、複数回答）

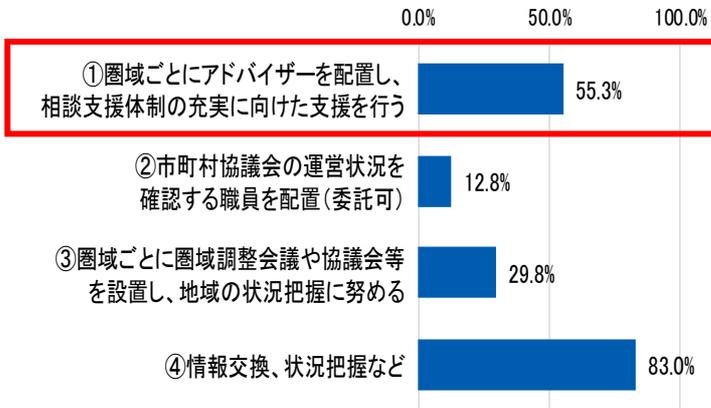


出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

【都道府県（自立支援）協議会】

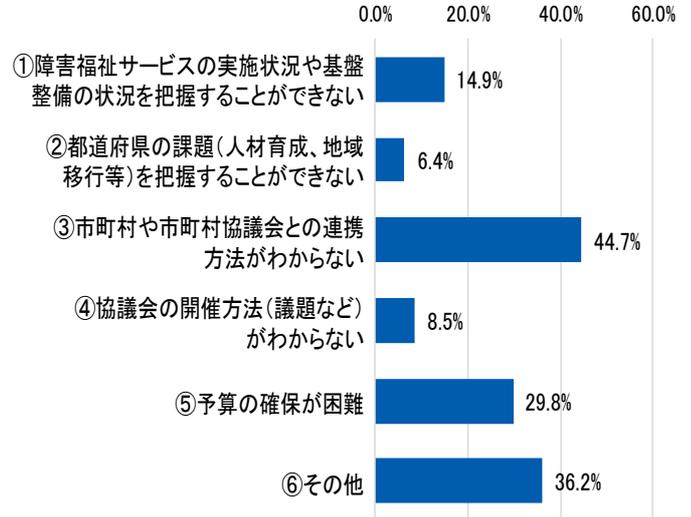
都道府県協議会の活性化に向け工夫している事項

(都道府県数=47、複数回答)



都道府県協議会の運営に関して課題と考えている事項

(都道府県数=47、複数回答)



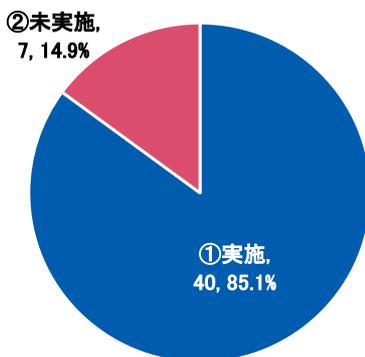
出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

都道府県相談支援体制整備事業

【都道府県相談支援体制整備事業】

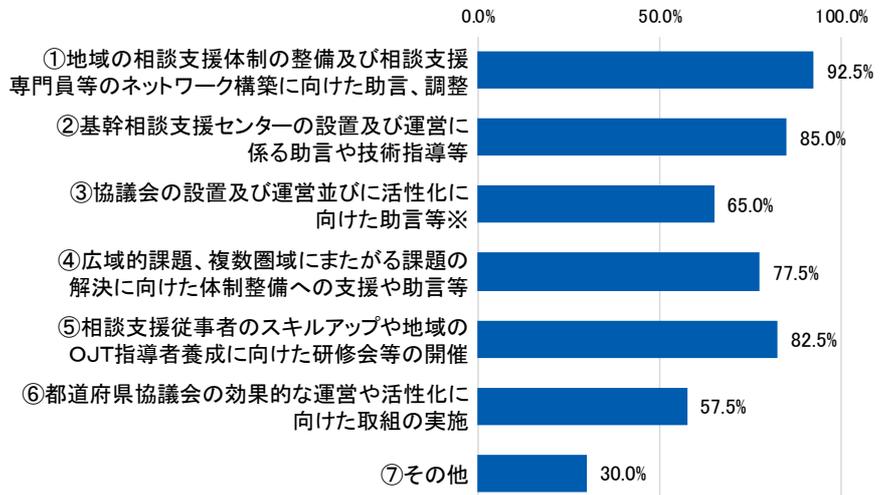
都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

(都道府県数=47)



都道府県相談支援体制整備事業の具体的な業務内容

(実施都道府県数=40、複数回答)



※地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

1. 障害者総合支援法の改正
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. (自立支援)協議会の効果的な運営
5. 参考資料

5

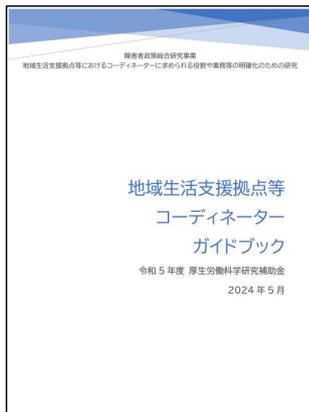
ひとくらし、みらいのために



地域生活支援拠点等に関連した通知や調査研究の成果物等について

厚生労働省HP>テーマ別に探す→障害福祉>施策情報>地域生活支援拠点等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html> *「厚生労働省 地域生活支援拠点等」で検索してもOK



厚生労働科学研究成果データベース <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/169735>

「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」

- ・ 拠点コーディネーターガイドブック
- ・ コーディネーターの配置状況等アンケート調査
- ・ 地域生活支援拠点等好事例集

障害者総合福祉推進事業 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001321743.pdf>

「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究（令和5年度）」

- ・ 地域生活支援拠点等の好事例集

1	二本松市	(福島県)	人口 53,557人	P6	2	埼玉北圏域	(埼玉県)	人口 61,499人	P10
9	半田市	(愛知県)	人口 117,884人	P45	13	鹿児島市	(鹿児島県)	人口 593,128人	P59

厚生労働省HPからの入り方

メニューの**政策について** → 福祉・介護の中にある**障害者福祉** → 障害福祉サービス等

6 相談支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/index_00001.html



6 相談支援

- (1) 相談支援
- (2) 基幹相談支援センター
- (3) (自立支援) 協議会
- (4) 障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱い等について

掲載先	現在掲載している資料
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務に関する手引き（令和6年3月） 相談支援のQ&A（令和6年4月5日）
(3)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の設置・運営ガイドライン（令和6年3月） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について（令和6年3月29日付通知障発0329第26号 こ支障第89号） 障害者保健福祉推進事業成果物（平成19年度～平成21年度）

63

施策名：障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

令和6年度補正予算案 5.9億円

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者（または児童発達支援管理責任者）の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

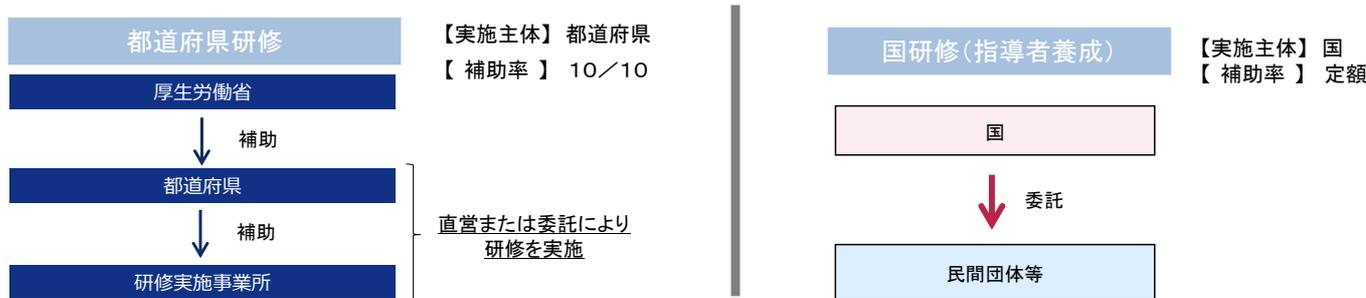
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修（都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象）の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者（またはその家族）の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

好事例の報告

事例 1 : 福島県二本松市 (北海道・東北ブロック)

事例 2 : 長野県上小圏域 (北陸・甲信越ブロック)

事例 3 : 埼玉県埼玉葛北地区 (関東ブロック)

事例 4 : 愛知県半田市 (東海・近畿ブロック)

事例 5 : 愛媛県今治市 (中国・四国ブロック)

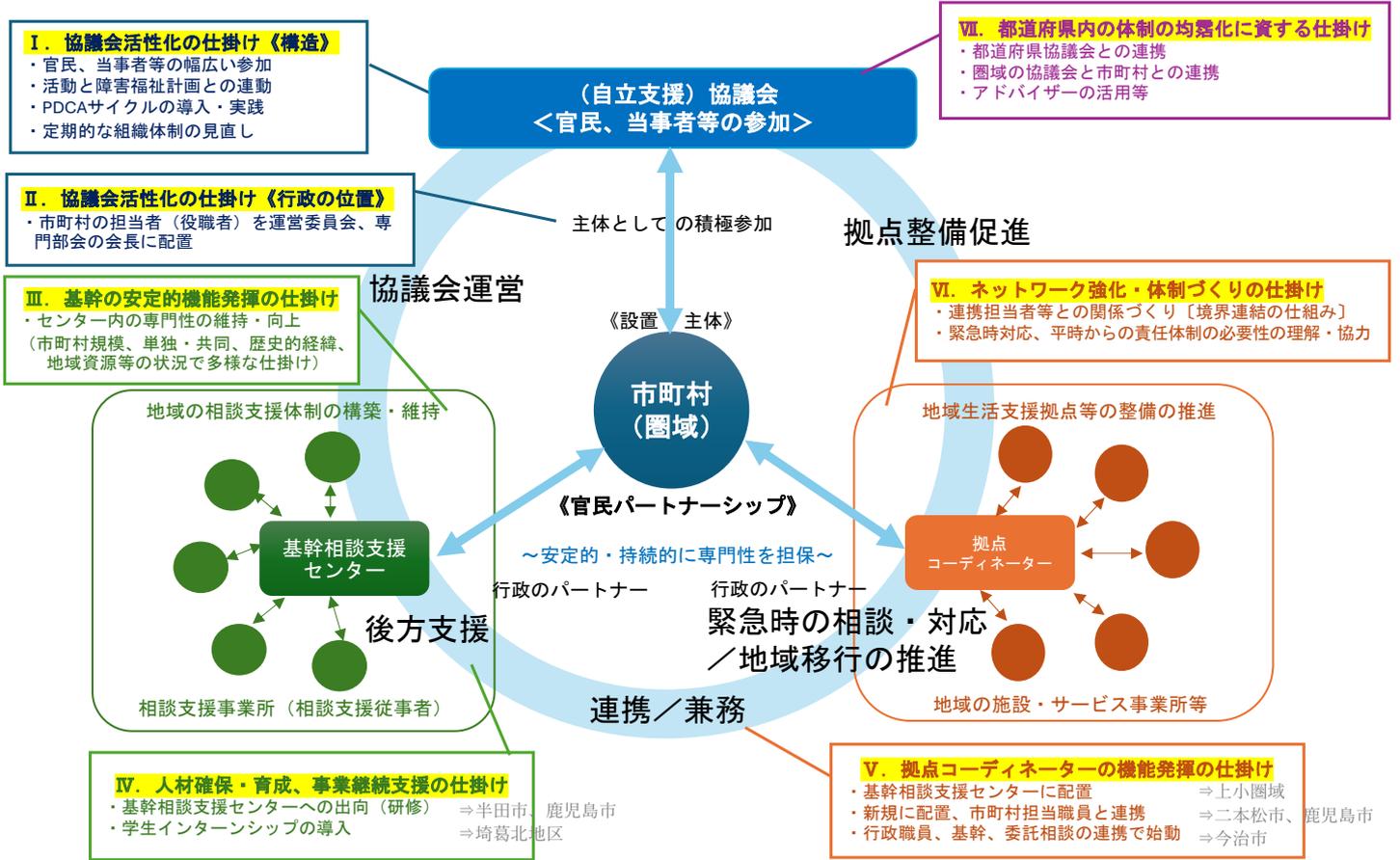
事例 6 : 鹿児島県鹿児島市 (九州・沖縄ブロック)

1

好事例の概略一覧

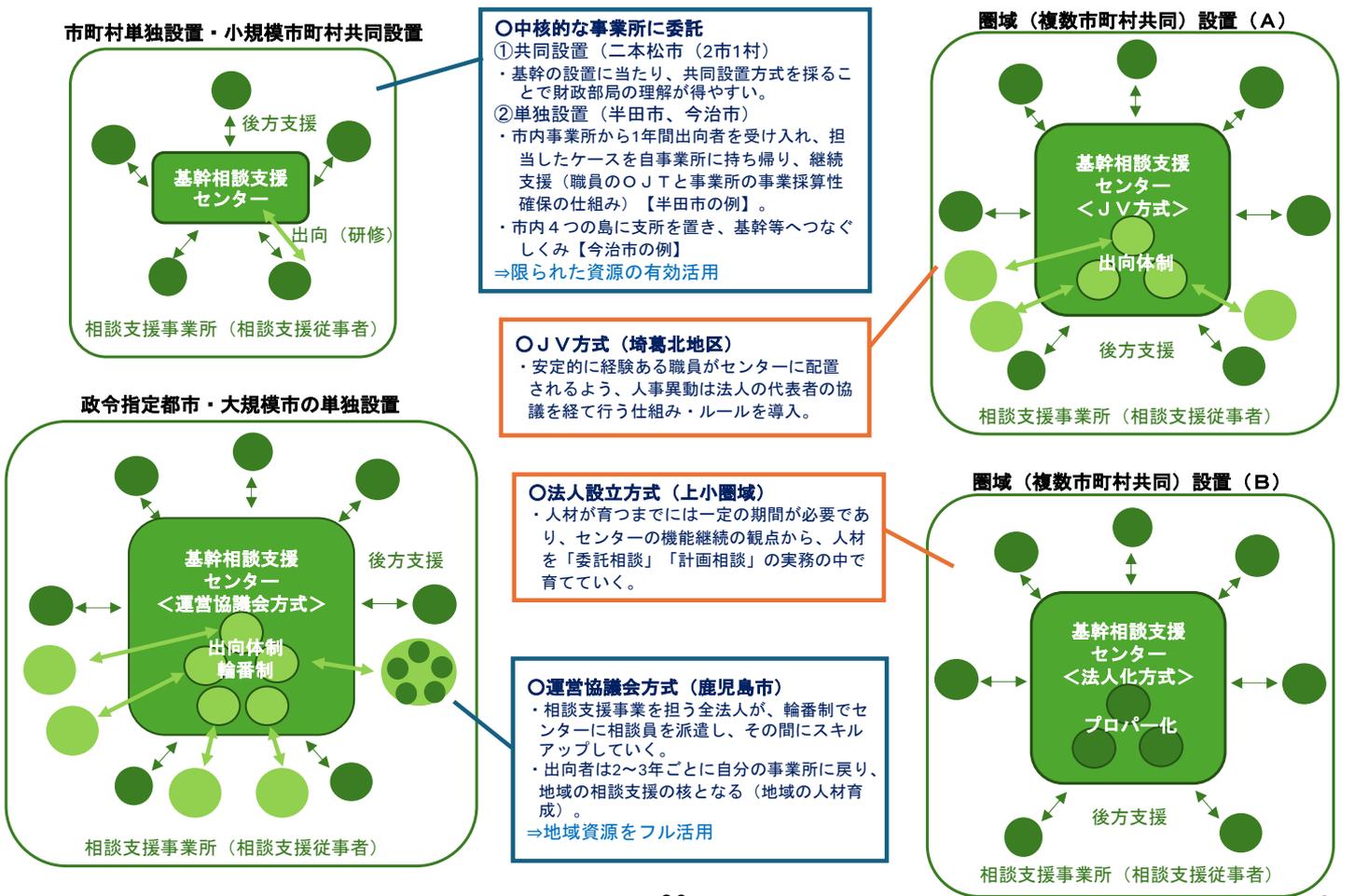
事例	地域	人口	相談支援事業所	概要
1	福島県 二本松市 (2市1村)	89,899人	5カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■議論の中核を担う協議会の事務局会議は行政・相談支援専門員・部会長で構成され、常に官民共同で協議 ■相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置することで、障害福祉サービス等に繋がっていない人を掘り起こす ■緊急時に対応するため地域生活支援拠点の協定先として医療機関を位置づけ
2	長野県 上小圏域 (2市1町1村)	191,496人	37カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■複数事業所で設立したNPO法人(相談支援専門員のプロパー化)への委託により、基幹相談支援センターを設置 ■官民連携による自立支援協議会の運営(PDCAサイクルの継続的な実践) ■基幹相談支援センターに地域生活支援拠点等整備の入口として拠点コーディネーターを配置
3	埼玉県 埼玉葛北地区 (3市2町)	240,434人	14カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■3市2町による共同設置、3法人共同体(JV方式)による運営。常に行政と3法人の管理職が地域課題を共有 ■基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を別々の機関として設置、業務内容の違いを明確化 ■ナビゲーターを配置し拠点コーディネーターとの連携を強化
4	愛知県 半田市	117,207人	10カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■基幹相談支援センターによる相談支援の質を高める継続的な取組 ■幅広い関係者の参加による協議会活動と障害福祉計画の連動 ■パートナー(連携担当者)を配置し拠点コーディネーターとの連携強化
5	愛媛県 今治市	149,730人	11カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急支援リスクの高い障害者を抽出し「緊急支援登録者」として情報を整備。 ■地域生活支援拠点の受け入れる側と調整・依頼する側との情報交換会を行い、相互理解を図っている。 ■今後のさらなる連携に向け、自立支援協議会の体制の見直しを検討
6	鹿児島県 鹿児島市	595,042人	82カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■基幹相談支援センターは市内の相談支援事業所等で構成する運営協議会のうち、5法人が輪番制で運営。相談員が基幹に出向することで人材育成にもつながる。 ■地域生活支援拠点の運営は複数の法人が「連携協定法人」として協力し、24時間・365日の緊急時相談体制を確保。 ■地域全体で取り組む運営体制を目指すことで、人材の確保・育成、ネットワークの構築にも寄与。

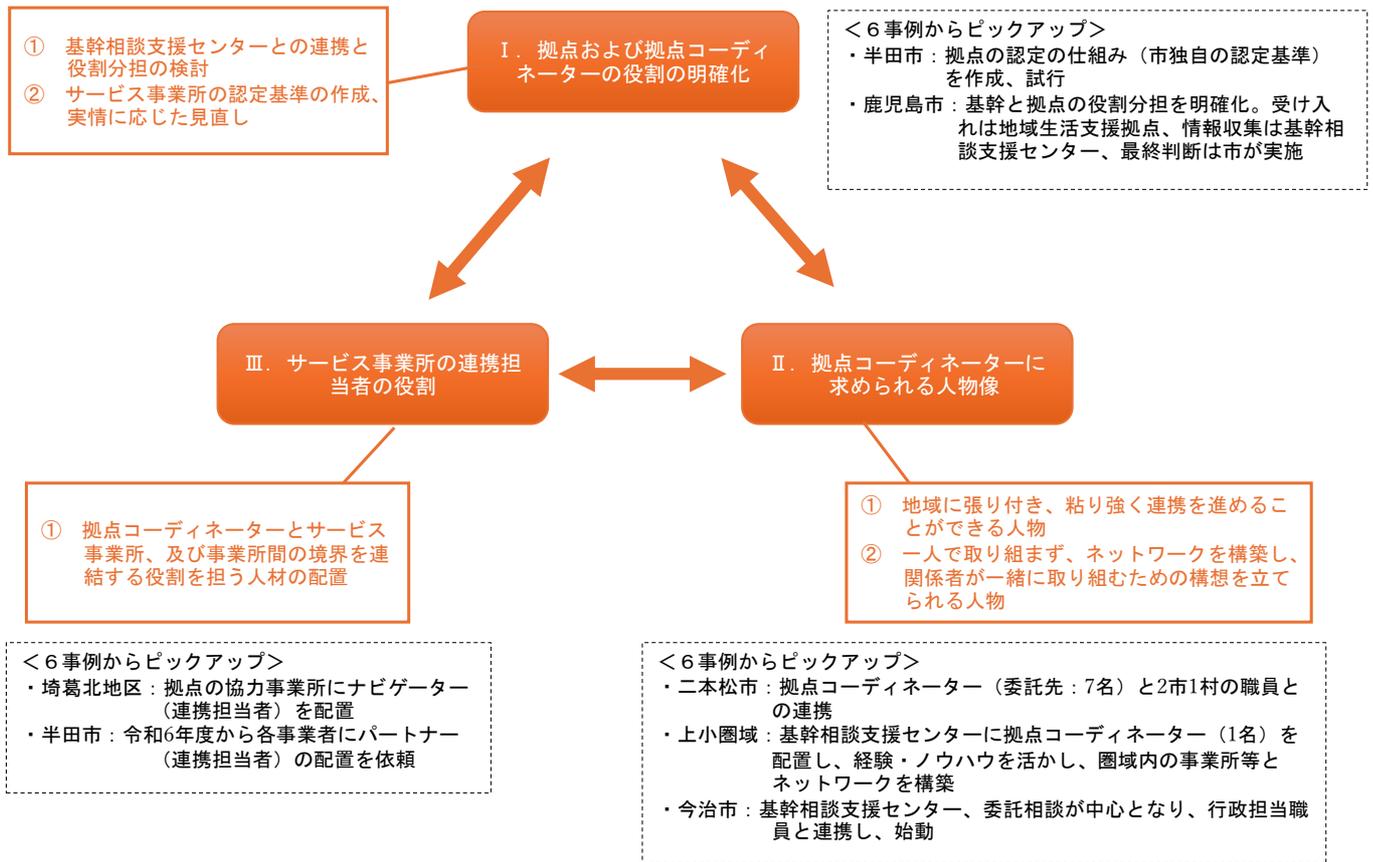
3つの機能の連動のための7つの仕掛け



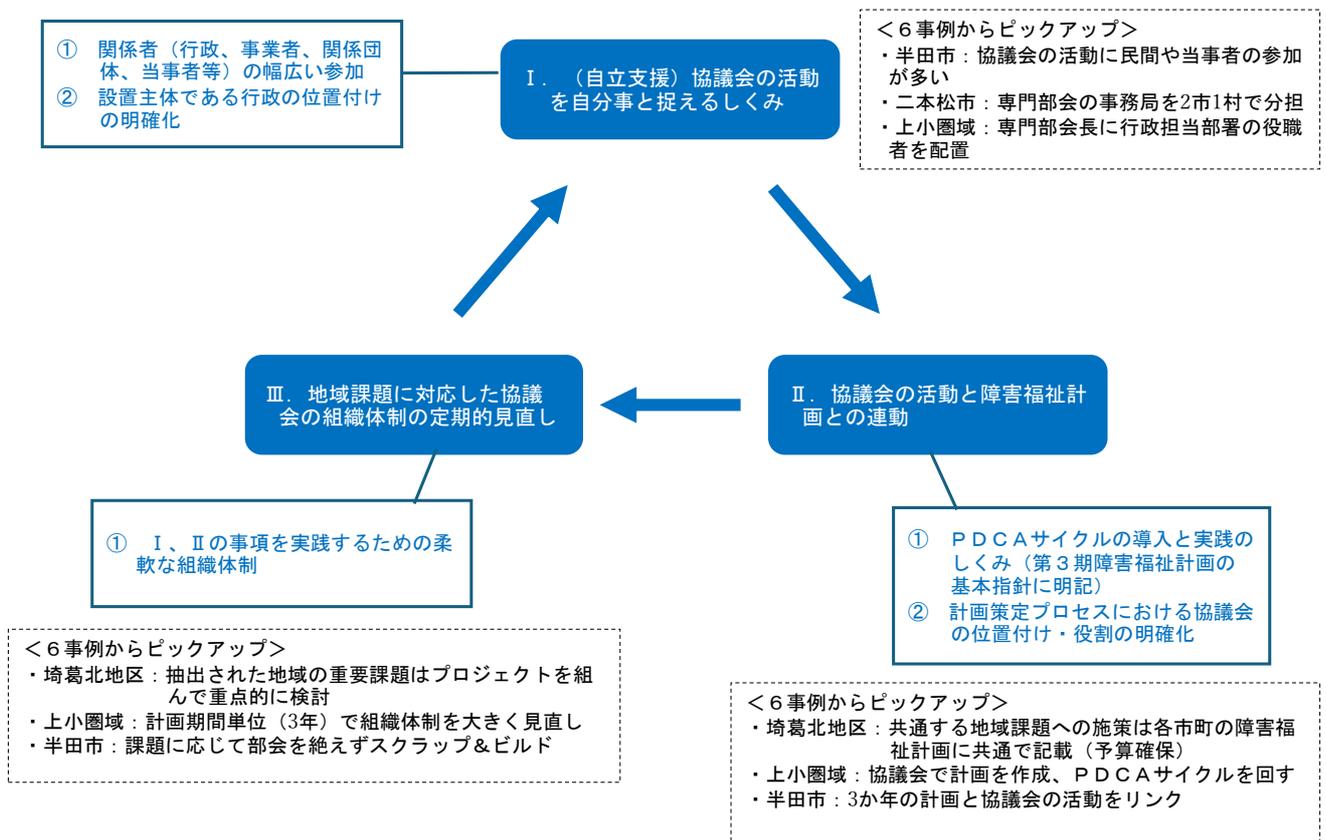
5

基幹相談支援センターの安定的な機能（協議会運営・後方支援）維持、相談支援事業所（相談支援従事者）の人材育成の仕掛け





（自立支援）協議会を活性化するための仕掛け



各事例の概要

事例 1 福島県二本松市

- 議論の中核を担う協議会の事務局会議は行政・相談支援専門員・部会長で構成され、常に官民共同で協議
- 相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置することで、障害福祉サービス等に繋がっていない人を掘り起こす
- 緊急時に対応するため地域生活支援拠点の協定先として医療機関を位置づけ

二本松市 人口:51,263人※
 二本松市・本宮市・大玉村
 人口:89,899人※
 相談支援事業所:5カ所
 (R6年11月現在)



※令和6年1月1日住民基本台帳人口(総務省)

あだち地方地域自立支援協議会	運営:直営	設置:共同
<ul style="list-style-type: none"> ・3市村(二本松市、本宮市、大玉村)で共同設置。 ・全体会(年3回)／事務局会議(月1回)／障がい者福祉担当連絡会(部会)(隔月) ・事務局会議は、市村の担当者、相談支援事業所の相談支援専門員、部会の部会長がメンバー。 ・部会は、子ども支援部会・教育支援部会・就労支援部会・生活支援部会。 		
基幹相談支援センター「さぽーとセンターTSUBASA」	運営:委託	設置:共同
<ul style="list-style-type: none"> ・3市村(二本松市、本宮市、大玉村)で共同設置。 ・相談支援専門員3人体制(うち1人は拠点コーディネーターも担う)。 ・基幹相談支援センターの業務のほか、委託相談、計画相談も実施。 ・毎月、相談支援専門員対象の連絡会を開催。資質向上と情報の共有を図っている。 		
地域生活支援拠点等「あだち地方障がい者地域生活支援ネットワーク」	類型:面的整備	運営:直営 整備:広域
<ul style="list-style-type: none"> ・3市村(二本松市、本宮市、大玉村)で共同設置。 ・各市町村の自立支援協議会担当職員1~2名で担当(主に二本松市)。 ・相談支援事業所4カ所に拠点コーディネーターを配置(7人)。 ・入所施設や医療機関等の緊急時の居場所確保のほか、自立生活体験の場としてアパート1室を借り上げ、自立へ向けた訓練を実施。 		

設置・整備の経緯		
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 各市村の担当で設置に向けた議論開始 協議会の事務局会議メンバーでも検討 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の事務局会議メンバーの相談支援専門員から基幹相談支援センターの必要性についての強い訴えがあり、設置に向けた議論を開始。 どこに設置するかが議論の中心となったが、委託相談、計画相談を担う事業所に地域の相談業務を担ってもらうこととなった。
平成25年4月	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターとして「福島県あだち地域相談センター」に業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務内容は、近隣の福島市の事例を参考にして仕様書を作成。 財政部署との協議では、共同設置ということで理解も得られた。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 国から地域生活支援拠点等の考え方が示されたことで、拠点整備の必要性について自立支援協議会の各市村の担当者を中心に議論を開始 	<ul style="list-style-type: none"> あだち地域において緊急時の居場所の確保や将来の自立に向けた体系の整備が必要だという意見がでた。 自立支援協議会の事務局会議（市村の担当者、相談支援専門員、4部会の部会長）で基本的な方向性を話し合い、その結果を自立支援協議会に諮る、というやり取りを繰り返したうえで、合意形成。 先進事例を参考に、病院の機能を活用した拠点等整備の方向性を検討したがうまく協議が進まず、方向転換。 最終的には入所施設、民間アパートの一室を確保して利用する形となった。
令和2年4月	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等 開始（コーディネーター委託業務・自立生活体験業務委託を開始） 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所（3カ所）、相談支援事業所（1カ所）に拠点コーディネーターを配置。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡先との合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> 二本松病院と緊急時の受け入れの協定を締結。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 総合病院との緊急受入に関する協定締結 	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時居場所確保事業の業務委託により面的整備の強化 	

3 要素（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会）の連携における工夫や特徴

■自立支援協議会での協議

- 地域生活支援拠点等整備事業、自立支援協議会、基幹相談支援センターの関わりが重要であるため、自立支援協議会の事務局会議がコア会議の役割を担っている。事務局会議のメンバーは市村の担当者、相談支援事業所の相談支援専門員、部会の部会長となり、常に官民共同で協議を行い、方針や業務委託先との調整等すべてに関わっている。
- 合意形成を得るのに、程良い自治体規模のため、方向性がある程度決まれば話が進みやすい。

■相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置

- 基幹相談支援センターのほか委託相談支援事業所（3カ所）、相談支援事業所（1カ所）に拠点コーディネーターを配置することで、通常の訪問の場などを活用して障害福祉サービスに繋がっていない人を掘り起こすことができる。
- 拠点コーディネーターは協議会の事務局会議のメンバーでもあるため、日ごろから密接に関わりがあり、緊急時も連携を図って対応していく体制ができている。

■医療機関と地域生活支援拠点の協定

- 二本松病院がレスパイト入院を始めることとなったため、地域生活支援拠点として位置づけを見込み協定を締結。通常の医療入院として扱うため市の予算は使わないというメリットがある。

■3市村による共同設置

- もともと結びつきの強い地域での共同設置のため話し合いは進めやすい。
- 共同で設置することで単独の市町村で設置するより予算は抑えられる。委託料は3市村の手帳所持者数で案分している。
- 協議会の事務局は二本松市が担っているが、4つの部会の事務局は二本松市が2つ、本宮市、大玉村が1つずつ担い、役割分担をしている。

課題解決のヒント

■予算の確保

→3市村共同で進めることを説明することで、財政部局の理解も得やすいのではないかと。

■設置・整備の必要性の認識

→協議会で議論を進めることで、基幹相談支援センターの必要性を委員にも認知してもらえた。そこから発展し、地域生活支援拠点等の整備という流れも生まれた。

■協議会の形骸化

→報告のみの会議にならないよう、議論の時間が多くなるよう事務局会議でも検討している。

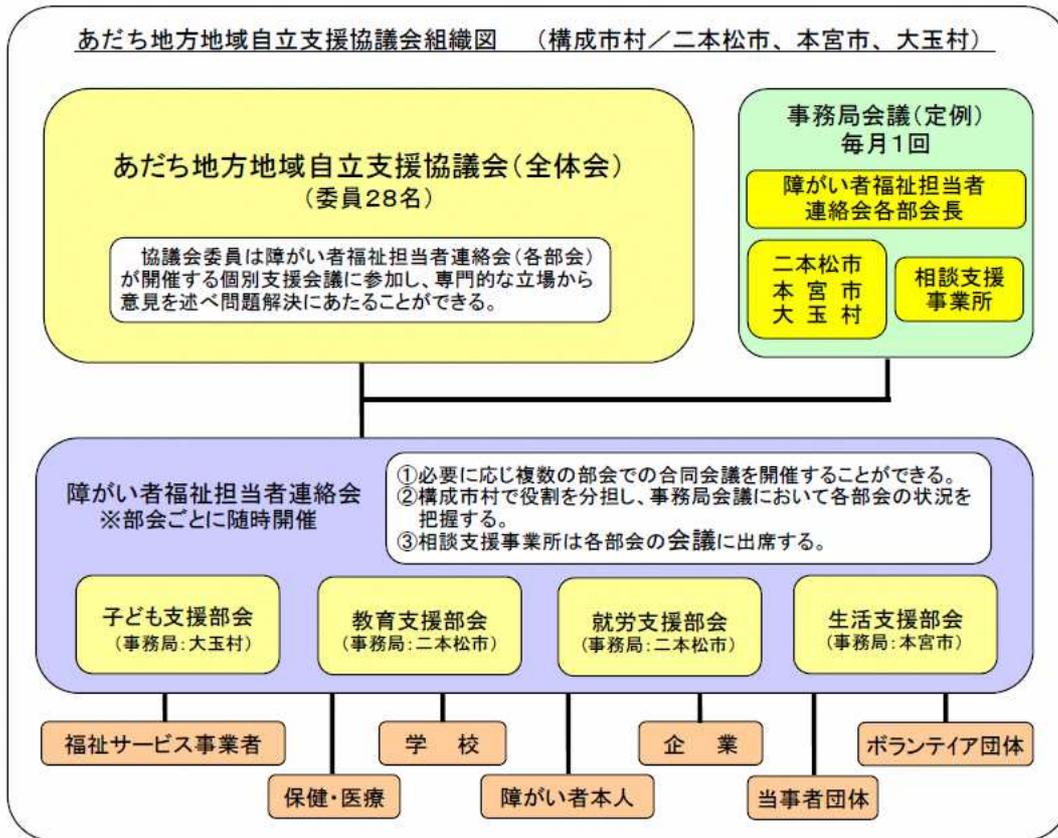
目指す姿

- 現在協定を結んでいる医療機関や入所施設では精神障害者の受け入れが難いため、緊急時の精神障害者の受け入れ先として、管内の精神科病院と協定締結に向けて協議を行っている。

現状の課題や今後に向けての取組

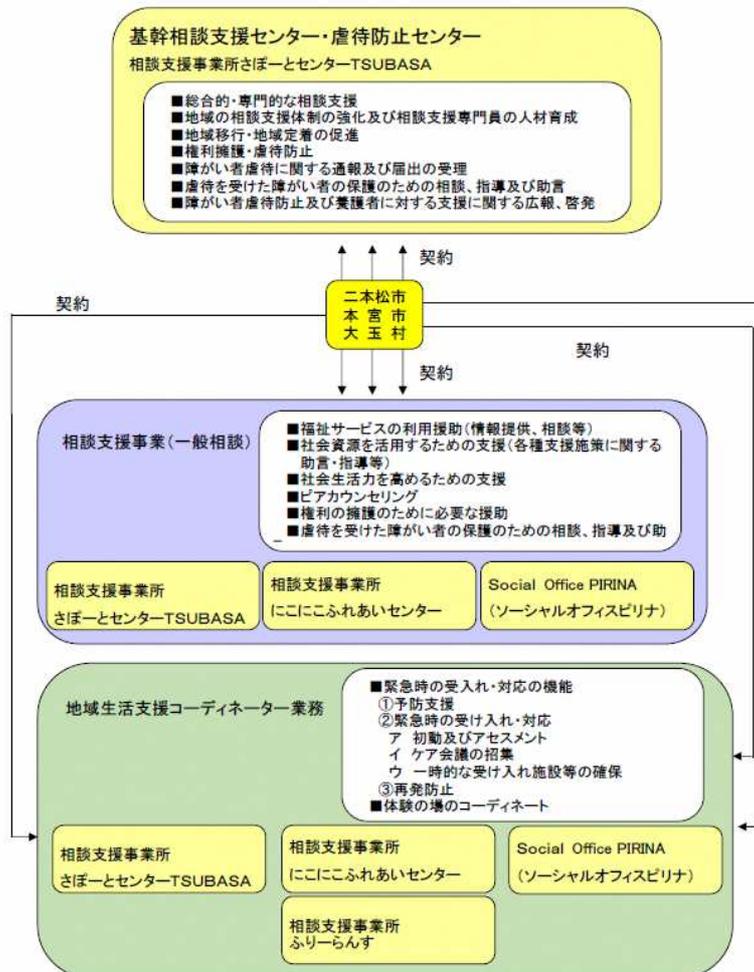
- 市村の事務局や基幹相談支援センターの業務の負担が大きい。
- 相談支援専門員が不足している。
- 地域生活支援拠点等の機能の検証等について今後協議会で検討していく。

【参考】あだち地方地域自立支援協議会組織図



13

相談支援事業共同設置事業



事例 2 長野県上小圏域

- 複数事業所で設立したNPO法人（相談支援専門員のプロパー化）への委託により、基幹相談支援センターを設置
- 官民連携による自立支援協議会の運営（PDCAサイクルの継続的な実践）
- 基幹相談支援センターに地域生活支援拠点等整備の入口として拠点コーディネーターを配置

<p>長野県上小圏域 (上田市・東御市・長和町・青木村) 人口：191,496人※</p> <p>相談支援事業所：37カ所</p> <p>※令和6年1月1日住民基本台帳人口（総務省）</p>	<p>上小圏域障がい者自立支援協議会</p> <p>運営：委託 設置：共同</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に圏域単位で設置。設置以前から市町村と民間が専門部に相当する活動の実績があり、それを基盤に平成19年に新たな仕組みとして導入。 ・協議会内の運営委員会（保健福祉事務所係長・4市町村の福祉係長と基幹相談支援センター（事務局）等）が担う。 ・「障害福祉計画」を委員会で作成、実績を整理し、評価（PDCAサイクルの導入・実践）。 ・協議会の体制は、「障害福祉計画」の改定に合わせて3年毎に見直し（細部は毎年度）。
	<p>上小圏域基幹相談支援センター</p> <p>運営：委託 設置：共同</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年、障害者自立支援法施行に合わせてNPO法人化し、相談支援専門員をプロパー化。 ・市町村相談支援事業（委託）、自立支援協議会事務局、拠点事業（24時間相談支援体制：基幹事業委託）、障害者虐待防止センター（相談窓口）、地域生活支援拠点コーディネーター等を実施。
	<p>上小圏域地域生活支援拠点</p> <p>類型：面的整備 整備：広域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域（4市町村）で緊急対応に備える体制【緊急ショートステイ委託事業（5法人輪番制+医ケア重心1法人）】。 ・24時間相談支援（基幹相談支援センター委託）。 ・地域生活支援拠点コーディネーター 1名。 ・地域生活支援拠点の緊急ショートステイ及び相談強化による登録が中心。 ・通所事業所・訪問サービス事業の登録推進は本年度から推進強化中。

15

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備の経緯

設置・整備の経緯		
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「委託相談」を複数事業所からの出向体制からNPO法人化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法施行に合わせ、「委託相談」を複数事業所からの出向体制からNPO法人化し、相談の質を担保（相談支援専門員のプロパー化）。
平成19年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域単位の自立支援協議会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会を立ち上げた際に、事務局は市町村の福祉課の係長と「委託相談」の職員が担う体制に。
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの必要性について自立支援協議会で議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなところで相談支援が始まるにあたり、相談支援のバックアップ、人材の育成など基幹相談支援センターの必要性について協議会で議論。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを設置し、NPO法人に業務委託 ・県全体で地域生活支援拠点の整備について議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営と相談事業所の人材育成を基軸として運営。「現場の肌感覚」を大事にし、人を育てる立場のセンター職員も経験に応じて計画相談を担当する仕組みを構築。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会運営委員会・市町村・基幹相談支援センターで地域生活支援拠点の整備の議論を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置推進と同時に、地域生活支援拠点の整備についても県全体で議論が進められていた。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点等の整備（緊急ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度（第5期障害福祉計画作成年）に、自立支援協議会運営委員会・市町村・基幹相談支援センターで、緊急ショートステイ運営事業と24時間相談支援体制の協議を進め、圏域市町村事業として平成30年4月より事業を開始。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点コーディネーターを配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日に拠点コーディネーター1名を配置。本年度から通所事業所・訪問サービス事業の拠点登録を推進強化中。

■相談支援業務の質の担保

- ・平成18年の自立支援法の施行により、市町村事業としていわゆる委託相談が始まり、当初、複数事業所からの出向による相談体制（知的・精神・身体等の6名体制）でスタートしたが、各出向元の法人の人事の事情により、一定のスキル・経験を持つ人材を安定的に確保することが難しく、組織としての相談業務の質の担保が課題となった。
- ・複数事業所でNPO法人を設立し、相談支援専門員をプロパー化することで、法人内で人材を育成し、相談支援業務の質を担保する仕組みを構築した。平成24年度の基幹相談支援センターの設置に伴い、「委託相談」を実施していたNPO法人に業務が委託され、圏域の相談支援事業所の人材育成、自立支援協議会の事務局機能を行政と共に担う、現在の体制を整えた。

■協議会を官民が議論する場として構築

- ・協議会を立ち上げ当初は、陳情型の協議会システムであり、官民が一緒に良いものを作っていく取組にはつながらない。協議会のあり方を根本から見直し、協議会は行政と基幹センターが事務局を担い、各委員会、専門部会の会長には、各市町村の担当係長が就き、行政が活動主体として取組をけん引する体制として再構築した。
- ・障害福祉計画は、協議会の中で、議論し作成する。進捗や実績について詳細にデータを収集・整理した上で、検証・評価するPDCAサイクルを導入し、実践している。協議会の組織体制は、「障害福祉計画」の改定に合わせて3年毎に大きく見直し、細部については毎年度見直しを行う仕組みとしている。

■基幹相談支援センターと地域生活拠点等の連動

- ・「委託相談があり、基幹相談支援センターの設置がされ、地域移行地域定着の取組や自立生活援助の取組がある中で、利用者が安心して地域移行が可能となる」という地域定着支援の考え方が基盤にある。
- ・自立支援協議会の地域移行の取組や24時間相談体制の取組、緊急時支援のアウトリーチ等を推進するとともに、自立支援生活援助のモデルを基幹相談支援センターが実践し、地域にノウハウと必要性を伝える上で、整備の入口として基幹に拠点コーディネーターを置くこととした。
- ・また、緊急時の「最後の砦」として基幹相談支援センターが夜間・休日対応（24時間相談支援）することで、夜間・休日における各事業所の管理者の判断に要する連絡等のタイムロス回避する体制としている。

課題解決のヒント

目指す姿

現状の課題や今後に向けての取組

■複数事業所によるNPO法人化

→業務委託に際し、複数事業者からの出向で人員構成する場合、業務の担保や法人間の人事調整の負荷を解消する手段として、複数事業所によるNPO法人を設置。

■市町村との委託契約

→基幹相談支援センターが4市町村と委託契約をするという仕組みを簡略化（上田市との一本契約とし、他の3市町村は上田市へ負担金を支払う）。

■官民連携による協議会の活性化

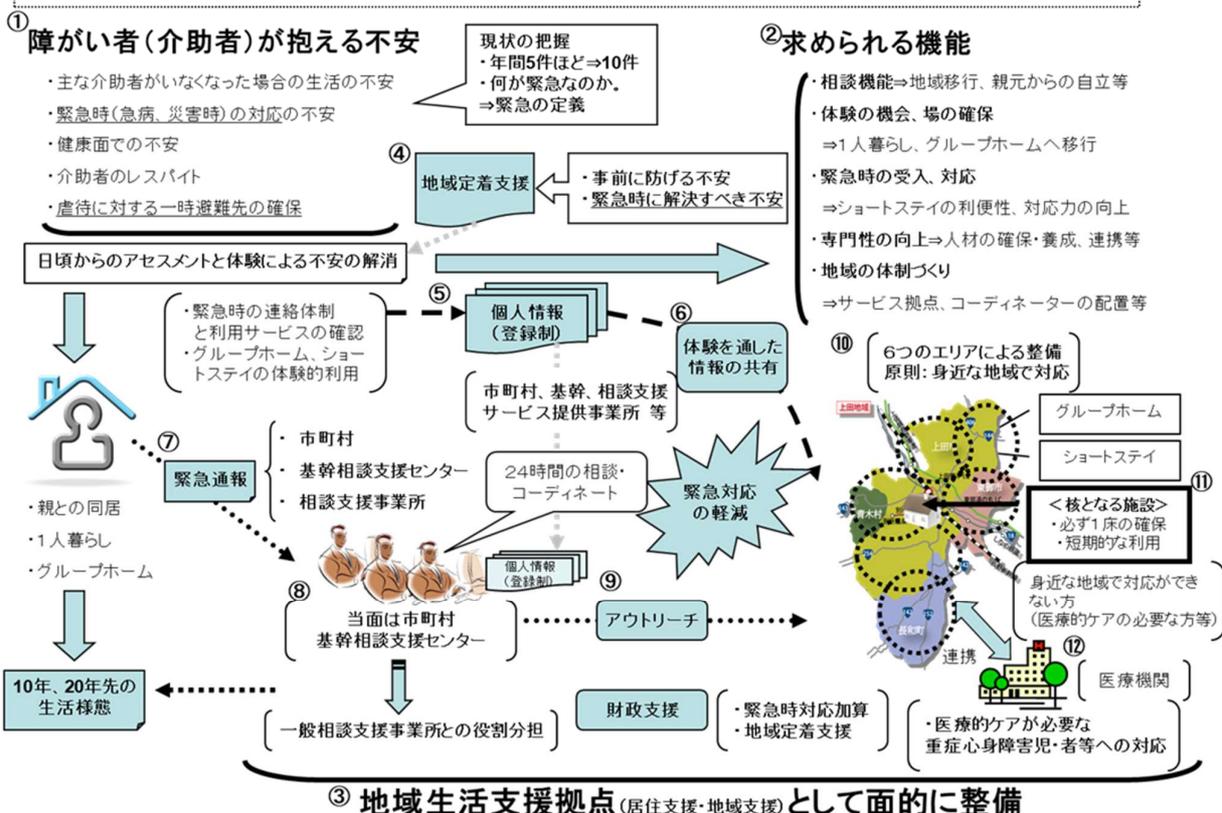
→各委員会、専門部会の会長に行政担当部署の役職者を配置し、体制を強化。

- ・緊急時に対応できる体制を構築し、障害児が住みたい場所で、安心して暮らせる地域生活の実現を目指している。

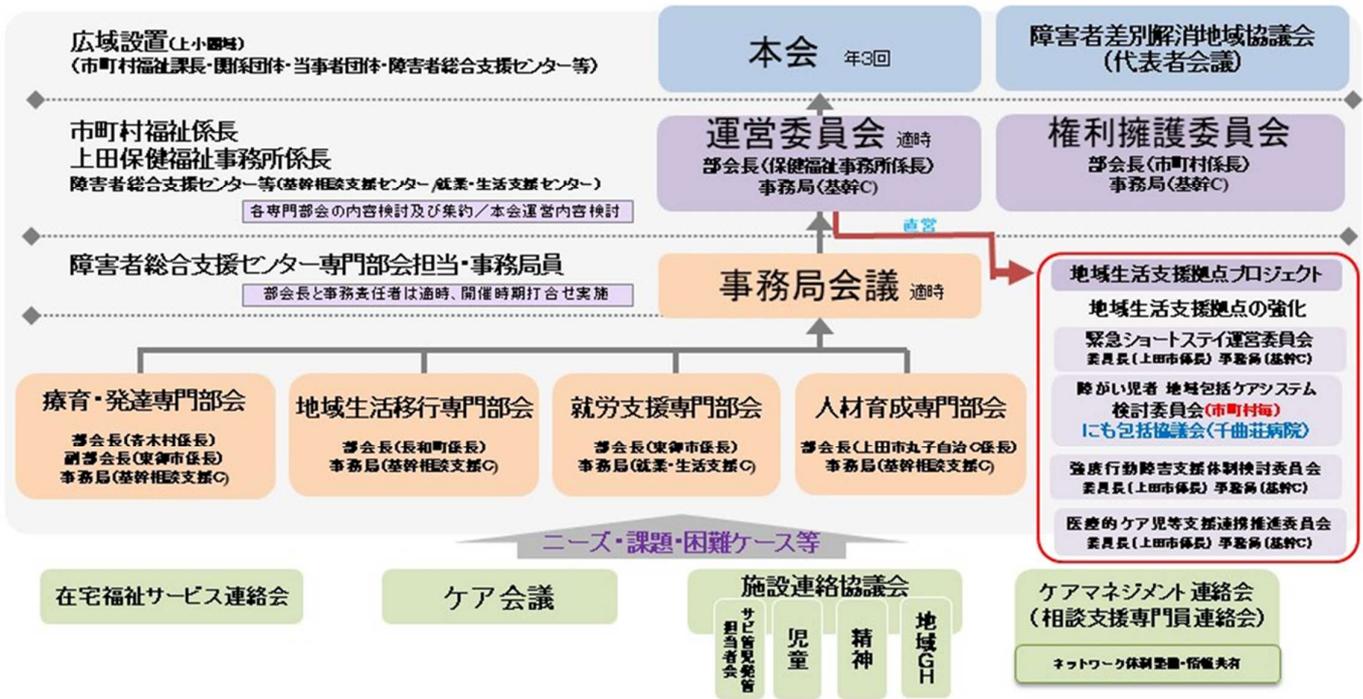
- ・強度行動障害児者の支援体制整備が直近の課題。
→今年度から、自立支援協議会内に「強度行動障害支援体制検討委員会」を新たに設置、実態把握、課題の整理を実施。

地域生活支援拠点等の整備について 上小圏域

背景: 障がいのある人が安心して地域で生活できるように、身近な相談支援体制を整備するとともに、グループホームへの入居体験、緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置を行うなど、住まいを中心とした在宅支援を行うことが求められています。



【2024年度 上小圏域障がい者自立支援協議会組織図】



19

事例3 埼玉県埼玉葛北地区

- 3市2町による共同設置、3法人共同体（JV方式）による運営。常に行政と3法人の管理職が地域課題を共有
- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を別々の機関として設置、業務内容の違いを明確化
- ナビゲーターを配置し拠点コーディネーターとの連携を強化

埼玉県埼玉葛北地区
(蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)
人口：240,434人※

特定相談支援事業所：14カ所
(うち3カ所は委託併設)

※令和6年1月1日住民基本台帳人口(総務省)

埼玉葛北地区地域自立支援協議会	運営：委託	設置：共同
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3市2町による共同設置。3法人共同体（JV方式）による運営。 ・ 全体会／運営会議／行政担当者会議／調整会議／専門部会（9）／プロジェクト（3） ・ 専門部会は行政・委託相談支援事業所・基幹相談支援センターの担当者がコアチームを組んで運営。 ・ 地域の重点課題はプロジェクトを組んで重点的に検討。 		
埼玉葛北地区基幹相談支援センタートロンコ	運営：委託	設置：共同
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3市2町による共同設置。3法人共同体（JV方式）による運営。 ・ 主任相談支援専門員3名体制（うち兼務1人）。 ・ 計画相談は実施せず、基幹相談支援センター業務に専念。相談支援事業所の後方支援、行政からの相談、圏域外や医療機関等関係機関からの相談に対応。 		
埼玉葛北地区地域生活支援拠点オリーブ	類型：面的整備	運営：委託 整備：共同
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3市2町による共同設置。3法人共同体（JV方式）による運営。 ・ 2名体制（センター長（基幹兼務）、拠点コーディネーター（主任相談支援専門員）） ・ 基幹相談支援センターとは別に設置し、業務内容の違いを明確化。 ・ 事務所は基幹相談支援センター内に設置し、常に連携。 ・ 夜間・休日の対応は、専用の携帯電話への転送で対応。 		

設置・整備の経緯	
平成18年度	・3市2町（久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）で協議会を広域設置
平成25年度	・4市2町（久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町）での広域設置へ変更
平成27年3月	・第4期障がい者福祉計画に基幹相談支援センターの設置検討を明記
平成27年度	・協議会に基幹相談支援センター準備会を設置。平成29年4月の設置に向けて検討
平成28年度	・久喜市が基幹の単独設置希望。
平成29年度	・久喜市が協議会からも脱退。 ・平成30年度の基幹の設置へ変更。
平成30年4月	・3市2町（埼玉北地区）で基幹相談支援センター 開所 ・自立支援協議会に地域生活支援拠点プロジェクトを立ち上げ、地域生活支援拠点設置について検討開始（設置に向け3年間協議）
令和3年度	・3市2町（埼玉北地区）で地域生活支援拠点 開所 ・拠点コーディネーター配置 ・行政・3法人の管理者・基幹の職員がコア会議を開催 ・協議会の部会に地域生活支援拠点連絡会を設置

・基幹相談支援センター準備会は、各市町の主管課職員、委託相談支援事業所職員から構成され、平成29年4月の設置を目標に具体的に検討開始。
・地域課題の抽出や解決に向けて中心的に取り組む機関として計画相談を持たない基幹を検討。
・基幹ができることで行政の業務が軽減するのではなく、地域課題が明確になり、課題解決のためにさらに取り組む必要があること、そしてそれが地域のためになることを共通認識とした。

・構成市町村の変更により、基幹相談支援センターの設置目標を平成30年度に変更。
・相談の入り口は行政・委託が担うことや、基幹・行政・委託が一体で協議会の運営を行う体制についても繰り返し協議。

・行政の協議会担当者と基幹相談支援センターでコア会議を毎月開催。どのような調査を行えば地域のニーズを明確化できるか検討し、実態調査等を実施。
・基幹相談支援センターでの相談事例や調査結果等を踏まえて会議を開催し、拠点等のイメージを共有。
→平常時から緊急対応に至らないような支援を、地域の支援者がネットワークの中で提供することで安心して暮らせる地域を目指す。

・基幹相談支援センター内に事務所を設置。
・コア会議において拠点の方向性や予算確保等について検討。
・コア会議は月1回、地域生活支援拠点連絡会は2～3か月に1回開催。

3要素（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会）の連携における工夫や特徴

■3法人共同体（JV方式）による運営

- ・行政担当職員、受託法人（人事権のある管理職）、基幹相談支援センターがコア会議を開催し、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点が機能するための人材の配置や、地域の課題等について共有する体制ができている。
- ・基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備にあたっては、設置ありきで議論を開始するのではなく、地域診断や機能整備が必要な課題をより具体的に検討する取組から開始。

■自立支援協議会における連携

- ・協議会の専門部会は、行政・委託・基幹の担当者がコアチームを組んで運営。基幹は各部会から上がってくる課題を集約・整理し、行政・委託と常に連携しながら取り組む仕組みができている。
- ・地域における重点課題はプロジェクトを組み、重点的に検討している。
- ・協議会の部会に地域生活支援拠点連絡会を位置付けることで相談支援体制と障害者支援体制との連動を図る仕組みとなる。

■基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の役割

- ・基幹相談支援センターと地域生活支援拠点は別々の機関として設置し、業務内容の違いを明確化。相談内容や研修の対象等によってすみ分けをしている。
- ・基幹相談支援センターの中に地域生活支援拠点の事務所を設置し、常に連携を図っている。

■地域生活支援拠点連絡会とナビゲーターの配置

- ・拠点の協力事業所に担当者（ナビゲーター）を配置。緊急時の対応や人材育成など拠点コーディネーターとの連携の窓口。
- ・ナビゲーターが参加する地域生活支援拠点連絡会では通所・入所・相談支援・行政の4グループを作り、報告や意見交換の場としている。行政グループでは潜在的な要支援者として療育手帳所持者のサービス未利用者の訪問調査を実施。緊急時の支援にも役立っている

課題解決のヒント

■行政担当者の異動

→年度初めに行政の新人職員向け研修を合同で開催。先輩職員からも障害課の仕事について話してもらう。

■構成市町村の足並みをそろえる

→予算確保のため、課長会議や担当者会議の開催、基幹や拠点等による課長へ説明、各市町の障害福祉計画の内容のすり合わせ等を行っている。

■共同設置のポイント

→顔の見える関係性。常に顔を合わせる機会を作る。

目指す姿

- ・委託相談支援事業所の人員配置の見直しなど地域の相談支援体制の見直し。
- ・拠点業務のさらなる充実のための拠点コーディネーターの増員。

現状の課題や今後に向けての取組

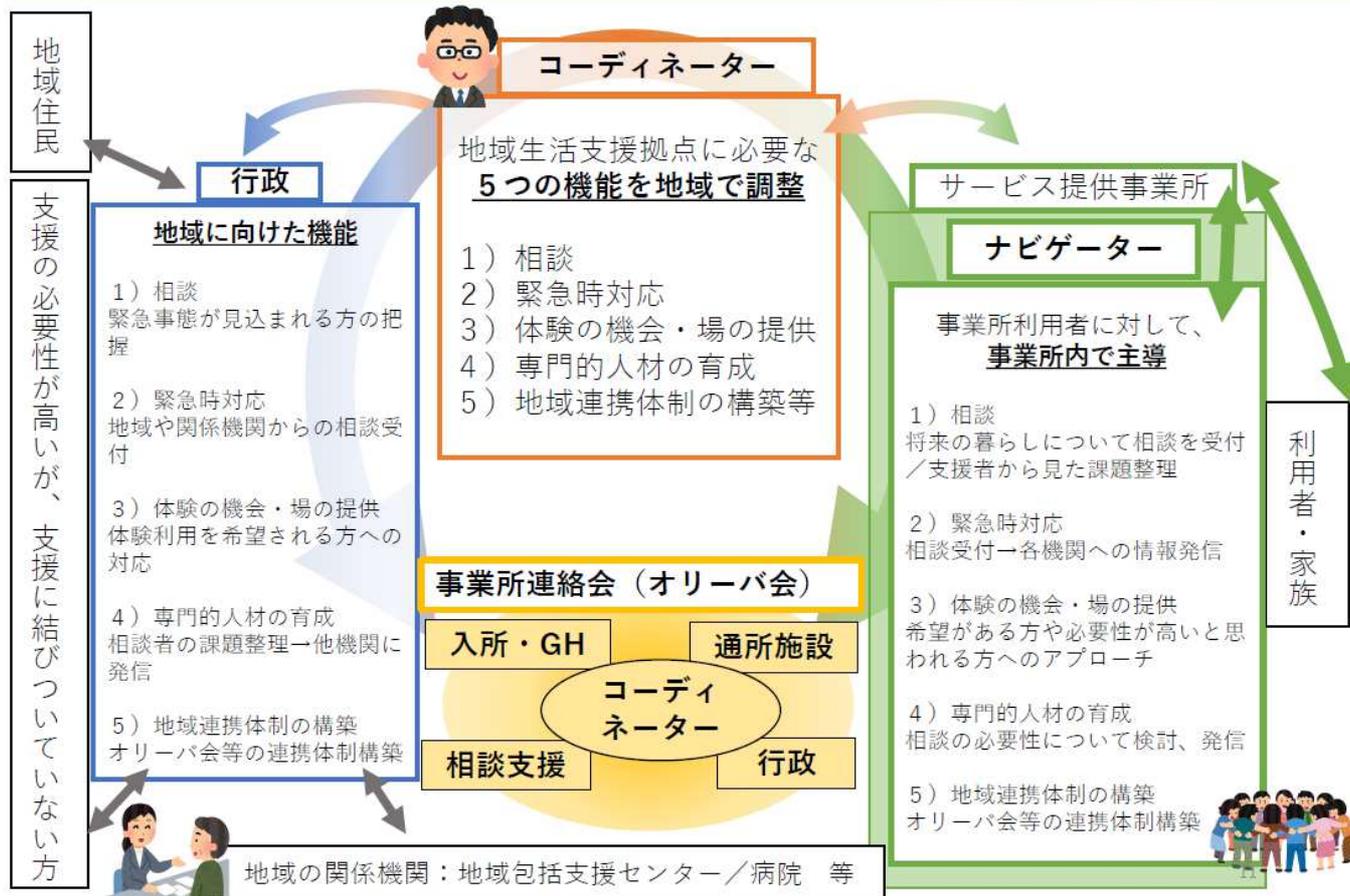
- ・相談支援専門員の人材不足
→複数事業所共同体運営の計画的推進、専門職養成校の学生インターンシップの導入なども検討。
- ・児童発達支援センターの中核的機能の整備
→協議会にプロジェクトを立ち上げて検討。

埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバ イメージ図

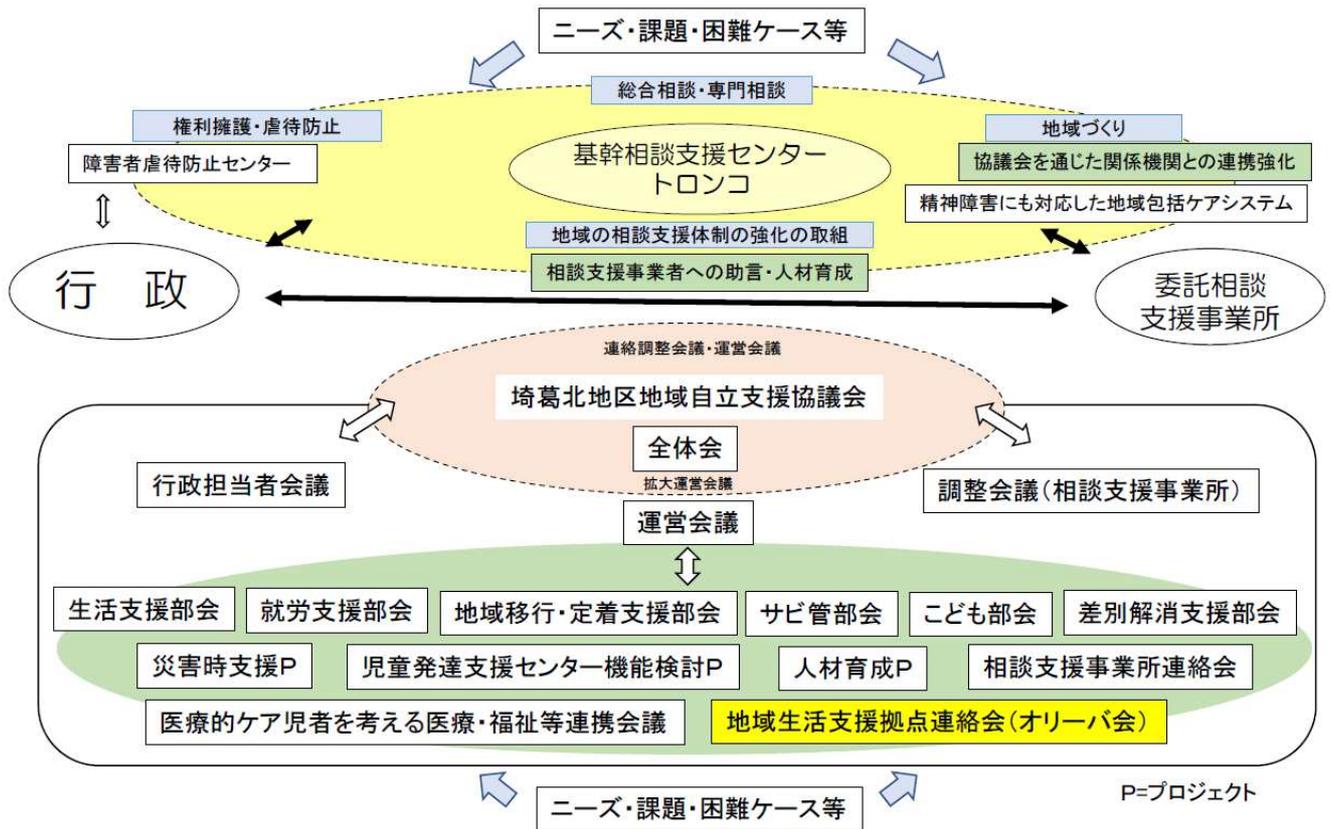


23

コーディネーター ナビゲーター 行政の役割



令和6年度埼葛北地区地域自立支援協議会組織図



事例 4 愛知県半田市

- 基幹相談支援センターによる相談支援の質を高める継続的な取組
- 幅広い関係者の参加による協議会活動と障害福祉計画の連動
- パートナー（連携担当者）を配置し拠点コーディネーターとの連携強化

愛知県半田市

人口：117,207人※

相談支援事業所：10カ所



※令和6年1月1日住民基本台帳人口（総務省）

半田市障がい者自立支援協議会

運営：直営・委託営

設置：単独

- ・平成18年度に市の直営で設置、平成20年度から運営を一部委託（市と基幹相談支援センターの共同で事務局を担う）。
- ・部会や検討会については、コアメンバー（行政、基幹、民間事業所）で企画を練る。
- ・協議会の活動に、民間や当事者、家族の参加が多いのが特徴。
- ・各部会や担当の年間活動は「障がい者保健福祉計画」に紐づけられ、実施。

基幹相談支援センター

（半田市障がい者相談支援センター）

運営：委託

設置：単独

- ・平成18年度に半田市の直営で相談支援事業を開始。平成20年度から（福）半田市社会福祉協議会に委託。半田市障がい者相談支援センターの取組（人材育成、協議会運営等）が、基幹相談支援センターのモデルとなる。
- ・平成24年度から基幹相談支援センターとなる（現在、職員6名のうち、委託相談4名、基幹相談支援センター2名）。

地域生活支援拠点等

類型：面的整備 | 運営：委託

整備：単独

- ・拠点コーディネーター1名配置（R6.4）。緊急時支援は3法人障害以外の事業所も含み提携。
- ・宿泊体験として放課後デイや就労Bなどの事業所が登録。また、一人暮らしの体験の場として救護施設の自立生活訓練棟（単身アパートの間取り）を活用。
- ・緊急にならないための支援として、サービス利用者に緊急時・災害時支援計画を作成。
- ・今年度から各事業所にパートナー（連携担当者）の配置を依頼、コーディネーターとの連携に向けた準備を実施中。
- ・地域移行支援の前の取組として、精神科病院の長期入院者と入所施設利用者への情報提供と意向確認を実施。

設置・整備の経緯		
平成18年度	・ 自立支援協議会の設置	・ 自立支援協議会は、平成18年度、年に2回開催する本会のみでスタート
平成20年度	・ 委託相談を社会福祉協議会の「半田市障がい者相談支援センター」に委託。自立支援協議会の運営も行政と共同で担う	・ 直営で相談を行っていたが、専門職の確保、専門性の維持が難しくなったことから、委託相談を社会福祉協議会に委託。 ・ 同時に協議会の運営も委託され、行政と共同実施となり、協議会の形が徐々に変わり始める。
平成23年度	・ 半田市障がい者相談支援センターの取り組みについて聞き取り	・ 平成23年頃、国の基幹相談支援センター創設の発案があり、そのモデルとして、半田市障がい者相談支援センターの取り組みについて聞き取りがあり、これまでの実践が基幹相談支援センターの機能に相当するとして紹介される。それをきっかけに平成24年度から基幹相談支援センターを設置、委託。
平成24年度	・ 基幹相談支援センターの設置	
平成26年度	・ 計画相談の相談支援事業所が開設	・ 緊急時の支援が年間に数件あり、緊急を緊急にしたいくないという議論が出てきた。 ・ 平成27年12月から自立支援協議会（運営会議）で議論が始まる。
平成27年12月	・ 自立支援協議会で地域生活支援拠点の議論開始	・ H28年度、先進的実施地域の取組等を参考に、地域生活支援拠点のイメージを事業所・行政・相談員、当事者、家族で共有。半田市に必要な機能や協力できる事業所などについて議論を進め、同年10月31日の自立支援協議会本会で承認を得て、実施。
平成28年度	・ 地域生活支援拠点等の整備	
令和6年度	・ 拠点コーディネーターを1名配置	・ 緊急時支援について3カ所障がい以外の法人も含み提携。 ・ 地域生活支援拠点の認定の仕組みあり（半田市独自の認定基準を作成）。地域の事業所の現状等を踏まえつつ、適宜、基準の見直しを検討。

3 要素（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会）の連携における工夫や特徴

■情報共有のための環境

- ・ 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点のコーディネーター・自立支援協議会の事務局機能が同一施設にある。
- ・ 情報共有や課題共有がしやすい環境の中で、サービス事業所や指定相談事業所の協力を得やすい関係構築を基幹・拠点・自立支援協議会のそれぞれが連携しながら実践している。
- ・ 基幹相談支援センターは指定相談支援事業所のバックアップを行い、地域生活支援拠点は、緊急時災害時支援プランに基づき事業所や指定相談事業所と連携して仕組みづくりを進めている。
- ・ 自立支援協議会は、行政と基幹相談支援センターが中核になり、民間事業所の協力を得ながら取組を進めている。

■相談支援の質の向上

- ・ 基本的に市内のケースが基幹相談支援センターに上がってくる仕組みになっている。例えば計画相談や事業所を利用したいなど、事業所に初めに一報が入ったとしても、センターに一度戻してもらい、計画の策定までは、基幹または委託相談の職員が同行し、指定相談のスタッフと一緒にアセスメントする（ケースの内容毎に同行者と指定相談の担当者を選定）。
- ・ 市内の4名の主任相談支援専門員が、毎月グループスーパービジョンを実施。市内の計画相談の担当者（約35名）に声をかけ、毎回約30人前後の人が参加。

■協議会の活動と障害福祉計画の連動

- ・ 3か年の計画期間の中で各年度に何をやるか、計画に盛り込むべき内容を協議会の部会や運営会議で議論する。
- ・ 議論のプロセスには、事業所や当事者、保護者を含め、広く関係者の意見を吸い上げ、議論する仕組みとしている。
- ・ 関係者がやるべきこと、達成すべき目標が分かっている状態で取り組むという意味で、計画と協議会はリンクしている。
- ・ 自分のまちの制度を考える上で、行政と基幹相談支援センターだけで情報を保有しないことが重要であり、民間の力を借りながら、変化し複雑化する課題に対応できる部会として絶えずスクラップ&ビルドを実施している。

課題解決のヒント

■相談員の確保と質の向上

→ 指定相談事業所から基幹相談支援センターに出向し、約1年間の研修期間で60ケース程度担当してもらい、担当ケースごと事業所に持って帰り、その後も2週間に1回フォローアップする仕組みを構築。

■指定相談事業所の採算性確保

→ 相談支援では人材育成の初期投資に相当する財源が課題となる。研修で担当した60ケースを持った状態で業務をスタートできる仕組みが、採算性確保の支援の側面を持つ。

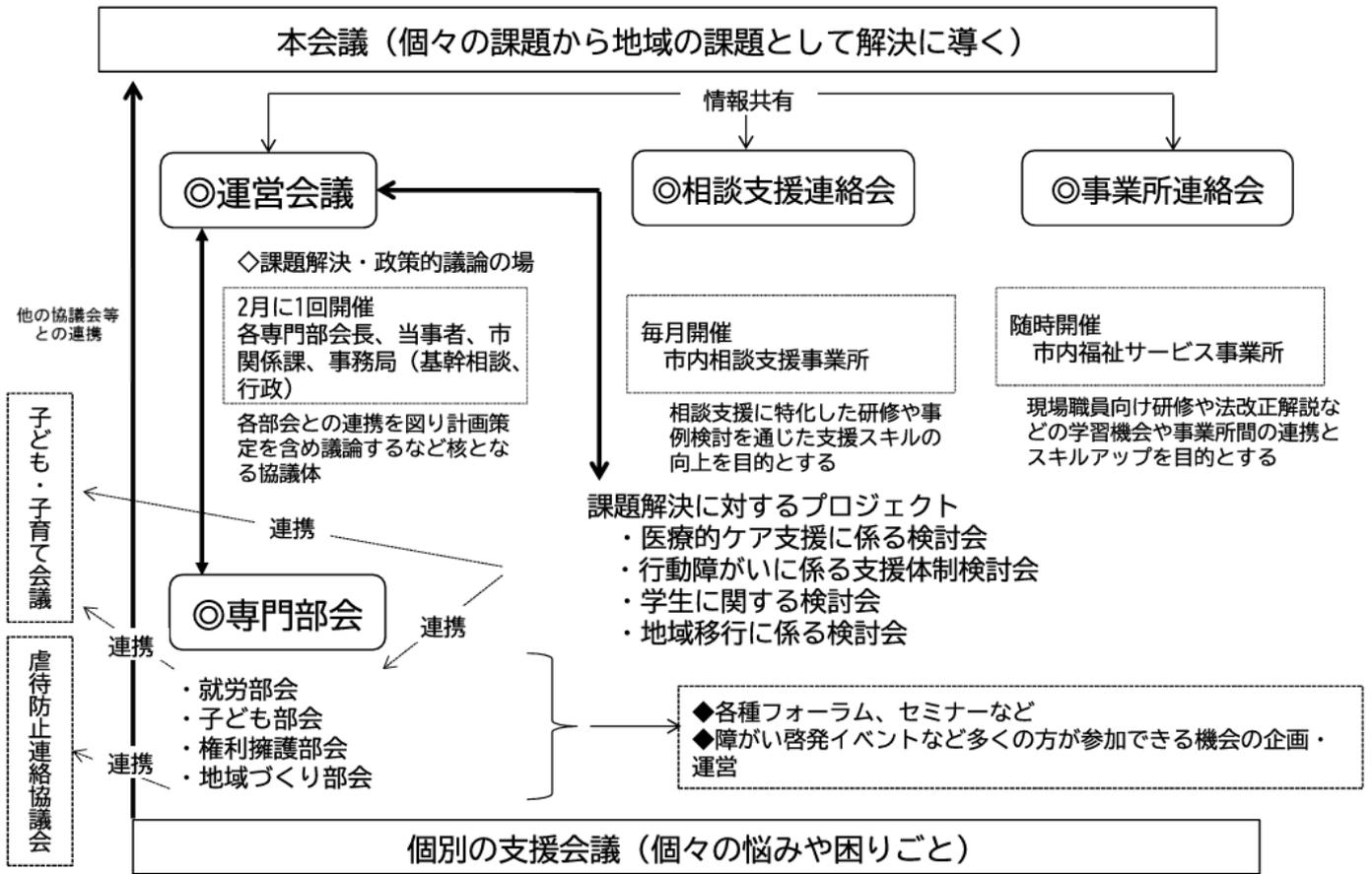
目指す姿

- ・ 当事者・家族も含め、官民の関係者が一緒に地域をつくりあげていくことを目指している。

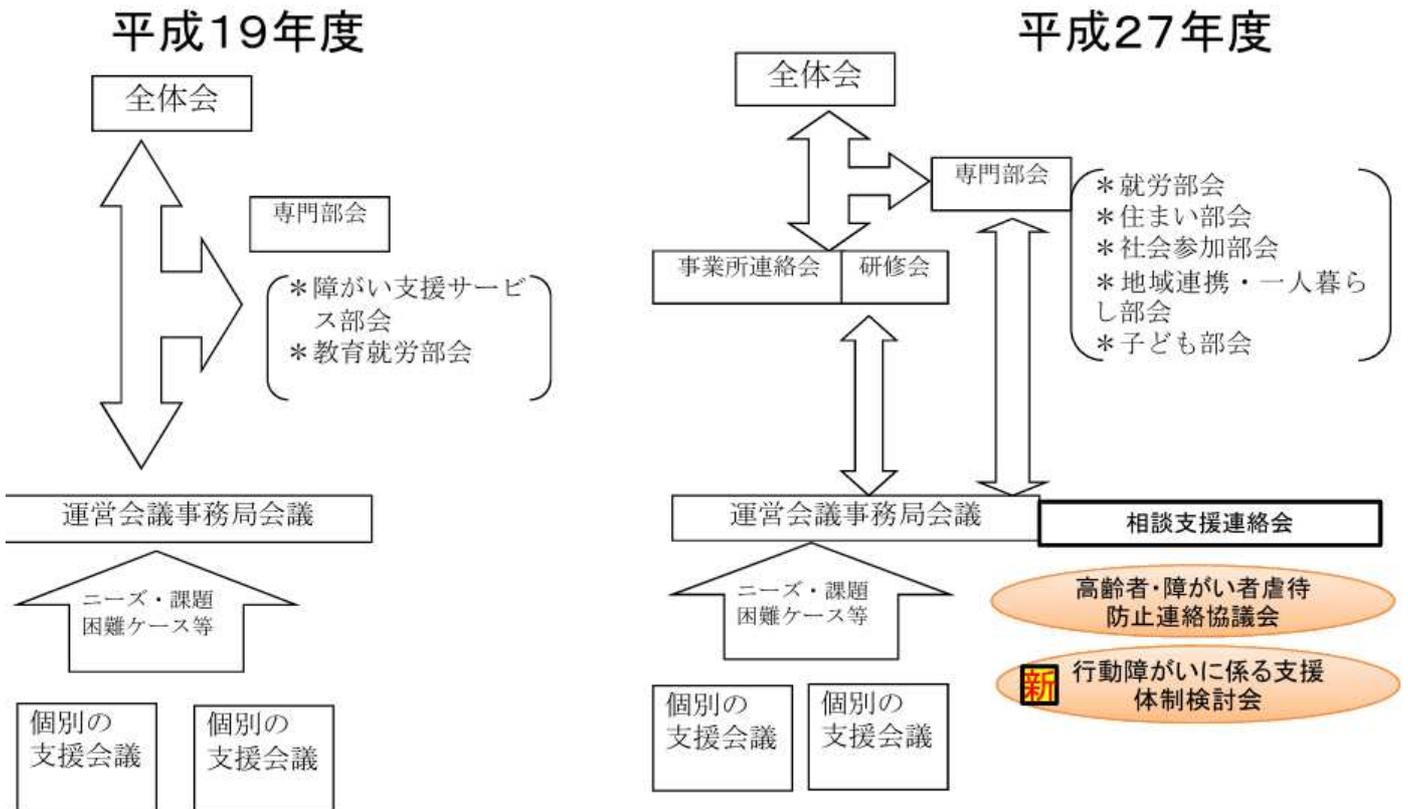
現状の課題や今後に向けての取組

- ・ コロナ対応における緊急時対応の困難さを経験したことから緊急受入れを担う体制を強化する。
- ・ コーディネーターの機能や緊急の定義がまだ明確に共有できていないことが課題であり、定義を明確にしつつ、事業所と共有し、緊急時の小さな芽に気づける仕組みづくりが次のテーマ。

令和6年度～ 半田市障がい者自立支援協議会体制図



自立支援協議会の体制の変化



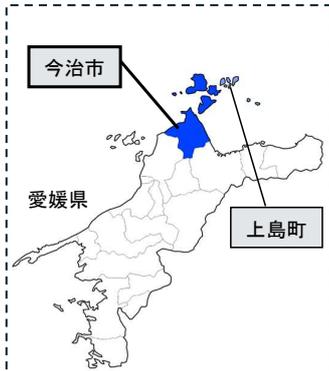
事例5 愛媛県今治市

- 緊急支援リスクの高い障害者を抽出し「緊急支援登録者」として情報を整備。
- 地域生活支援拠点の受け入れる側と調整・依頼する側との情報交換会を行い、相互理解を図っている。
- 今後のさらなる連携に向け、自立支援協議会の体制の見直しを検討

今治市 人口：149,730人※

今治市・上島町
人口：155,910人※

相談支援事業所：11カ所
(うち委託相談3事業所)



※令和6年1月1日住民基本台帳人口(総務省)

今治市地域自立支援協議会	運営：委託	設置：単独	
<ul style="list-style-type: none"> ・今治市の単独設置(協議には越智郡上島町も参加)。運営は基幹相談支援センター。 ・全体会議/運営会議/専門部会/プロジェクト会議。 ・専門部会は、相談支援部会、就労支援部会、発達支援部会。 			
今治市基幹相談支援センター	運営：委託	設置：単独	
<ul style="list-style-type: none"> ・今治市社会福祉協議会が運営。専門相談員3名、管理者1名(兼務)、計画相談の実施なし。 ・計画相談支援事業所連絡会を開催し、相談支援専門員の資質向上や情報共有を図るほか、障害福祉サービス事業所を対象とした連絡会も開催している。 ・自立支援協議会の事務局として運営会議を開催。各専門部会にも参加し課題を把握。 ・障害者虐待防止センターとしての役割も担う。 			
今治市地域生活支援拠点	類型：面的整備	運営：直営	整備：単独
<ul style="list-style-type: none"> ・今治市の単独設置(協議には越智郡上島町も参加)。 ・基幹相談支援センターと委託相談支援事業所の職員が対応。主に「相談」「緊急時の受入れ・対応」に取り組んでいる。 ・市内の11の相談支援事業所、5の短期入所事業所すべてが地域生活支援拠点として登録。受け入れ側、依頼側の全事業所で情報交換会を開催し、課題を抽出している。 			

31

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備の経緯

設置・整備の経緯	
平成27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「今治市障害者計画」で基幹相談支援センターを中心とした面的な体制整備を目標とする
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が設置する「障害者総合相談支援センター」で委託相談を実施 ・自立支援協議会で基幹相談支援センターの設置について協議
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市基幹相談支援センター 設置
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の相談支援部会で地域課題の検討を開始
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の整備に向け「緊急支援登録者」情報を整備
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備型として地域生活支援拠点を開始

- ・今治市障害者計画において、基幹相談支援センターの設置と、センターを中心に関係機関が機能を分担する面的な体制整備(拠点等)を整備目標としていた。

- ・元々市職員が相談対応をしていたが、専門職による対応が必要なケースも増えてきたため、総合的に相談を受ける機関として基幹相談支援センターを見据えた「障害者総合相談支援センター」を社会福祉協議会に設置し、委託相談支援事業を実施。
- ・自立支援協議会の中で、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を協議
- ・同センターを基幹相談支援センターへ移行することを踏まえ、準備を進めた。

- ・「障害者総合相談支援センター」が「基幹相談支援センター」へ移行
- ・自立支援協議会の運営等も担うことになった。

- ・各相談支援事業所の困難事例について整理・検討を行った結果、「障害者の高齢化・重度化」「親亡き後」を見据えた支援の必要性が明らかになり、「相談」「緊急時の受入れ・対応」を優先で取り組むことになった。

- ・緊急時の受入れ体制整備のため、市の障がい福祉課の主導で相談支援専門員へ依頼し、緊急支援リスクの高い障害者を抽出し、「緊急支援登録者」として情報を整備。

- ・市内の相談支援事業所、短期入所事業所が地域生活支援拠点として登録。

3 要素（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会）の連携における工夫や特徴

■地域生活支援拠点の支援体制に関する情報交換会の開催

- ・昨年度から基幹相談支援センター主催で地域生活支援拠点として登録されている市内の短期入所事業所、計画相談支援事業所で『地域生活支援拠点の支援体制に関する情報交換会』を実施。受け入れる側（短期入所事業所）と調整・依頼する側の相談支援事業所と意見交換を行った。
- ・お互いの立場の理解促進が図れた半面、緊急支援登録者情報の管理方法、専門的な人材確保の問題から受け入れが難しいケースなどの課題も見えてきた。また、自立支援協議会の相談支援部会においても緊急時の受け入れ時に相談員が対応に苦慮したケースとしての課題も上がっており、今後、自立支援協議会をとおして継続的に検討を進めていく必要がある。

■「緊急支援登録者」情報の整備

- ・緊急時の受入れ体制の整備のため、令和2年度より市障がい福祉課が主導で市内の相談支援事業所の相談支援専門員に協力依頼し、緊急支援のリスクが高い方について「緊急支援登録者」として情報を整理。
- ・自立支援協議会の相談支援部会にて、緊急支援登録者情報を障がい種別ごとに分析を行い、地域課題の抽出を行っている。
- ・現在は、市障がい福祉課と基幹相談支援センターで情報を管理しているが、スムーズな支援につなげるため、緊急時の受入れ施設との情報共有や管理について、今後、市・基幹相談支援センター・相談支援事業所・入所施設等で情報交換会を行い、協議を継続していく。

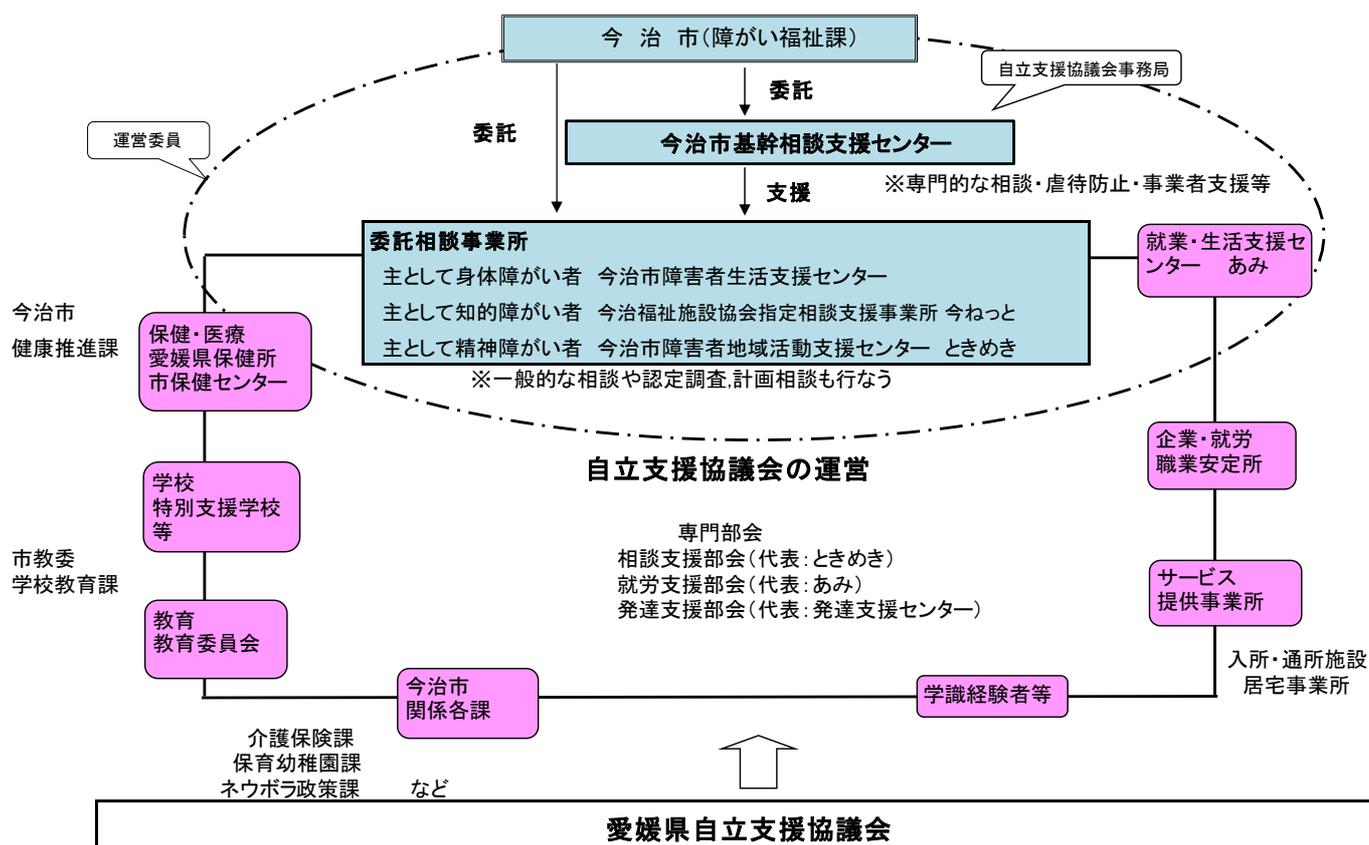
■さらなる連携に向けた自立支援協議会の体制等の検討

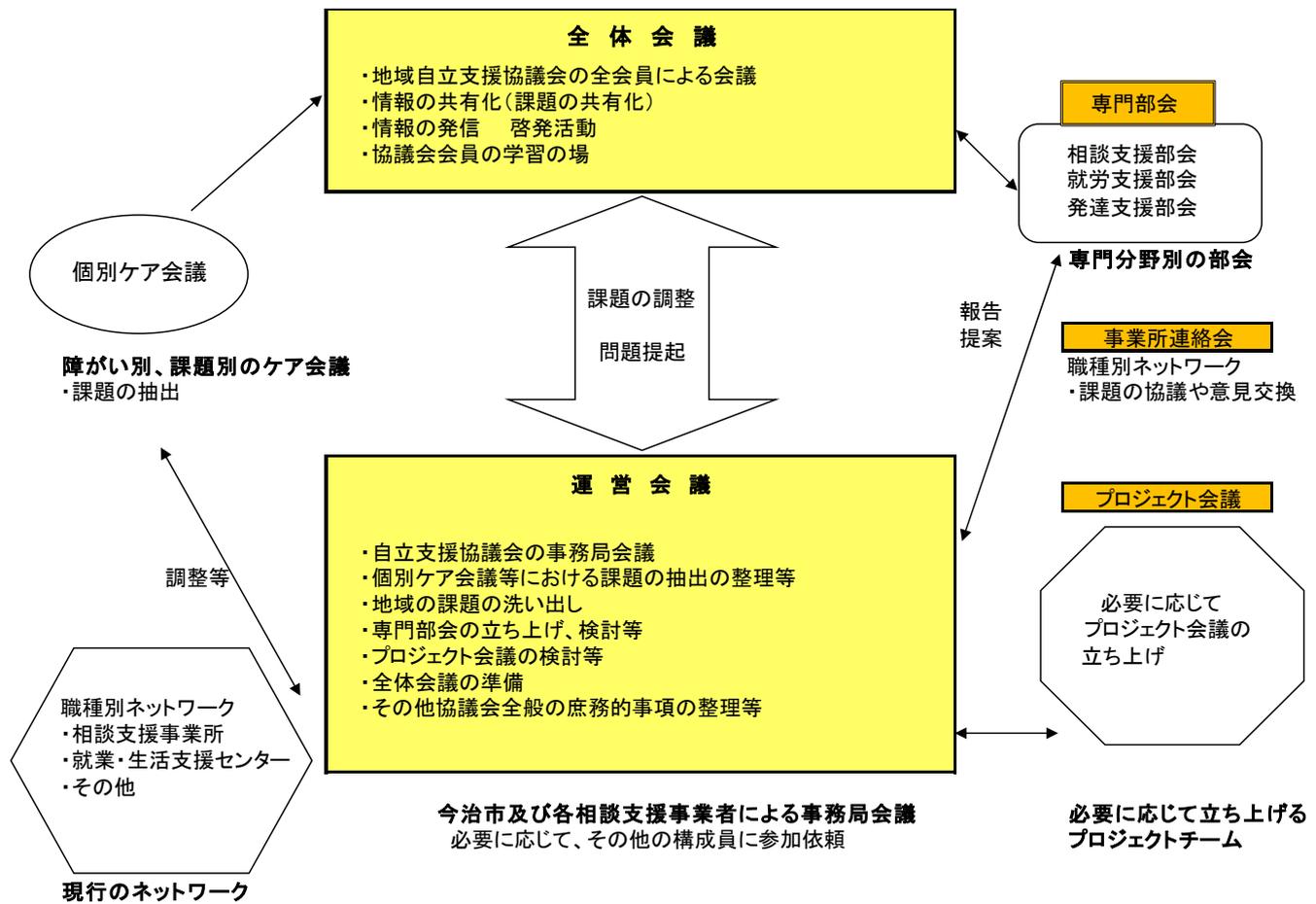
- ・「自立支援協議会の部会でお互いの活動状況がわからない」「異動してきた担当職員は協議会について学べる機会が少ない」との声を受け、部会同士の交流、連携を図るため、年度初めに自立支援協議会に関する「勉強会」の開催を今年度から開始。
- ・これまで基幹相談支援センターが開催していた計画相談支援事業所を対象とした連絡会を自立支援協議会に位置づけることで、これまで協議会に直接かかわっていなかった市内の相談支援事業所の相談支援専門員にも協議会に参画してもらうことを予定。

課題解決のヒント	目指す姿	現状の課題や今後に向けての取組
<p>■島しょ部</p> <p>→市内の4つの島それぞれに社協が支部を持つことから随時相談を受けられる体制を整えている。また委託相談支援事業所が月に一度、各島で巡回相談を実施し基幹と情報共有を行っている。</p> <p>■県主催の基幹相談支援センター連絡会</p> <p>→自治体職員、基幹職員、基幹の設置されていない自治体の委託相談職員を対象とした連絡会で、情報共有の機会や横のつながりが持てた。</p>	<p>・自立支援協議会の見直しを図り、協議会の部会間の連携・情報共有や、市内の相談支援事業所の相談支援専門員の参画などを行うことで、地域生活支援拠点を含む多様な地域課題の抽出と検討をさらに進めていく。</p>	<p>・地域生活支援拠点の整備について、基幹主催で受け入れる側と依頼する側の情報共有の機会は作っているが、体制整備に向けた具体的な方策については今後検討を重ねながら推進していく。</p>

33

今治市地域自立支援協議会





事例 6 鹿児島県鹿児島市

- 基幹相談支援センターは市内の相談支援事業所等で構成する運営協議会のうち、5法人が輪番制で運営。相談員が基幹に出向することで人材育成にもつながる。
- 地域生活支援拠点の運営は複数の法人が「連携協定法人」として協力し、24時間・365日の緊急時相談体制を確保。
- 地域全体で取り組む運営体制を目指すことで、人材の確保・育成、ネットワークの構築にも寄与。

<p>鹿児島県鹿児島市</p> <p>人口：595,042人※</p> <p>相談支援事業所：82カ所 (R6年10月1日現在)</p> <p>※令和6年1月1日住民基本台帳人口(総務省)</p>	<p>鹿児島市障害者自立支援協議会</p> <p>運営：直営 設置：単独</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体会議／定例会議／専門部会／個別支援会議／児童発達支援センター会議 ・事務局は直営、定例会議は基幹相談支援センターが運営 ・専門部会は、子ども部会・精神保健福祉部会・地域生活支援拠点部会・差別解消支援協議会・医療的ケア児部会（地域生活支援拠点部会は地域生活支援拠点の受託法人が運営）
	<p>鹿児島市障害者基幹相談支援センター</p> <p>運営：委託 設置：単独</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の相談支援事業所等で構成する運営協議会のうち、5法人が輪番制で運営。相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけ。計画相談は実施しない。 ・センター長＋相談員5人体制。相談員は法人からの出向で2～3年ごとに入替え（現在、うち1人は曜日ごとの交代制で担当）。 ・輪番制により、相談員が地域に戻って基幹での経験を活かすことで、地域全体の相談支援体制のレベルアップやネットワーク構築にもつながる。
	<p>地域生活支援拠点ゆうかり</p> <p>類型：多機能+面的 運営：委託 整備：単独</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の受託法人が、21法人（R6.10.1現在）と連携協定を結んで運営 ・相談支援専門員3人体制（相談支援事業所等の相談支援専門員と兼務） （うち拠点コーディネーター1名） ・緊急時の相談及び対応先として相談窓口を設置し、24時間・365日対応。（連携協定法人の相談支援専門員・管理者等が持ち回りで宿直対応（1名）） ・緊急受け入れ先としてグループホーム併設の短期入所4床（1床は空床補償）を確保。

設置・整備の経緯	
平成24年5月	・基幹相談支援センターの運営開始に向け、相談支援事業所の主な運営法人で構成する「準備会」設置、運営開始に向けた協議を実施
平成24年7月	・複数法人で構成する「基幹相談支援センター運営協議会」を設置
平成24年10月	・基幹相談支援センター 運営開始
平成27年4月	・第4期鹿児島市障害福祉計画で「地域生活支援拠点を1つ以上整備」を明記
平成27年8月	・社会福祉法人（知的、身体）や医療法人（地域活動支援センターI型）で構成する「地域生活支援拠点検討部会」を協議会に設置
平成27年10月～平成29年8月	・運営開始に向けた協議を実施
平成29年10月	・地域生活支援拠点ゆうかり 運営開始 ・相談窓口を設置

- ・現場から基幹相談支援センターの必要性の声が上がリ、市と法人・事業所が協議を開始し「準備会」（6法人）を立ち上げ。
- ・単独法人による運営ではなく、相談支援事業に関わる全法人が輪番制で基幹に相談員を派遣することを検討。相談員が基幹にいる間にスキルアップし、地域に戻ってスキルを活かすことで地域全体の相談支援業務の底上げになり、地域の障害者のためにも生かされると考えた。

- ・自立支援協議会で基幹相談支援センターの「設置案」について説明し、障害者団体からの意見を聴取。

- ・緊急一時保護は個別に委託をする形で実施していたが、手帳所持者の年齢層も高くなり、市としても拠点の必要性を感じていた。

- ・自立支援協議会の専門部会の1つとして「地域生活支援拠点検討部会」を設置。
- ・検討部会内の検討結果を自立支援協議会へ報告し、意見を聴取。

- ・多機能拠点型をベースにしながリ、地域全体で取組むべく、市内にある相談支援を中心に行っている法人と協定を結んで面的整備も行い、多機能+面的整備の類型とした。

- ・地域生活支援拠点を開始。拠点の建物にあるグループホーム併設の短期入所（1床）を緊急受入れ先として確保。グループホーム機能と合わせ24時間・365日の緊急時相談・受入れ体制を整備。

37

3要素（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会）の連携における工夫や特徴

■3要素（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会）における情報共有

- ・基幹相談支援センターが自立支援協議会内に位置付けている「定例会議」（月1回相談支援事業所が参加）の運営を担っており、その取組内容等を自立支援協議会へ報告・共有する。
- ・地域生活支援拠点の運営に係る協議は自立支援協議会の専門部会「地域生活支援拠点部会」で協議するほか、協定法人による「協定ミーティング」（月1～2回）でも拠点の相談状況やケース共有を行っており、その内容が定例会議での地域課題と連動する形で部会に反映され、協議結果を協議会に報告・共有する流れができています。

■緊急時の相談及び対応

- ・緊急一時保護を行う際は、基幹相談支援センターが本人及び関係機関等から情報収集したうえで、地域生活支援拠点での受入れを調整するなど、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点で役割分担を明確化。受入れは地域生活支援拠点、情報収集は基幹相談支援センター、それをもとに受入れ可否の最終判断は市が行う。
- ・緊急時の相談及び対応は相談窓口を設置し24時間・365日対応している。日中は基幹相談支援センターが対応、夜間は地域生活支援拠点对応。連携協定法人の相談支援事業所の相談支援専門員や管理者等が拠点での宿直（1名）を輪番で担当。地域全体で相談体制を維持・継続している。
- ・基幹相談支援センターは虐待防止センターの役割を兼ねており、閉所の時間帯（夜間、日曜日・祝日）に虐待防止センターへかかってきた電話相談も地域生活支援拠点で対応し、基幹相談支援センターと情報共有している。

■地域全体での取組

- ・基幹相談支援センターの運営は5法人の輪番制で行っているが、運営協議会には市内のほとんどの相談支援事業所（81カ所）が参加し、一体となって取り組んでいる。基幹が毎月開催する協議会の定例会議には50～60カ所の事業所が毎回参加する。
- ・地域生活支援拠点における宿直者として協定法人が参加することにより、他の相談支援事業所との関わりも発生し、ケースの受け入れを通じて業務の共有や双方向の人材育成にもつながっている。

課題解決のヒント

■人材不足

→1法人のみで運営する方式ではなく、地域全体で取組むことで人材を確保。

■人材育成

→運営協議会の構成法人から基幹相談支援センターへ相談員が外向することで幅広い相談に対応できるようになり、地域に戻ってから相談支援業務の底上げになる。

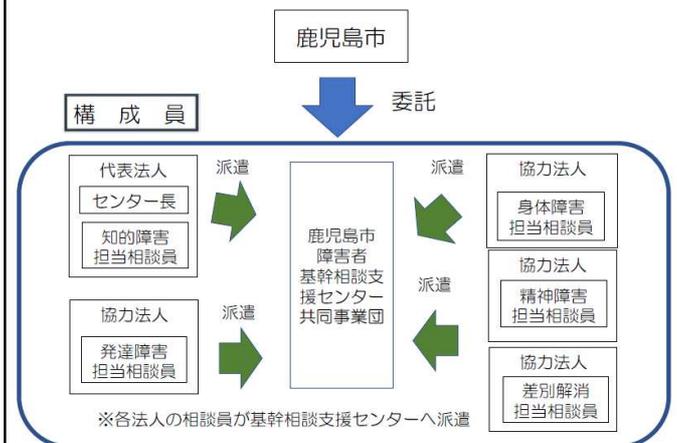
目指す姿

- ・持続可能で地域資源が有機的につながるよう、行政単独または特定の法人の考え方だけではなく、地域全体で情報を共有しながら合意形成を図る運営体制を目指している。

現状の課題や今後に向けての取組

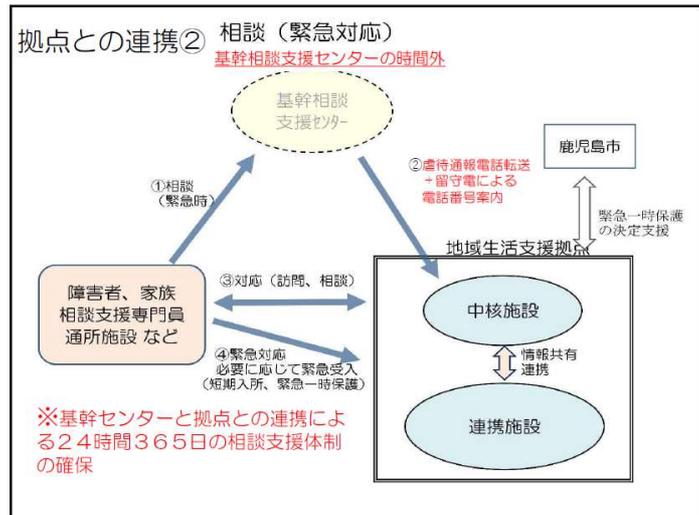
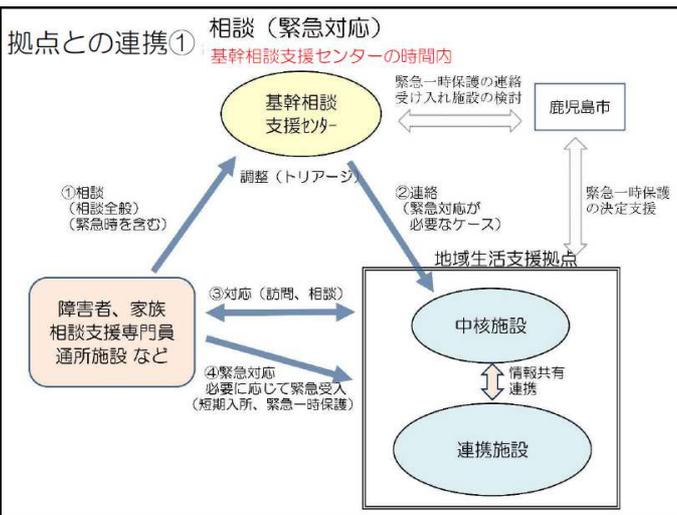
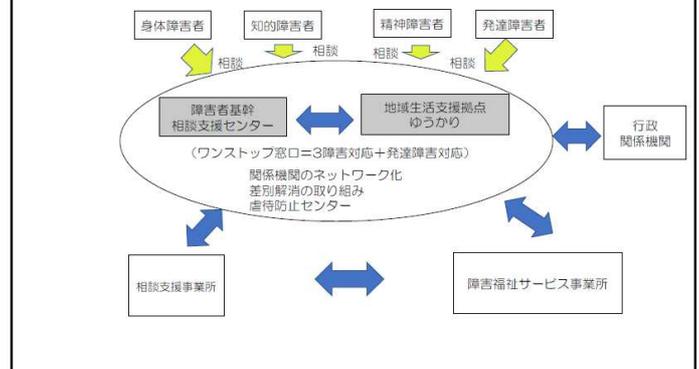
- ・基幹センターを運営する法人が替わるたびに引継ぎ手続き等が発生する。庶務経理的な部分は1法人で継続して担えないか検討している。
- ・拠点の空床補償の有効活用として地域生活の体験の場としても位置づけているが利用が伸び悩んでいるので周知が必要である。

基幹相談支援センター運営方法イメージ



※相談員は障害種別に関わらず相互に連携して対応

基幹相談支援センター概要イメージ



鹿児島市障害者自立支援協議会 組織図

【 全 体 会 議 】

鹿児島市障害者自立支援協議会			
委員30人以内（学識経験者、関係機関・関係団体の代表者、公募市民、市の福祉・保健・教育関係の担当部長 など）			
任期：3年（障害者総合支援法第89条の3に協議会設置の規定に基づき、市の設置要綱を制定）			
地域課題の確認や市に対する施策提言など	鹿児島市障害（児）福祉計画の策定・管理 （実施計画）	鹿児島市障害者計画の策定・管理 （基本計画）	かごしま市チャレンジ大賞の選考 など



【 専 門 部 会 】

定例会議	子ども部会	精神保健福祉部会	地域生活支援拠点部会	障害者差別解消支援協議会	医療的ケア児部会
委員：市内の指定相談支援事業所等 任期：規定なし	委員：13人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：10人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：13人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：22人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし	委員：14人(学識経験者、事業者等) 任期：規定なし
個別支援会議の報告等を受け、その内容及び関連する課題等について協議・検討	障害児の支援に関する事 について協議・検討	精神障害者の支援に関する事 について協議・検討	地域生活支援に関する事 について協議・検討	障害を理由とする差別に関する事 について協議・検討	医療的ケア児の支援に関する事 について協議・検討



個別支援会議
相談内容に関係する相談支援事業所 福祉サービス事業所・行政機関など
寄せられた相談に対して随時開催
個別の相談内容を検討し、 関係するサービス提供機関と 調整等を行い、定例会議に報告

児童発達支援センター会議

好事例の活用に向けて

都道府県が市町村支援を実施する必要性と方法

障害者総合支援法において、**相談支援体制は基本的に地域(市町村)が実施したり、体制を整備するもの**となっており、都道府県の役割は限定的であったが、小規模自治体を中心に体制整備等に困難を抱える市町村があり、市町村間でのばらつきが顕著に見られる現状がある。そのため、広域的見地等から都道府県が市町村を支援する必要性がある。

市町村支援の方法(概念的理解)

知る	管内の現状を把握する
	管内の現状を分析し、課題抽出や検討を行う
考える	把握した管内の現状や課題をフィードバックする
	管内自治体・事業所の情報交換の場を設ける
気づく	管内自治体・事業所のネットワーク作りをする
	国の施策動向等を伝える
支え合う	他都道府県の状況や好事例等(実践)を伝える
	相談支援の業務について学ぶ場を設ける

※職員だけでは難しい場合、**都道府県(自立支援)協議会**や**都道府県相談支援体制整備事業等**を活用し、**民間と協働する**。

【例:相談支援専門員協会等の相談支援に係る職能団体、管内基幹相談支援センター連絡会等】

※令和5年度障害者総合福祉推進事業「地域の相談支援体制整備及び(自立支援)協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究」都道府県職員等向け研修「講義資料」より抜粋

43

【参考】 都道府県の取組事例

(令和5年度障害者総合福祉推進事業「地域の相談支援体制整備及び(自立支援)協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究」報告書より)

■ 都道府県(自立支援)協議会の活用

- ・県担当者が異動しても機能する人材育成の仕組みとして、県の自立支援協議会に民間の方が一緒に取り組む「人材育成検討部会」を設置。県が部会で育成した人材を研修講師とすることで研修の質を確保(三重県)
- ・県内のすべての圏域、市町村の地域自立支援協議会が、県(自立支援)協議会の構成員として協議に参加し、情報の共有を図る(宮城県)
- ・県協議会に「離島ワーキング」を設置。Zoomによる情報共有や離島の課題把握、担当者間の横の繋がりを構築(沖縄県)

■ 都道府県相談支援体制整備事業(都道府県アドバイザー事業)の活用

- ・派遣型のアドバイザーが各地域の支援を行い、活動報告書を県に毎月提出することで地域の状況を把握(三重県)
- ・配置型の圏域アドバイザーが年度当初に各市町村を訪問し、市町村自立支援協議会の活動や地域の状況を把握(沖縄県)
- ・圏域アドバイザーが、市町村、圏域の自立支援連絡会議と、県の自立支援協議会をつなぐ役割を担う(沖縄県)

■ 市町村職員向け研修等の企画・実施

- ・地域の課題と連動した市町村障害福祉計画を策定するため、市町村職員を対象とした「市町障害福祉計画等研修会」を実施。自分たちの地域の課題について把握したうえで、他の市町とグループワークで意見交換(三重県)
- ・年度当初に、相談支援従事者研修や相談支援業務に関する内容を中心に市町村職員向けの研修を実施(沖縄県)
- ・年度当初に、各市町村の新しい担当者や基幹相談支援センター職員を対象に、初任者・現任者の研修等を含めた1年間のスケジュールや県からの依頼事項に関する説明会を実施し、円滑な実習の受入れ等を図っている(宮城)

■ 中長期的な人材育成に向けた取組

- ・中長期的な視点での人材育成に向けて、(自立支援)協議会に設置した委員会で「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定。人材育成のシステムや目標設定についても記載(三重県)
- ・県の協議会の相談支援事業所部会にワーキングを設置し、現行の人材育成ビジョンを見直し・改訂版を作成(宮城県)

■ 都道府県職員自身の取組

- ・県担当職員は担当する圏域を決め、要請に応じて各圏域の(自立支援)協議会に参加。各圏域の取組状況や課題等を把握し、把握した各圏域の状況は担当課内でも共有(三重県)
- ・県が市町村向けの研修を実施するためには県担当職員自身が制度等を知っておく必要があることから、常に情報の把握、情報の共有に努めている(三重県)

44

【参考】(地域生活支援拠点等) 都道府県の市町村へのバックアップ状況

【都道府県調査結果】 回答：34都道府県（回収率72.3%）

- 地域生活支援拠点等の整備促進のための研修(行政説明等)・・・35.3%
- 地域生活支援拠点等コーディネーターの養成研修・・・0%
- 地域生活支援拠点等の機能を担える専門的人材(グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材等)のための研修開催・・・32.4%
- 地域生活支援拠点等の整備・運営に活用できる予算事業等の実施・・・23.5%
- その他・・・35.3% アドバイザー等による派遣・助言、会議体の場での情報共有・随時質問に対応、手引きを作成して横展開を図っている

【参考】 地域生活支援拠点等の整備を促進していくために期待する都道府県の役割

【市町村調査結果】 回答：706市町村（回収率40.5%）のうち、拠点等を整備している491市町村

- 地域生活支援拠点等コーディネーターの養成研修・・・57.4%
- 地域生活支援拠点等の機能を担える専門的人材(グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材等)のための研修開催・・・65.0%
- 地域生活支援拠点等の整備・運営に活用できる予算事業等の実施・・・62.3%

【参考】 地域生活支援拠点等の整備のために都道府県から受けたい支援(バックアップ)

【市町村調査結果】 回答：706市町村（回収率40.5%）のうち、拠点等を整備していない215市町村

- 地域生活支援拠点等コーディネーターの養成研修・・・52.6%
 - 地域生活支援拠点等の機能を担える専門的人材(グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材等)のための研修開催・・・58.1%
 - 地域生活支援拠点等の整備・運営に活用できる予算事業等の実施・・・67.9%
- ※ その他の主な自由記述回答「広域で実施できるようフォローしてほしい」・・・5自治体

(令和5年度障害者総合福祉推進事業「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究(PwCコンサルティング合同会社)」より抜粋)
45

再掲

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業(地域生活支援促進事業)

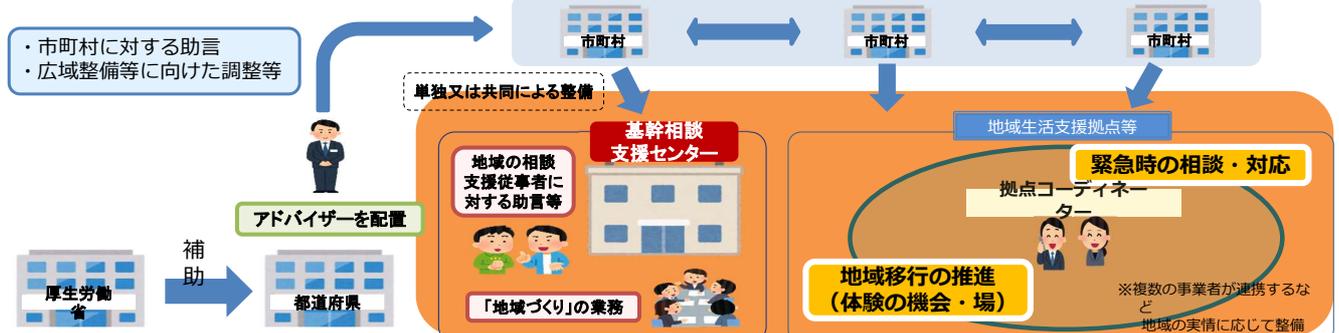
令和6年度当初予算 32百万円 (一) ※ ()内は前年度予算額 ※令和6年度は、東京都、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が本事業を活用

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県 ◆補助率：国1/2、都道府県1/2

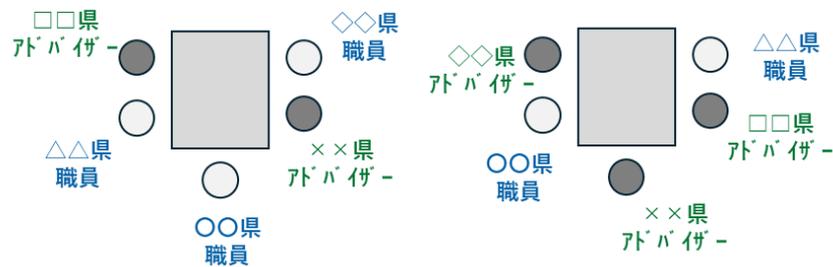
演習（グループワーク）

■グループワークの時間配分

時間	内容	担当
13:30~16:10 13:30~13:35 (5分) 13:35~13:40 (5分) 13:40~14:40 (60分)	【5】演習（グループワーク） 自己紹介 グループワークの進め方の説明 グループワーク（1） ①市町村への支援状況と課題（20分） ②市町村における課題や必要とする支援（40分）	講師
14:40~14:55 (15分)	席替え・休憩	
14:55~15:00 (5分) 15:00~16:10 (70分)	グループワークの進め方の説明 グループワーク（2） ①都道府県内の市町村における課題（20分） ②市町村の課題に対して必要な取組（25分） ③目標と具体的な取組（25分）	
16:10~16:30	【6】総括 グループ発表・講師による総括	

■グループの分け方

グループワーク（1） → 違う都道府県の方と意見交換



グループワーク（2） → 同じ都道府県の参加者同士で意見交換



■最初に…

- ・自己紹介（5分）

→グループ内で自己紹介。司会を決める。

グループワーク（1）

13：40～14：00

テーマ① 「市町村への支援状況と課題」（20分）

都道府県内の市町村の相談支援体制整備における現状と、都道府県からの支援状況や課題等についてグループ内容で共有

下記について、グループ内で順番に発表してください。（1人3分程度）

- 都道府県内の市町村の相談支援体制の状況（基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置・整備状況、自立支援協議会の実施状況）
- これまでの都道府県としての相談支援体制整備に向けた取組状況や市町村に対する支援状況
- 自分が関わってきたこと、課題だと感じていること

※発表内容のメモ用に、演習シート1を使ってください。

「ブロック会議」演習シート1	
グループワーク（1）	
①市町村への支援状況と課題	メモ用
<div style="border: 1px solid black; height: 250px;"></div>	

テーマ②「市町村における課題や必要とする支援」(40分)

市町村における課題やその要因を整理したうえで、その課題を解決するために必要なことを意見交換

- 1) テーマ①でのグループメンバーの発表内容や、午前中の「都道府県からの状況報告」「好事例の報告」を踏まえて、市町村が抱える課題としてどのようなことが考えられるか、下記のそれぞれの市町村について整理してください。(主なものをいくつか整理する)

- 「(基幹・拠点の) 未設置・未整備市町村」 → 設置・整備に向けた課題
- 「(基幹・拠点の) 設置・整備済み市町村」 → 協議会を含めた3要素の連携に向けた課題やうまく機能させるための課題

- 2) 整理した課題の要因となるものはどのようなことか、その課題を解決するために、どのようなことが必要か意見交換をする。
(できる・できないに関わらず必要なことを考えてください)

※グループワークで出た意見を演習シート2に記入してください。

「ブロック会議」演習シート2	
グループワーク (1)	
②市町村における課題や必要とする支援	
市町村における課題	課題の要因/課題の解決のために必要なこと
未設置市町村	→
設置済み市町村	→

休憩・席替え (15分)

- ・ 午前中の座席 (都道府県ごと) に戻ってください。

グループワーク（２）

15：00～15：20

テーマ① 「都道府県内の市町村における課題」（20分）

都道府県内の「未設置・未整備市町村」「設置・整備済み市町村」における課題を共有

※必要に応じて司会を決めてください。

自分たちの都道府県内の市町村における課題とその要因を、「(基幹・拠点の)未設置・未整備市町村」「(基幹・拠点の)設置・整備済み市町村」のそれぞれについて話し合ってください。

- 「(基幹・拠点の)未設置・未整備市町村」 → 設置・整備に向けた課題
- 「(基幹・拠点の)設置・整備済み市町村」 → 協議会を含めた3要素の連携に向けた課題やうまく機能させるための課題

※グループワークで出た意見を演習シート3に記入してください。

「ブロック会議」演習シート3	
グループワーク（２）	
①都道府県内の市町村における課題と要因	
	市町村における課題と要因
未設置市町村	
設置済み市町村	

テーマ② 「市町村の課題に対して必要な取組」(25分)

都道府県内の市町村の課題に対して必要なことは何かを意見交換

グループワーク(2) テーマ①で話し合った「(基幹・拠点の)未設置・未整備市町村」「(基幹・拠点の)設置・整備済み市町村」の課題に対して必要な取組は何かを話し合ってください。

必要な取組については、

- 市町村自身が取組む必要があること
- そのために都道府県としてどんな取組や支援ができるのか

の、両方の視点で考えてください。

グループワーク(1)で参考となった意見や他自治体の取組等も共有しながら話し合ってください。

※グループワークで出た意見を演習シート4に記入してください。

「ブロック会議」演習シート4	
グループワーク(2)	
②市町村の課題に対して必要な取組	
課題に対して必要な取組(市町村・都道府県)	
未設置市町村	市町村としての取組
	都道府県としての取組・支援
設置済み市町村	市町村としての取組
	都道府県としての取組・支援

テーマ③ 「目標と具体的な取組」 (25 分)

都道府県として実際に取組むことができることを話し合い、1年後の「目標」やそのための「具体的な取組内容」を共有

グループワーク (2) テーマ②で話し合った都道府県としての取組や支援のうち、実際に1年後までに取組むことができることは何かについて話し合い、1年後の「目標」とその「具体的な取組内容」を決めてください。

1年後の目標に向けて、今年度のうちに何に取組むか、次年度がスタートしたらどんなことから取組むか、予算編成の時期までに何をすべきか、など、具体的なスケジュールもイメージしながら取組む内容を検討してください。

※決まった内容を、提出用の演習シート5に記入してください。
 ※演習シート5はグループで1枚提出してください。
 (提出方法については次ページ参照)

「ブロック会議」演習シート5 <提出用>		
グループワーク (2)		
③「目標」と「具体的な取組」		都道府県名
	1年後の目標	具体的な取組
未設置市町村		
設置済み市町村		

※来年度の研修の際に、演習シート5に関する経過や成果、課題等について各都道府県からの報告を予定していますので、検討した目標と取組は、都道府県の担当者・関係者間で共有し、1年後に向けて実行できるように取り組んでください。

※提出いただいた「目標」と「具体的な取組」は、本事業の報告書に掲載し、各自治体にも共有させていただきます。

グループ発表

- ・グループワーク（2）のテーマ①、②でどのような議論があったのか、それを踏まえて、③でどのような目標と取組を決めたのか、を各グループから発表

講師による総括

- ・講師による総括

演習シート5の提出について

演習シート5は以下のいずれかの方法で提出してください。

①本日、ブロック会議終了後、手書きの用紙を提出

- ・演習修了後、各グループのテーブル上にあるクリアファイルに入れてください。
- ・提出の際、お手元にも記載内容が残るようにしてください。（同じ内容を書き留める、写真に撮るなど）

②後日、ファイルをメールで提出

- ・事前にメールでお送りした演習シート5のファイル（パワーポイント）に入力の上、メールにて事務局まで提出してください。
（事務局メール：shogai_sodan@hit-north.or.jp）

※提出期限は下記のとおりです（期限厳守をお願いします）。

ブロック	提出期限
関東ブロック	12月27日（金）
北海道・東北ブロック	1月8日（水）
北陸・甲信越ブロック	1月16日（木）
東海・近畿ブロック	1月20日（月）
中国・四国ブロック	1月22日（水）
九州・沖縄ブロック	1月24日（金）

都道府県の取組状況等

<北海道・東北ブロック>

1

都道府県の取組状況等

都道府県名

北海道

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	5,051,096	人	指定特定相談支援事業所	510	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	179	市町村	指定一般相談支援事業所	215	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	21	カ所	委託相談支援事業所	124	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施 or 未実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	22	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和5年4月時点)	94	カ所	令和8年度末目標設置数	179	カ所
----------------	----	----	-------------	-----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	83	カ所	令和8年度末目標整備数	179	カ所
----------------	----	----	-------------	-----	----

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数 (令和5年4月時点)	172	カ所	令和8年度末目標整備数	179	カ所
----------------	-----	----	-------------	-----	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター等機能強化事業）や重層的支援体制事業費による補助。
② 課題	道内179市町村のうち、約半数の85市町村において未設置であることから、複数市町村共同設置も視野に今後どのような形で増設していくか。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター等機能強化事業）や重層的支援体制事業費による補助。
② 課題	拠点等の未整備市町村が整備状況が96箇所となっている。小規模市町村が多く、市町村ごとの地域資源に限界があることから、広域での面的整備について働きかけている。

3

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	障がい者を取り巻く課題を具体的に協議する場として障がい者地域生活支援部会、市町村等の地域の相談支援体制を後方支援するための協議の場として地域体制整備部会に今年度再編し、具体的に検討することとした。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	上記で再編した部会で地域や市町村の課題に対して具体的に検討するために進めているところ。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	自立支援協議会で議題にあげてほしいという要望がある一方で、限られた開催日数の中で、どの案件を優先して協議するかを選定する時間の確保や選定方法の方針等の作成などが必要。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	活性化していない市町村への働きかけ。既存のアプローチではなかなか活性化していない現状があるので、市町村職員向けの研修会の開催や自立支援協議会の必要性や重要性を知ってもらうための資料の作成などを検討している。

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	1,170,622	人	指定特定相談支援事業所	111	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	40	市町村	指定一般相談支援事業所	65	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	6	カ所	委託相談支援事業所	27	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施 or 未実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	3	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	3	カ所	令和8年度末目標設置数	6 (6圏域)	カ所
----------------	---	----	-------------	------------	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	7 (3圏域)	カ所	令和8年度末目標整備数	6 (6圏域)	カ所
----------------	------------	----	-------------	------------	----

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	34 (1圏域(6市町村) で1カ所設置あり)	カ所	令和8年度末目標整備数	-	カ所
----------------	-------------------------------	----	-------------	---	----

5

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- ・相談支援に関するアドバイザーを3名配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を実施。
- ・令和4年度に市町村担当者を対象とした説明会を開催。
- ・相談支援アドバイザーの派遣について市町村に周知。

② 課題

- ・各市町村の課題や現状を把握できていないため、各市町村の設置に向けた取組状況や課題を把握し、支援する必要がある。
- ・相談支援アドバイザーの派遣について市町村に周知しているが、アドバイザーの活用が浸透していない。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- ・未整備圏域の拠点等整備に係る現状や課題等を把握し共有。
- ・拠点等の整備について、圏域で整備する場合など、各市町村の意向を踏まえ調整に努める。
- ・社会福祉施設等施設整備費の助成により、拠点等整備に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備を支援する。

② 課題

- ・部門ごとに機能を担っている事業所はあるが、それを地域生活支援拠点として市で整備することが難しい。（登録後の評価等）
- ・圏域での設置を検討している例があるが、代表となる自治体の首長の同意を得ることに難航している。（「自分の自治体にとってメリットが見えない」との理由）
- ・各事業所において人手が足りていないため、コーディネートの機能を担うことができるか懸念がある。

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	・専門事項の調査又は検討のため、専門部会を設置している。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	・県協議会の委員に市町村関係者を委員に任命している。

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	・協議会が形骸化しつつある。 ・市町村との関わりが少なく、市町村の課題が把握できていない。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	

7

都道府県の取組状況等

都道府県名

岩手県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	1,150,784	人	指定特定相談支援事業所	131	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	33	市町村	指定一般相談支援事業所	110	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	9	カ所	委託相談支援事業所	41	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施 pr 未実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	277	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	11 (20市町村)	カ所	令和8年度末目標設置数	19	カ所
----------------	---------------	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	11 (18市町村)	カ所	令和8年度末目標整備数	21	カ所
----------------	---------------	----	-------------	----	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	19 (33市町村)	カ所	令和8年度末目標整備数	-	カ所
----------------	---------------	----	-------------	---	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

相談支援を行う人材の育成支援（相談支援従事者を対象として各種研修の実施）、基幹相談支援センター連絡会に職員も参加し、整備に向けて既設の拠点の運営状況や課題を共有するとともに必要に応じて市町村に情報提供を行っている。

② 課題

小規模な町村では、地域の社会資源や人材不足から、早急な対応が厳しい状況にある。整備に向けて既設の市町村の状況や成果、課題等を共有していく必要がある。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

既設の拠点の運営状況を共有し、設置が促進されるよう必要に応じて情報提供を行っている。

② 課題

小規模な町村では、地域の社会資源や人材不足から、早急な対応が厳しい状況にある。整備に向けて既設の市町村の状況や成果、課題等を共有していく必要がある。

9

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫

- ・ 地域移行部会や療育部会等の専門部会を設置し、協議を行っている。
- ・ 地域自立支援協議会の委員や、相談支援アドバイザーを構成員に含めている。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況

市町村自立支援協議会の設置状況、相談支援体制等の実施把握。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題

市町村自立支援協議会との効果的な連携や実態に応じた実施。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題

圏域ごとに社会資源が異なるなどの課題があり、各圏域の課題の共有や実態に応じた実施が進むよう引き続き検討していく必要がある。
本来の役割を十分に発揮できていない協議会への支援方法。

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	2,262千	人	指定特定相談支援事業所	180	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	35	市町村	指定一般相談支援事業所	59	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	7	カ所	委託相談支援事業所	27	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	未実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	0	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	16	カ所	令和8年度末目標設置数	21	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	14	カ所	令和8年度末目標整備数	19	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	19	カ所	令和8年度末目標整備数	19	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

11

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

人材養成部会（相談支援連絡会等）を通じた事例の共有や設置形態等の情報を提供するなど適切な支援を行っていく。

② 課題

未設置の理由として、地域の実情に合った相談支援体制のあり方の検討や、その充実・強化に向けた検討に時間を要していること、また、地域内に基幹相談支援センターを担うことができる事業所や人材が不足していることがある。地域に未設置の各市町村においてはそれぞれR8末までの設置を予定している。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

県としては整備状況の情報共有や施設整備費への補助等により未設置市町村での設置を促す。

② 課題

未設置圏域である登米市では、令和5年度の体制整備に向け障害者自立支援協議会に地域生活支援拠点等整備検討部会を設置し、令和4年度は先行自治体へのヒアリングや登米市の体制構築に向けた検討を行い、令和5年度はロードマップや要綱案の作成、事業所説明会の準備を進めてきたが、整備には至らなかった。

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○専門部会の再編成 ・自立支援協議会（以下「自立協」）全体会の下に設置している専門部会について、R5まで「相談支援事業所部会」、「精神障害部会」、「こども部会」の3つであったが、県内の課題や協議すべき事項を踏まえ、「人材養成部会」、「精神障害部会」、「こども部会」、「地域生活部会」の4つに再編した。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県の自立協において、各市町村自立協に対して国の動向や県の方針について周知する等、各市町村自立協で協議する際の参考となる情報を提供している。 ・協議会開催前に各市町村自立協において課題となっていることや確認したいことを調査し、県自立協においてそれらについて協議する時間を設けている。当該事項について市町村自立協間で意見交換を行い、他の市町村自立協における好事例の共有を行っている。

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ○県が抱える課題について効果的に協議できる仕組みづくり ・新しい協議事項（サービス管理責任者等の人材育成、強度行動障害を有する障害者の支援体制整備、地域生活支援拠点等の機能向上 等）に対応するために協議会を再編したが、効果的に協議を進める方法が不明瞭
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村自立協ごとの取組の格差是正、県自立協と市町村自立協の連動（地域課題を吸い上げて解決に繋げるシステム等） ・現状、県の自立協において各市町村自立協に対して周知や情報提供を行っているが、一律の提供になっており、個々の協議会に適した支援には不十分 ・県の自立協で各市町村自立協の課題について協議する時間を設けているが、開催回数に限られる

13

都道府県の取組状況等

都道府県名

秋田県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	902,060	人	指定特定相談支援事業所	95	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	25	市町村	指定一般相談支援事業所	80	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	8	カ所	委託相談支援事業所	25	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施 or 未実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	11	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	12	カ所	令和8年度末目標設置数	25	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	17	カ所	令和8年度末目標整備数	25	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	25	カ所	令和8年度末目標整備数	25	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- アドバイザー派遣による体制整備の助言等を実施
- 県内3ブロック（県北・中央・県南）で連絡会議を実施し、地域事情を踏まえた活動や体制作りの取組等を共有
- 基幹相談支援センターの意見交換会を実施し、ネットワーク構築に努めるほか、サービスの均質化を図る。

② 課題

- 単独設置が困難である市町村がある
- 共同設置に向けた市町村間での調整が必要となる

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

25市町村中18市町村で整備済みであり、市町村単独での整備が難しいところは、圏域で整備するなど、少しずつ進んでいる。ブロック連絡会における情報共有及び意見交換やアドバイザー派遣での助言等により、広域的に後方支援を行っている。

② 課題

まだ整備されていない7町村は、単独での整備が難しいことも考えられるため、それぞれの町村の実情を踏まえた後方支援を行うことが必要とされる。

15

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫

- ・効果的な協議会の運営が図られるよう専門部会（人材育成部会）等を設置し、地域課題等に留意した取組を実施している。
- ・ブロック連絡会（県北・中央・県南）を開催し、地域の実情把握に努めるとともに、地域で解決できていない課題を集約し、都道府県全体として課題を抽出、整理していくこととしている。
- ・人材育成部会の委員等をアドバイザーに任命し、各地域の実態や情報に詳しいアドバイザーと共に、地域の実態と課題把握に努めている。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況

アドバイザー派遣により体制整備の助言等による広域的な支援を行い、また、各市町村における地域事情を踏まえた活動や体制作りの取組み等の情報共有及び意見交換の場として、ブロック連絡会（県北・中央・県南）を年1回開催している。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題

協議会の企画・運営に関わる都道府県職員は、相談支援事業の内容や相談支援体制、協議会の役割などに関する知識や経験等を有する必要があると思うが、人事異動により経験の浅い職員が担当した場合は、協議会の運営が停滞する可能性があるため、引き継ぎに十分な時間を割くことが望まれる。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題

協議会が形骸化している市町村や、協議会において情報共有はできているが、地域課題の抽出及び検討、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の実績や課題の分析まで至っていない市町村がある。町村合同で協議会を設置している自治体では、コロナ禍以降開催できていないところもあり、活動再開に向けて話し合いを行っている。県ではブロック連絡会（県北・中央・県南）を年1回開催することによって、市町村協議会の活性化に向けた支援を行っているが、他にも効果的な支援ができるような取組みを検討していかなければならない。

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	1,016,262	人	指定特定相談支援事業所	56	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	35	市町村	指定一般相談支援事業所	38	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	7	カ所	委託相談支援事業所	38	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	11	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	6	カ所	令和8年度末目標設置数	全市町村	カ所
----------------	---	----	-------------	------	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	8	カ所	令和8年度末目標整備数	18	カ所
----------------	---	----	-------------	----	----

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	21	カ所	令和8年度末目標整備数	21	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

17

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

県自立支援協議会にて、市町村への支援について協議を行っており、今年度、基幹相談支援センターの設置や運営に係る研修会を開催することを検討している。研修内容の検討にあたり、市町村向けに設置や運営に係る課題や研修でどのような内容を希望するかアンケート調査を実施した。

② 課題

市町村への上記アンケート調査の結果、以下の課題が挙げられている。
 ・ 協力を依頼する相談支援事業所や人材の確保が困難
 ・ 設置・運営していく上での予算の確保が困難
 また、市町村間での仕組みの理解や課題認識に差があると感じている。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

・ 県自立支援協議会で市町村及び事業所を対象に研修会を開催した。

② 課題

・ 整備する上での市町村の課題について把握できていない。
 ・ 市町村への支援に係る予算を確保することが困難。

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会として相談支援従事者等の人材育成ビジョンを作成・更新し、人材育成に係る方向性や課題を協議会内外と共有し、協議会としての活動の指針としている。 ・新たに地域移行を推進するワーキンググループを設置する等して、地域の課題に対し、障害者支援施設の施設長も巻き込んで議論している。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県の各地域の出先機関で、市町村の自立支援協議会やその勉強会等に参加している。

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各地域の出先機関があるが、協議会の活動は本庁がほぼ行っており、出先機関を巻き込めていない。 ・部会が相談支援部会のみとなっており、幅広い課題に対して、全て相談支援部会で議論している状況のため、新たな部会を設置すべきという意見がある。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の協議会の詳細な活動状況や課題について、把握できていない。 ・県協議会のマンパワーで、市町村の協議会の支援まで及んでいない。

19

都道府県の取組状況等

都道府県名

福島県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	1,750,349	人	指定特定相談支援事業所	160	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	59	市町村	指定一般相談支援事業所	38	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	7	カ所	委託相談支援事業所	148	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施 or 未実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	4	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	14	カ所	令和8年度末目標設置数	(59市町村)	箇所
----------------	----	----	-------------	---------	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	23	カ所	令和8年度末目標整備数	39	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	58	カ所	令和8年度末目標整備数	59	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	基幹相談支援センターを設置できていない2地域（8市町村）については、共同設置を目指して、相談支援アドバイザーが地域に出向き、設置に向けた課題整理や具体的な助言を行っている。
② 課題	地域資源が乏しく、受託先が見つからない。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	各保健福祉事務所にける圏域会議等において、現状把握・情報共有を行っている。
② 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・整備済みの市町村であっても、医療的ケアや強度行動障がいのある方への対応など受託施設の人材、スキル不足により受入が難しく十分機能していない場合がある。 ・地域資源が少なく、整備が難しい地域がある。

21

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	令和6年度より、各圏域の課題を県内基幹相談支援センター連携会議で検討した上で解決ができないものについて、県自立支援協議会において協議することとし、県自立支援協議会運営委員会及び県自立支援協議会の構成員に基幹相談支援センターの代表者を加えた。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	市町村自立支援協議会の運営や事例検討の手法等について、県自立支援協議会地域生活支援部会委員を派遣し、助言等を行っている。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	<p>単なる報告の場、情報共有の場で終わることなく、協議の場とする必要がある。</p> <p>県自立支援協議会で協議した結果、地域（市町村）自立支援協議会へ戻して再度検討すべきものなど双方向での流れ、県自立支援協議会と地域（市町村）自立支援協議会との連動が必要である。</p>
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	<p>県自立支援協議会の各専門部会の動きが地域（市町村）に下りていないという声もある。</p> <p>県自立支援協議会には、5つの専門部会があるが、部会によっては、各地域（市町村）専門部会の活動内容を把握し連携会議等を実施、情報共有している部会もあるが、県自立支援協議会と地域（市町村）自立支援協議会との連動が図られていない地域が一部あり、圏域連絡会機能の充実も含め検討をしている。</p>